

## 第 2 7 号議案

### 長崎市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成 2 4 年法律第 6 5 号。以下「法」という。）第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定に基づき、本市における特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準（令和 7 年内閣府令第 9 5 号。以下「府令」という。）の定めるところによる。

(特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準)

第 3 条 次条に定めるもののほか、法第 5 4 条の 3 において準用する法第 4 6 条第 2 項の規定により条例で定める特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準は、府令に定める基準（府令の改正に際し定められた経過措置に規定する基準を含む。）とする。

(暴力団員等の排除)

第 4 条 特定乳児等通園支援事業者（その者が法人であるときは、その役員）及び特定乳児等通園支援事業所の管理者は、長崎市暴力団排除条例（平成 2 4 年長崎市条例第 5 9 号）第 1 2 条に規定する暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）であってはならない。

2 特定乳児等通園支援事業の実施に当たっては、長崎市暴力団排除条例第 2 条第 1 号に規定する暴力団又は暴力団員等を利することのないようにしなければならない。

(委任)

第5条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月18日提出

長崎市長 鈴木史朗

理 由

子ども・子育て支援に関する施策を強化するため子ども・子育て支援法の一部が改正されたことに伴い、特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める必要があるので、この条例案を提出する。

## 第 28 号議案

### 長崎市公告式条例等の一部を改正する条例

(長崎市公告式条例の一部改正)

第 1 条 長崎市公告式条例（昭和 26 年長崎市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項を次のように改める。

2 条例の公布は、市のホームページに設置した電子掲示場（以下この条において「電子掲示場」という。）に掲示して行う。ただし、天災その他やむを得ない事情により電子掲示場への掲示ができなくなったときは、市役所前の掲示場に掲示して行うことができる。

第 2 条に次の 1 項を加える。

3 前項の規定により電子掲示場に掲示を行うときは、併せて、市役所に設置した電子計算機の映像面で電子掲示場の閲覧をすることができる措置をとるものとする。

第 4 条第 2 項中「第 2 条第 2 項」の次に「及び第 3 項」を加える。

(長崎市税条例の一部改正)

第 2 条 長崎市税条例（昭和 25 年長崎市条例第 57 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条を次のように改める。

(公示送達)

第 9 条 法第 20 条の 2 の規定による公示送達は、公示事項（同条第 2 項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和 29 年総理府令第 23 号。以下「省令」という。）

第 1 条の 8 第 1 項に規定する方法により不特定多数の者が閲覧するこ

とができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を市役所前の掲示場に掲示し、又は公示事項を市の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするものとする。

第23条第4項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。）」を「省令」に改める。

（長崎市行政手続条例の一部改正）

第3条 長崎市行政手続条例（平成8年長崎市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第15条第3項中「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を市長等が定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を市役所前の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該行政庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及

び第4項」を加え、「「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過した」を「同項中「とき」とあるのは「」に、「、掲示を始めた」を「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「及び第16条」を「及び第4項並びに第16条」に、「「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条及び第3条並びに次項、附則第5項及び附則第6項の規定

令和8年5月21日

(2) 第2条並びに附則第3項及び附則第4項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日（以下「改正法施行日」という。）又は前号に定める日のいずれか早い日

(公告式に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の長崎市公告式条例の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする公布又は公表について適用する。

(公示送達に関する経過措置)

3 第2条の規定による改正後の長崎市税条例（以下「新条例」という。）の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日（以下「2号施行日」という。）以後にする公示送達について適用し、2号施行日前に

した公示送達については、なお従前の例による。

(公示送達に関する調整規定)

- 4 2号施行日が改正法施行日前である場合には、改正法施行日の前日までの間における新条例第9条の規定の適用については、同条中「公示事項(同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。)
- )を地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号。以下「省令」という。)第1条の8第1項に規定する」とあるのは、「送達すべき書類を特定するために必要な情報、その送達を受けるべき者の氏名及び市長がその書類を保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する旨(以下この項において「公示事項」という。)を市長が定める」とする。

(聴聞の通知の方式に関する経過措置)

- 5 第3条の規定による改正後の長崎市行政手続条例第15条第3項及び第4項(これらの規定を同条例第22条第3項(同条例第25条後段において準用する場合を含む。))及び第29条において準用する場合を含む。)の規定は、附則第1項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする聴聞の通知について適用し、同日前にした聴聞の通知については、なお従前の例による。

(長崎市監査委員条例の一部改正)

- 6 長崎市監査委員条例(昭和39年長崎市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第8条中「市役所前の掲示場」を「長崎市公告式条例(昭和26年長崎市条例第41号)第2条第2項に規定する電子掲示場」に改める。

令和8年2月18日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

市民等の利便性の向上及び職員の事務の効率化を図るため、条例の公布、公示送達、聴聞手続に係る公示による通知等の方法を見直したいので、この条例案を提出する。

## 第 29 号議案

### 長崎市附属機関に関する条例の一部を改正する条例

長崎市附属機関に関する条例（昭和 28 年長崎市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 市長の項に次のように加える。

	長崎市中部下 水処理場跡地 活用検討委員 会	中部下 水処理場跡 地の活用に 関する必 要な事項 の調査審 議に 関すること。
--	---------------------------------	---

### 附 則

この条例は、令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

長崎市長 鈴木史朗

### 理 由

中部下  
水処理場跡  
地の活用に  
関する必  
要な事項  
を調査審  
議するた  
め、長  
崎市中  
部下  
水処理  
場跡地  
活用  
検討  
委員  
会を  
設置  
した  
い  
の  
で、  
こ  
の  
条  
例  
案  
を  
提  
出  
す  
る。

## 第 3 0 号議案

### 市長及び副市長の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(市長及び副市長の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 市長及び副市長の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 4 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

1 6 令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの分として支給する給料の額は、市長にあっては第 3 条第 1 号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を減じて得た額とし、副市長にあっては同条第 2 号の規定にかかわらず、同号に定める額から当該額の 1 0 0 分の 5 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の算定の基礎となる給料月額は、同条第 1 号及び第 2 号に定める額とする。

(教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第 2 条 教育長の給与等に関する条例（昭和 2 8 年長崎市条例第 2 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

6 令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの分として支給する教育長の給料の額は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額の 1 0 0 分の 3 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の算定の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

(長崎市監査委員条例の一部改正)

第 3 条 長崎市監査委員条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの分として支給する常勤の監査委員の給料の額は、第 9 条第 2 項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額の 100 分の 3 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の算定の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

(長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例の一部改正)

第 4 条 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和 41 年長崎市条例第 39 号）の一部を次のように改正する。

附則に次の 1 項を加える。

- 5 令和 8 年 4 月から令和 9 年 3 月までの分として支給する管理者の給料の額は、第 2 条第 2 項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額の 100 分の 3 に相当する額を減じて得た額とする。ただし、退職手当の算定の基礎となる給料月額は、同項に定める額とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

市長、副市長、教育長、常勤の監査委員及び上下水道事業管理者の給料を減額したいので、この条例案を提出する。

### 第 3 1 号議案

一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和 2 6 年長崎市条例第 1 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「初任給調整手当」の次に「（第 1 種初任給調整手当及び第 2 種初任給調整手当をいう。第 1 9 条、第 2 3 条第 2 項及び第 2 3 条の 2 第 3 項において同じ。）」を加える。

第 7 条の 4 の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（初任給調整手当）」を付し、同条第 1 項中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当」に改め、同項第 2 号中「3 0, 0 0 0 円」を「5 5, 0 0 0 円」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「初任給調整手当」を「第 1 種初任給調整手当」に改め、同条の次に次の 1 条を加える。

第 7 条の 5 新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち第 4 条第 3 項の規定により当該職員の属する職務の級並びに第 5 条第 1 項、第 2 項、第 4 項及び第 5 項の規定により当該職員の受ける号給に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員その他の市長が定める職員にあっては、市長が定める額）並びにこれに第 9 条の 2 第 2 項の規定による地域手当の支給割合を乗じて得た額の合計額（その額に 1 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に 1 2 を乗じ、その額を勤務時間条例第 2 条第 1 項に規定する勤務時間に 5 2 を乗じたもので除して得た額（その額に 5 0 銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、5 0 銭以上 1 円未満の端数を生じたときはこれを 1 円に切り上げた額）（次項において

「特定額」という。)が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が定める額(同項において「基準額」という。)を下回るものには、採用の日から市長が定める日までの間、第2種初任給調整手当を支給する。

2 第2種初任給調整手当の月額、市長が定めるところにより基準額と特定額との差額を月額に換算した額とする。

3 第1項の規定の適用を受ける職員以外の職員で、同項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定めるものには、市長が定めるところにより、前2項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

4 前3項に規定するもののほか、第2種初任給調整手当の支給に関し必要な事項は、市長が定める。

第10条第2項第2号中「50,885円」を「77,625円」に改め、同条第4項中「月」の次に「(当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として市長が定める場合にあっては、その翌月)」を加える。

(長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和32年長崎市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条中「。以下「法」という。」を削る。

第2条中「初任給調整手当」を「第2種初任給調整手当」に改める。

第5条の次に次の1条を加える。

(第2種初任給調整手当)

第5条の2 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料及び地域手当の額につ

いて管理者が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、当該地域における最低賃金法（昭和34年法律第137号）による地域別最低賃金の額を考慮して管理者が定める額を下回るものに対して支給する。

- 2 前項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

第12条の2第2項中「ほか、管理職員」の次に「又は特定任期付職員」を加える。

（単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和32年長崎市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条中「給料」の次に「、第2種初任給調整手当」を加える。

第4条を次のように改める。

（第2種初任給調整手当）

第4条 第2種初任給調整手当は、新たに採用された職員であって、採用の日において、当該職員が受けるべき給料の額について市長が定めるところにより計算した勤務1時間当たりの額が、その在勤する地域における民間の賃金の最低基準を考慮して市長が定める額を下回るものに対して支給する。

- 2 前項の規定により第2種初任給調整手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして市長が定める職員には、同項の規定に準じて、第2種初任給調整手当を支給する。

(長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 長崎市立学校職員の給与、勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成3年長崎市条例第14号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当及び第2種初任給調整手当をいう。次条第1項本文において同じ。)」を加える。

第3条第1項ただし書中「初任給調整手当」の次に「(第1種初任給調整手当に限る。)」を加える。

(一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成20年長崎市条例第46号)の一部を次のように改正する。

附則第5項中「切替日」を「令和9年3月31日までの間、切替日」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定(長崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第1条の改正規定及び第12条の2第2項の改正規定に限る。)及び第5条の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間における第3条の規定による改正後の単純な労務に雇用される一般職の職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条第1項の規定の適用については、同項中

「給料」とあるのは、「給料及び一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和7年長崎市条例第5号）附則第7項の規定による地域手当」とする。

（長崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例の一部改正）

- 3 長崎市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例（令和4年長崎市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第28項中「第4条の規定による改正後の」及び「（以下「改正後の一般職の職員給与条例」という。）」を削る。

附則第29項中「改正後の一般職の職員給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

附則第31項中「改正後の一般職の職員給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改め、「第5条の規定による改正後の」及び「（附則第34項において「改正後の勤務時間条例」という。）」を削る。

附則第32項中「改正後の一般職の職員給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

附則第33項中「改正後の一般職の職員給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例第7条の5第1項、」に改める。

附則第34項中「改正後の勤務時間条例」を「一般職の職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」に改める。

附則第49項中「改正後の一般職の職員給与条例」を「一般職の職員の給与に関する条例」に改める。

令和8年2月18日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 本市の職員の給与水準を適切に確保するため、第2種初任給調整手当を支給できることとしたい。
- 2 自動車等を使用する一般職の職員に係る通勤手当の額を改定したい。
- 3 獣医師の処遇改善を図るため、獣医師の初任給調整手当の額を改定したい。
- 4 その他所要の整備をしたい。

## 第 3 2 号議案

### 長崎市宿泊税条例の一部を改正する条例

長崎市宿泊税条例（令和 4 年長崎市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「10,000 円」を「6,000 円」に改め、同条第 2 号中「10,000 円」を「6,000 円」に、「200 円」を「300 円」に改める。

附則第 6 項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（検討）」を付し、附則に次の 1 項を加える。

7 前項の規定により当該所要の措置を講じた場合における同項の規定の適用については、同項中「この条例の施行後」とあるのは、「改正後の長崎市宿泊税条例の施行の日（所要の措置を講じるための施行の日であって、直近のものに限る。）後」とする。

#### 附 則

##### （施行期日）

1 この条例は、市長が定める日から施行する。ただし、附則第 6 項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定及び附則に 1 項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

##### （経過措置）

2 改正後の長崎市宿泊税条例第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後の宿泊（同日の前日からこの条例の施行の日にかけて行われる宿泊を除く。）について適用する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

理 由

観光の振興を図る施策に要する費用に充てるための持続的な財源の確保に向け、宿泊税の税率を改定したいのと、同税に係る制度の検討時期を見直したいので、この条例案を提出する。

### 第 3 3 号議案

#### 長崎市手数料条例の一部を改正する条例

長崎市手数料条例（令和 7 年長崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 第 2 0 項第 8 号中「第 1 4 条第 1 5 項」を「第 1 4 条第 1 3 項」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

## 第 3 4 号議案

### 長崎市立中学校条例の一部を改正する条例

長崎市立中学校条例（昭和 3 9 年長崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

別表長崎市立大浦中学校の項を削る。

#### 附 則

この条例は、令和 1 0 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

生徒数が減少していること等を勘案し、大浦中学校を梅香崎中学校に統合するのに伴い、大浦中学校を廃止したいので、この条例案を提出する。

## 第 3 5 号議案

### 長崎市学校給食共同調理場条例の一部を改正する条例

長崎市学校給食共同調理場条例（平成 1 6 年長崎市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表長崎市香焼学校給食共同調理場の項、長崎市伊王島学校給食共同調理場の項及び長崎市三和学校給食共同調理場の項を削り、同表に次のように加える。

長崎市中部学校給食センター	長崎市川平町 1 0 3 番地 1
長崎市南部学校給食センター	長崎市香焼町 5 6 3 番地 1 5

#### 附 則

この条例は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

#### 理 由

川平町及び香焼町地内に建設中の共同調理場が近く完成するのに伴い、その名称及び位置を定める必要があるのと、同共同調理場に給食の調理等の業務を集約するのに伴い、長崎市香焼学校給食共同調理場、長崎市伊王島学校給食共同調理場及び長崎市三和学校給食共同調理場を廃止したいので、この条例案を提出する。

### 第 3 6 号議案

長崎市立保育所条例及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例の一部を改正する条例

(長崎市立保育所条例の一部改正)

第 1 条 長崎市立保育所条例(昭和 2 4 年長崎市条例第 5 号)の一部を次のように改正する。

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 3 市長は、乳児等通園支援を受けた者の保護者又は扶養義務者から、その乳児等通園支援に係る費用(以下「利用料」という。)として、1 人 1 時間(乳児等通園支援を利用した時間が 1 時間未満であるとき、又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。)につき 3 0 0 円を徴収する。

第 6 条第 2 項中「は、延長保育」を「又は利用料は、延長保育又は乳児等通園支援」に改め、同条第 4 項中「延長保育料」の次に「、利用料」を加える。

第 7 条及び第 8 条中「延長保育料」の次に「、利用料」を加える。

(長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例の一部改正)

第 2 条 長崎市立認定こども園長崎幼稚園条例(平成 2 7 年長崎市条例第 5 4 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、同号の前に次の 1 号を加える。

- (5) 児童福祉法(昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号)第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業

第 4 条に次の 1 項を加える。

- 4 市長は、乳児等通園支援を受けた者の保護者又は扶養義務者から、

その乳児等通園支援に係る費用（以下「利用料」という。）として、  
1人1時間（乳児等通園支援を利用した時間が1時間未満であるとき、  
又はその時間に1時間未満の端数があるときは、その時間又はその端  
数時間は、1時間として計算する。）につき300円を徴収する。

第6条第2項中「延長保育料」の次に「、利用料」を加え、「又は延  
長保育」を「、延長保育又は乳児等通園支援」に改め、同条第4項中「  
延長保育料」の次に「、利用料」を加える。

第7条及び第8条中「延長保育料」の次に「、利用料」を加える。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

令和8年2月18日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

市立の保育所及び長崎市立認定こども園長崎幼稚園において児童福祉法  
に基づく乳児等通園支援事業を実施することに伴い、保護者等から徴収す  
る利用料等を定めたいので、この条例案を提出する。

## 第 37 号議案

### 長崎市健康づくりセンター条例の一部を改正する条例

長崎市健康づくりセンター条例（平成 16 年長崎市条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 2 項中「（附属設備の利用に係るものを除く。）」を削り、同条中第 3 項を削り、第 4 項を第 3 項とする。

第 13 条中「附属設備」を「設備」に改める。

第 14 条第 2 項中「及び第 3 項」を削り、「並びに別表」を「及び別表」に改め、「、同条第 3 項中「利用料金については、指定管理者があらかじめ市長の承認を受けて」とあるのは「使用料については、市長が別にと」を削り、「第 4 項」を「第 3 項」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 2 月 18 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市健康づくりセンターの附属設備を廃止することに伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

## 第 3 8 号議案

### 長崎市体育館条例の一部を改正する条例

長崎市体育館条例（昭和 4 8 年長崎市条例第 2 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 8 条中「附属設備」を「設備」に改める。

別表第 2 第 1 項の表備考 6 を削り、別表第 2 第 2 項の表備考を次のように改める。

備考 利用時間が 1 時間未満であるとき、又はその時間に 1 時間未満の端数があるときは、その時間又はその端数時間は、1 時間として計算する。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（長崎市体育館条例の一部を改正する条例の一部改正）

- 2 長崎市体育館条例の一部を改正する条例（令和 7 年長崎市条例第 6 0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の改正規定中「5 附属設備の使用料は、市長が別に定める。」を削る。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

## 理 由

長崎市深堀体育館及び長崎市三和体育館の附属設備を廃止することに伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

## 第 3 9 号議案

### 長崎市水道事業給水条例の一部を改正する条例

長崎市水道事業給水条例（昭和 3 3 年長崎市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 6 条第 1 項を次のように改める。

従量料金は、2 箇月ごとの基準日に行うメーターの検針により計量した使用水量（その使用水量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、その端数を次のメーターの検針により計量する使用水量とする。）の 2 分の 1 に相当する水量（その水量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、その端数を検針を行った月分の使用水量とする。）を、検針を行った月分及びその前月分の使用水量として、それぞれ別表第 2 により算定して得た額とする。

第 2 8 条第 1 項中「1 月分」を「1 箇月分」に改め、同条第 2 項中「1 月分」を「1 箇月分」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、その算定に用いる使用水量に 1 立方メートル未満の端数があるときは、給水装置の使用を休止し、又は給水を停止した場合にあっては再開した日以後の最初のメーターの検針により計量する使用水量にその端数を加えて算定し、給水装置の使用を廃止した場合にあってはその端数を切り捨てて算定するものとする。

第 3 8 条の見出し中「取りはずし」を「取り外し」に改め、同条中「取りはずす」を「取り外す」に改める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 9 年 1 0 月 1 日から施行する。ただし、第 3 8 条の

改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和9年10月にメーターの検針を行う場合における当該月分の料金の算定については、改正後の長崎市水道事業給水条例第26条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

令和8年2月18日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

水道料金の算定方法の明確化及び職員の事務の効率化を図るため、従量料金の算定方法を見直したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

## 第 4 0 号議案

### 長崎市火災予防条例の一部を改正する条例

長崎市火災予防条例（昭和 3 7 年長崎市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条の 2 の見出し並びに同条第 1 項及び第 2 項中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改め、同条を第 7 条の 3 とし、同条の前に次の 1 条を加える。

（簡易サウナ設備）

第 7 条の 2 簡易サウナ設備の位置及び構造は、次に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 火災予防上安全な距離を保つことを要しない場合を除き、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として対象火気設備等及び対象火気器具等の離隔距離に関する基準により得られる距離以上の距離を保つこと。
- (2) 簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に直ちにその熱源を遮断することができる手動及び自動の装置を設けること。ただし、薪を熱源とする簡易サウナ設備にあっては、その周囲において火災が発生した際に速やかに使用できる位置に消火器を設置した場合は、この限りでない。

2 前項に規定するもののほか、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理の基準については、第 3 条（第 1 項第 1 号、第 1 0 号から第 1 4 号まで及び第 1 7 号から第 1 8 号の 3 まで、第 2 項第 6 号、第 3 項並びに第 4 項を除く。）及び第 5 条第 1 項の規定を準用する。

第 2 9 条の 7 を同条第 2 項とし、同条に第 1 項として次の 1 項を加える。

本市は、住宅における火災の予防を推進するため、次に掲げる施策の実施に努めるものとする。

- (1) 住宅における出火防止、火災の早期発見、初期消火、延焼防止、通報、避難等に資する住宅用防災機器、感震ブレーカーその他の物品、機械器具及び設備の普及の促進
- (2) 住民の自主的な防災組織が行う住宅における火災の予防に資する活動の促進

第52条第6号の次に次の1号を加える。

(6)の2 簡易サウナ設備（個人が設けるものを除く。）

第52条第7号中「サウナ設備」を「一般サウナ設備」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和8年3月31日から施行する。

令和8年2月18日提出

長崎市長 鈴木史朗

#### 理 由

次の理由により、この条例案を提出する。

- 1 対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備の位置、構造及び管理に関する基準等を定める必要がある。
- 2 住宅における火災の予防を推進するため、出火防止に資する住宅用防災機器の普及促進等に努める施策を定めたい。

## 第 4 1 号議案

### 過疎地域持続的発展市町村計画について

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和 3 年法律第 1 9 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、本市の過疎地域持続的発展市町村計画を別紙のとおり定める。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

過疎地域について、総合的かつ計画的な対策を実施するため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第 3 条第 1 項の規定により過疎地域とみなされる旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町及び旧三和町の区域に係る過疎地域持続的発展市町村計画を定めたいが、この過疎地域持続的発展市町村計画を定めるに当たっては、同法第 8 条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

# 長崎市過疎地域持続的発展計画

令和8年度～令和12年度

長 崎 市

## 目次

はじめに	1
1 基本的な事項	1
香焼地区	4
伊王島地区	8
高島地区	12
野母崎地区	15
外海地区	19
三和地区	23
2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	32
香焼地区	32
伊王島地区	34
高島地区	36
野母崎地区	38
外海地区	40
三和地区	42
6地区共通	43
3 産業の振興	44
香焼地区	44
伊王島地区	48
高島地区	53
野母崎地区	58
外海地区	64
三和地区	70
6地区共通	74
4 地域における情報化	76
6地区共通	76
5 交通施設の整備、交通手段の確保	78
香焼地区	78
伊王島地区	80
高島地区	83
野母崎地区	85
外海地区	87
三和地区	90
6 生活環境の整備	92
香焼地区	92
伊王島地区	96
高島地区	101
野母崎地区	106
外海地区	111
三和地区	116

7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	120
	香焼地区	120
	伊王島地区	122
	高島地区	124
	野母崎地区	126
	外海地区	128
	三和地区	130
8	医療の確保	132
	香焼地区	132
	伊王島地区	133
	高島地区	134
	野母崎地区	135
	外海地区	136
	三和地区	138
	6地区共通	138
9	教育の振興	139
	香焼地区	139
	伊王島地区	141
	高島地区	143
	野母崎地区	146
	外海地区	149
	三和地区	152
10	集落の整備	154
	香焼地区	154
	伊王島地区	155
	高島地区	156
	野母崎地区	157
	外海地区	158
	三和地区	159
	6地区共通	159
11	地域文化の振興等	160
	香焼地区	160
	伊王島地区	162
	高島地区	165
	野母崎地区	170
	外海地区	173
	三和地区	178
12	再生可能エネルギーの利用の促進	180
	6地区共通	180
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項	182
	三和地区	182
	事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分	183

はじめに

### 【計画の趣旨】

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）に基づき、本市においては、旧香焼町、旧伊王島町、旧高島町、旧野母崎町、旧外海町及び旧三和町が過疎地域とみなされた。

これらの区域において、持続的発展に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、令和8年4月1日から令和13年3月31日までを計画期間とする「長崎市過疎地域持続的発展計画」を定めるものである。

### 【過疎地域の位置】

法第2条第2項の規定に基づき公示された長崎市の過疎地域は、市域の南部及び北部に位置しており、うち2地区（外海地区の一部を含む。）は離島地域である。

#### 1 基本的な事項

【過疎地域の持続的発展の支援に関する基本的な方向性】

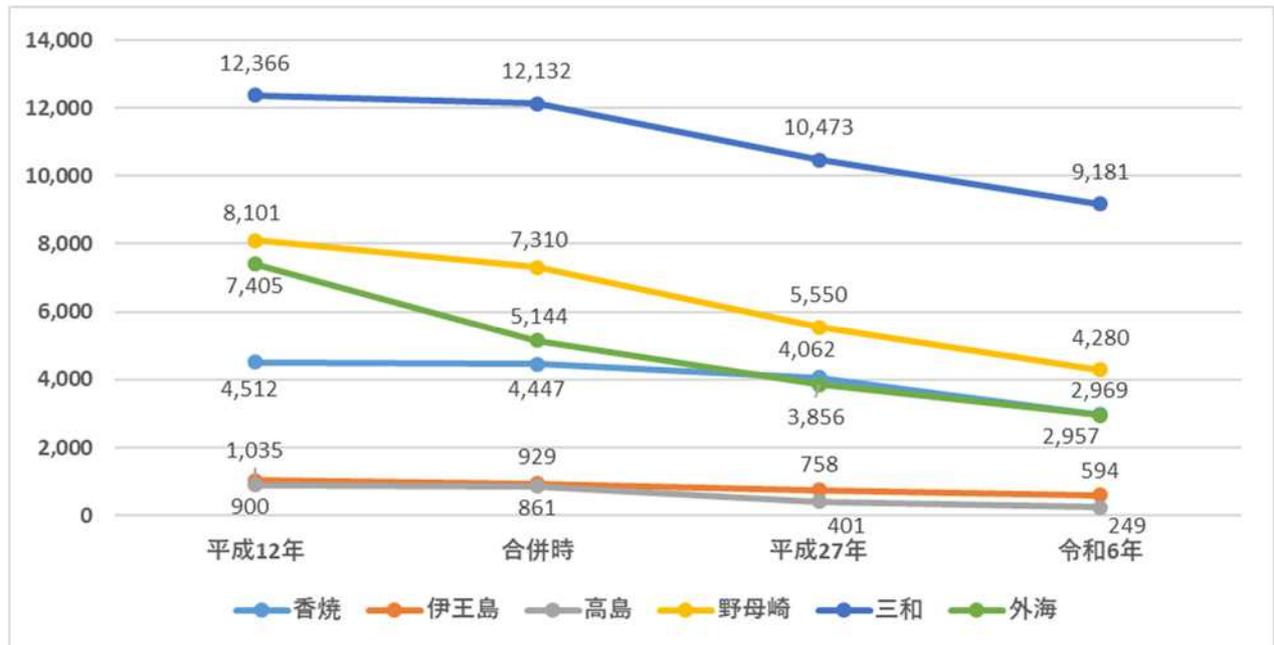
長崎市における総人口は、少子化、高齢化等の進展により、1975年に50万6千人とピークに達した後、1985年頃を境に減少に転じている。これは国よりも20年余り早い減少であり、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、今後も人口は減り続け、2050年には28万人まで減少することが見込まれている。

この急激な人口減少を緩和させるためには、まち全体としての魅力向上を図り、選ばれるまちにならなければならないことから、地域資源の磨き上げや活用を通じて、個性豊かなまちの実現を目指す。

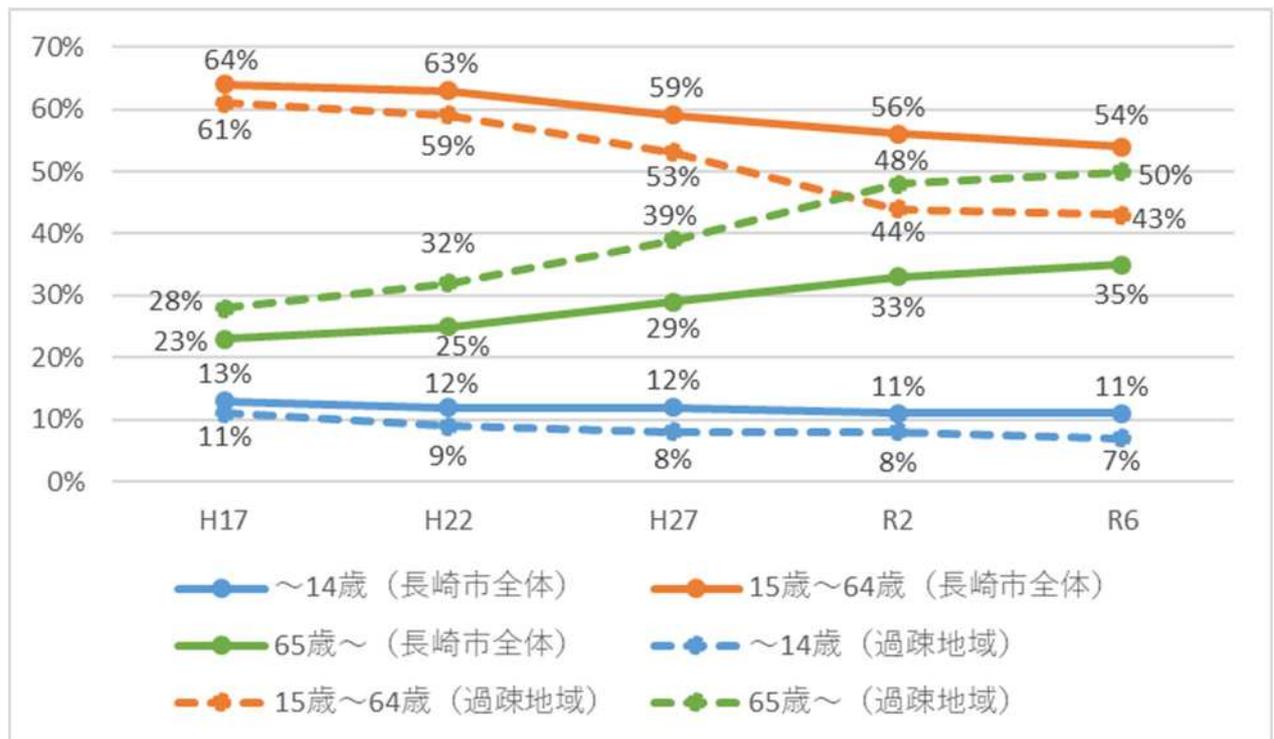
併せて、過疎地区においては、2005年から2020年の人口減少率が長崎市全体の10.1%に対し、25.8%とさらに速いペースで減少が進んでおり、地域活力や、日常生活に必要な様々なサービスの低下を招いていることから、法における持続的発展という理念のもと、住民の暮らしやすさに資する生活の基盤づくりに取り組むことにより、安心して暮らし続けることができる地域の実現を目指す。



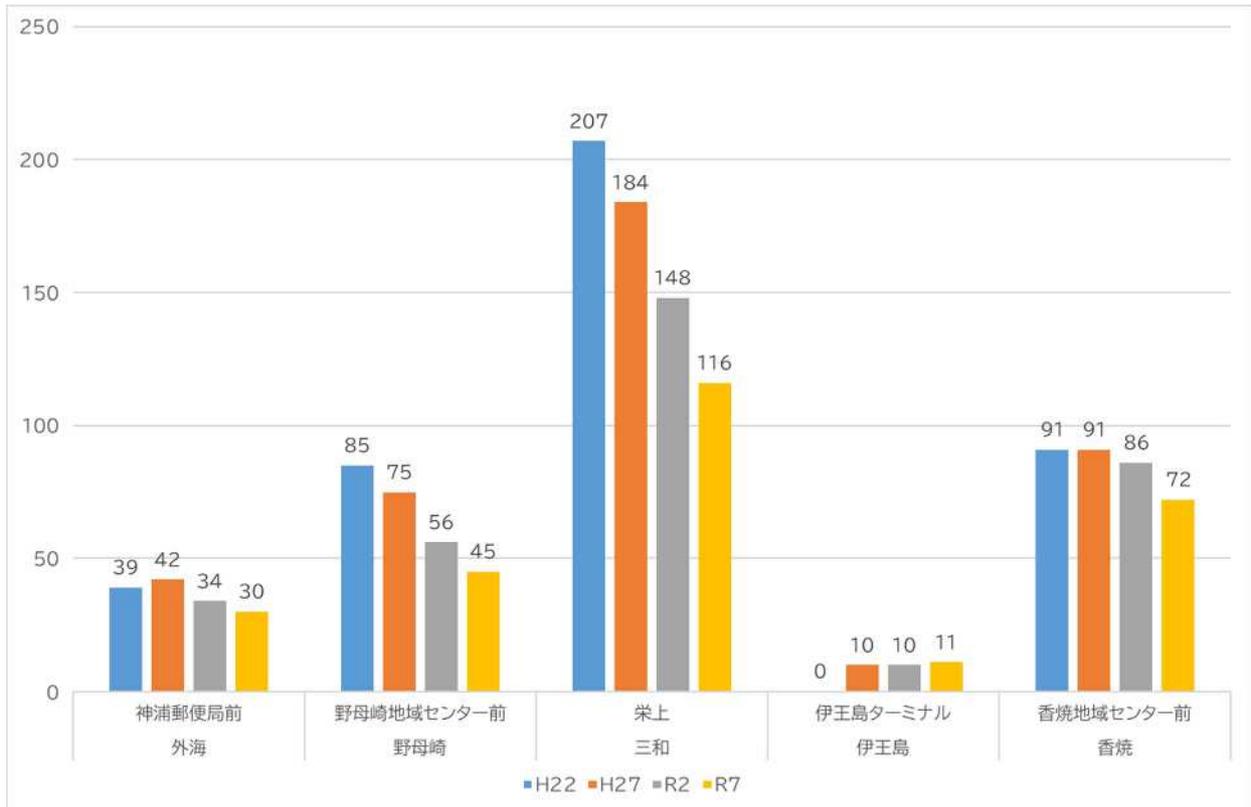
人口推移（過疎地域地区別人口）



人口推移（人口構成）



路線バス運行便数の変化（地区別運行便数の推移）



※高島地区においては路線バスの運行なし

## 【香焼地区】

### (1) 過疎地域の概況

香焼地区は、長崎港の入口に位置し、市中心部まで約10kmという近距離にある。

元来は、島であったが昭和46年に完成した長崎外港埋立てにより長崎半島と陸続きになり、東西3.7km、南北3.4km、面積4.51km<sup>2</sup>で三方を海に囲まれている。

地形は、大手造船所の工業用地などの海岸部の埋立地を除き、平地に乏しく、中心部には高さ100m前後の遠見岳、高岳及び天神山などの山々が連なり、海岸線は、北東部から北西部にかけて、彦四郎鼻、馬の背鼻、玄牛鼻などの岬により変化に富んだ海岸線を形成している。また、地質は、砂岩、れき岩、けつ岩などの地層から成り立っており、特に南西部の高島層は、石炭を含む地層となっている。

香焼地区の歴史は、もともと香焼島、蔭ノ尾島の2つの島から構成され、廃藩置県後の明治5年に長崎県の管轄となり、深堀村に合併していたが、明治12年の郡制施行により、西彼杵郡の管轄下に置かれ香焼村となり、明治22年の町村制施行により、再び深堀村に編入され、深堀村大字香焼となった。その後、明治31年に深堀村から分村し、昭和36年の町政施行により旧香焼町となる。

明治以後、石炭と造船産業の盛衰とともに歩み、昭和17年に香焼島と蔭ノ尾島の瀬戸が埋め立てられひとつの島となり、翌年の昭和18年には、人口2万人を超えるほどの盛況であった。

しかし、戦後の社会経済情勢及び産業構造の変化により、昭和30年代に基幹産業であった造船及び石炭産業がともに消滅し、昭和40年には、人口が4,598人に急減・衰退し、過疎化した。

その後、昭和41年から昭和46年にかけて長崎県が長崎外港計画の一環として香焼深堀間の臨海工業用地埋立てを行い、長崎半島と陸続きになり、埋立て開始後の昭和42年に大手造船所が進出し、昭和47年には最新鋭工場の完成に伴う本格的な操業を開始したことにより再生した。

造船関連企業による税収により、普通交付税の不交付団体になるなど、堅調な財政運営で各種施策を行うことができた。しかし、財政基盤は、この造船関連産業と密接な関係から経済状況に左右され、景気低迷による直接的な影響により、経常収支比率が高く、非常に厳しい財政運営を強いられてきた。

平成28年には大型客船の建造が始まり、多くの従業者が旧町内に転入し、一時的な人口の増加が見られたが、建造の終了と同時に人口流出の一途となっており、以降人口減少と併せて少子高齢化が進行している。

このような中、地域活性化事業の一策として、「香焼チューリップまつり」を開催し、地域が一体となって交流人口の拡大に取り組んでいる。また、令和2年には、地域独自のまちづくりを推進する「香焼まちづくり協議会」を設立し、各種活動に積極的に取り組む等、持続可能で活力ある地域の発展に取り組んでいる。

また、令和5年には大手造船所が県内造船所に引き継がれるなど、産業構造の再構築が進んでいるが、今後も時代のニーズに合わせた造船業の構造転換が不可欠で、県内造船所が進める次世代燃料船など高付加価値船建造や洋上風力などの海洋資源を活用した新分野への対応が期待される。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

埋立て前の昭和35年には8,936人であったが、戦後の造船・石炭が消滅すると、5千人を下回る状況になり、一旦、大手造船所が進出した後の昭和50年には5,506人となるが、その後は減少傾向になり、平成2年に4,931人、令和2年には、3,201人と減少している。昭和55年と令和2年の比較では△41.3%と極端な人口減少となり、以後も微減している。

年齢構成別では、0歳～14歳の年少人口及び15歳～64歳の生産年齢人口は、転出により、昭和55年と令和2年を比較するとそれぞれ1,427人から350人、3,422人から1,551人と激減し、現在も微減の傾向にあるが、65歳以上の高齢者比率は、増加の傾向にあり、令和2年の高齢者比率は40.4%と2.48人に1人が高齢者という状況である。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [香焼地区]

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 5,454	人 4,931	% △9.6	人 4,196	% △14.9	人 3,601	% △14.2	人 3,201	% △11.1	
0歳～14歳	1,427	963	△32.5	576	△40.2	445	△22.7	350	△21.3	
15歳～64歳	3,422	3,137	△8.3	2,599	△17.2	1,969	△24.2	1,551	△21.2	
うち15歳～29歳(a)	1,106	872	△21.2	602	△31.0	412	△31.6	326	△20.9	
65歳以上(b)	605	831	37.4	1,021	22.9	1,176	15.2	1,294	10.0	
(a)/総数 若年者比率	% 20.3	% 17.7	—	% 14.3	—	% 11.4	—	% 10.2	—	
(b)/総数 高齢者比率	11.1	16.9	—	24.3	—	32.7	—	40.4	—	

※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表1-1(2) 人口の今後の見通し

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

イ 産業の推移と動向

唯一の基幹産業である造船業は、回復傾向であるものの、はん用機械器具製造業は低操業が続いており、併せて、深刻な人手不足や物価高騰の影響が続くなど、厳しい経営環境にある。地域に立地している事業所の多くは個人又は中小・零細企業であり、業種は造船関連又は土木・建設業により占められている。

第一次産業就業人口比率は、もともと本産業の基盤が弱く、就業者数が少ないところであるが、減少傾向が続いている。

第二次産業就業人口比率は、はん用機械器具製造業の不振に伴い、減少が続いている。

一方、第三次産業就業人口比率は、中心部への通勤圏内であることから人口比率は増加傾向にある。

### (3) 行財政の状況

#### ア 行財政の現況と動向

表 1-2(1) 市町村財政の状況

市全体の状況のみ記載

#### イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表 1-2(2)のとおりである。

毎年、着実な整備が進んでおり、水道普及率は100%、水洗化率は99%を超え市全体の数値に比して高い水準にあるが、整備への着手が早かったことから経年劣化が見られ更新改修が必要である。狭小区間の拡幅整備など、道路改良も引き続き整備が必要である。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [香焼地区]

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	—	38.4	41.6	73.7
舗装率 (%)	—	—	77.3	87.6	97.3
農道					
延長 (m)	—	—	—	—	0.0
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	0.0
林道					
延長 (m)	—	—	—	—	0.0
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	0.0
水道普及率 (%)	—	—	—	100.0	100.0
水洗化率 (%)	—	—	—	99.9	99.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	0.0	0.0

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

### (4) 地域の持続的発展の基本方針

#### ア 基本方針

豊かな自然を守り、景観を生かした計画的で秩序ある土地の利用を図り、自然と調和した、住みたいまち、定住拠点としての整備を推進する。

また、資源である海と緑、産業を活用し、スポーツ・レクリエーション地域としての整備を進める。

#### イ 施策の柱

(7) 造船業をはじめとする製造業を取り巻く環境の変化がある中で、地区内には多くの中小製造業が立地しており、引き続き技術・技能の高度化や新技術導入による生産性向上の取組みや新分野への進出を支援していく。また、通勤者の利便性向上や地区内への居住促進を図るため、持続可能な交通手段の確保に努める。

港湾施設等については、台風の越波災害など防災面で地域の安全・安心を確保するため、関係機関との連携を強化し、継続して港湾・海岸保全整備を進めていく。

- (イ) 総合公園を活用したスポーツの振興や花のあるまちづくりを地域住民と共に推進し、交流人口の拡大による地域の活性化を図る。

教育施設については、老朽化した学校・公民館の改修を行い、教育環境の整備充実を図る。また、学校給食の課題に対応する新学校給食センターにおいては、周辺環境に配慮した整備を行うとともに、施設の有効活用により地域活動への支援を図る。

- (ウ) 住宅の多くは斜面地に形成しており幅員が狭く、地区内の生活道路の整備を進めることにより、生活様式の多様化に配慮した、優しく、より暮らしやすいまちづくりを進める。また、市中心部及び周辺地域への通勤圏であることから、新たに定住できる環境整備を進める。

## 【伊王島地区】

### (1) 過疎地域の概況

伊王島地区は、長崎港の南西約10kmの沖合に、おおよそ南北に横たわり、伊王島と沖之島の2島からなっている。面積は2.26km<sup>2</sup>で、長崎港の防波堤のような位置にある。地形は両島とも、海岸から山岳に盛り上がり、坂道が多く平地は希少であり、公共施設はそのほとんどが埋立地にある。地質は砂質のやせ地で、土壌は浅く自然のままでは耕作に適せず、気候は、対馬暖流の影響で夏も比較的涼しく、冬は無霜地帯である。

伊王島地区の歴史については、明治22年の町村制施行により、伊王島と沖之島が合併し「伊王島村」となり、その後、昭和16年、石炭資源が開発されて以来、島の基幹産業として発展の一途をたどり、昭和37年5月には町制が施行された。

その後も、炭鉱の町として栄えてきたが、昭和47年3月の炭鉱閉山によって職場を失った炭鉱従事者及びその家族の離島が相次ぎ、人口は激減し、過疎化への道をたどった。

閉山後、地域振興の一環として、昭和62年に第三セクターによる「伊王島スポーツリゾート開発(株)」を誘致し、平成元年7月にはスポーツを中心とした長期滞在型のリゾート施設「ルネサンス長崎・伊王島」がオープンし、これに併せて海水浴場の整備、各種イベントの開催等の施策を展開した結果、年間40万人を超える交流人口を生み出すまでの成果が上がった。しかし、その後の集客が伸び悩み、「伊王島スポーツリゾート開発(株)」は、経営の続行は困難との判断に至り、平成13年12月解散、平成14年1月末をもって施設は全て閉鎖された。このため、地区内の商工業をはじめ水産業等のさまざまな分野に至るまで影響が出た。

炭鉱閉山により離島、旧産炭地、過疎と三重苦の道を歩んできた伊王島地区にとって、基幹産業を失う影響の大きさを身をもって経験してきただけに、再度、リゾート施設を中心とした施策を展開し、観光・リゾートの島として更なる活性化を図るため、平成15年7月、旧伊王島町は、閉鎖したリゾート施設を購入し、全国で公設民営型施設の運営実績を持つ民間企業のノウハウを導入して、リゾート施設の再開を果たした。平成16年3月には温泉掘削に成功し、天然温泉と島内外の地元産品を活用した宿泊施設として年間を通して活況を呈している。平成23年3月には伊王島大橋が開通し、交通アクセスが向上したことにより、県内外からの来訪者が増えたことから伊王島地区の住民などで組織された特産品開発を目的とした加工組合やNPO法人が結成され、伊王島の活性化に取り組んでいる。

さらに、平成29年には旧伊王島町時代から公設民営で運営していたリゾート施設を民間へ売却し、翌年のリニューアルオープン後、令和2年にはその民間による新たな温浴施設がオープンするなど集客力が強化されたことから、さらなる交流人口の増加が期待されている。

近年、人口減少に伴い地域の連帯意識の希薄化や近隣との付き合いが減少するなど、地域社会の維持に影響を与えていることから、地域社会の連帯意識の再醸成が課題である。地域の持続的発展のために、交流人口の増加による地域の活性化のためのインフラ整備に取り組む一方で、地域コミュニティの存続のため定住人口の増加につながるような施策にも取り組んでいる。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

炭鉱が昭和47年に閉山したことにより、昭和35年に7,266人であった人口は昭和50年には1,887人となり、△74.0%という極端な人口減少となった。

年齢構成別では、0歳～14歳の年少人口及び15歳～64歳の生産年齢人口は、閉山による島からの転出により、昭和35年と令和2年を比較するとそれぞれ2,842人から39人、4,155人から223人と激減し、現在も微減の傾向にあるが、65歳以上の高齢者比率は、増加の傾向にあり、令和2年の高齢者比率は56.6%と1.77人に1人が高齢者という状況である。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [伊王島地区]

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 1,683	人 1,233	% △26.7	人 807	% △34.5	人 689	% △14.6	人 617	% △10.4
0歳～14歳	358	149	△58.4	61	△59.1	44	△27.9	39	△11.4
15歳～64歳	1,026	746	△27.3	388	△48.0	303	△21.9	223	△26.4
うち15歳～29歳(a)	290	180	△37.9	51	△71.7	41	△19.6	40	△2.4
65歳以上(b)	299	338	13.0	358	5.9	337	△5.9	349	3.6
(a)/総数 若年者比率	% 17.2	% 14.6	—	% 6.3	—	% 6.0	—	% 6.5	—
(b)/総数 高齢者比率	17.8	27.4	—	44.4	—	48.9	—	56.6	—

※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表1-1(2) 人口の今後の見通し

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

イ 産業の推移と動向

唯一の基幹産業であった炭鉱が閉山したため人口は激減し、また、石炭産業とともに栄えてきた農業、漁業、商工業など地元の産業も、人口の減少とともに衰退した。

第一次産業就業人口比率は逡減傾向にあったが、平成17年にはUターンなどにより増加した。しかし、高齢化、後継者不足の問題は依然解消されていない。

また、第二次産業就業人口比率は、閉山に伴い激減した後、逡減傾向は続いている。

一方、第三次産業就業人口比率は、閉山という社会的・経済的構造の変化に伴う増加に転じ、平成元年のリゾート施設誘致後も逡増傾向にある。

### (3) 行財政の状況

#### ア 行財政の現況と動向

##### 表 1-2(1) 市町村財政の状況

市全体の状況のみ記載

#### イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表 1-2(2)のとおりである。

毎年、着実な整備が進んでいるものであるが、道路改良率においては、依然市全体の数値に比して低位な水準にあり、引き続き整備が必要である。

特に、伊王島大橋架橋後車両による訪問者が増えており、狭隘な道路の改良や駐車スペースの確保が一定進んだが、引き続き整備を進める必要がある。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [伊王島地区]

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	17.2	20.4	31.5	40.2	52.5
舗装率 (%)	92.2	93.0	94.4	94.8	98.1
農道					
延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林道					
延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率 (%)	—	—	—	68.3	78.9
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	3.4	0.0	0.0	0.0	0.0

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

### (4) 地域の持続的発展の基本方針

#### ア 基本方針

生活環境の整備充実を図るとともにリゾート・憩いの地域としてのハード・ソフト両面から観光の振興を図り、併せて定住環境の整備を進める。

#### イ 施策の柱

(7) 車による来訪者に対応した地域内の基幹道路の拡張整備や持続可能な交通手段の確保など、来訪者に対する利便性を高めていく。

さらに、ゴールデンウィークや海水浴場が賑わう夏休み期間中などは通常時に比べ一時的に多くの車両が地域内に入り込むことがあるため、交通対策を実施する必要がある。

(イ) 地域内を巡るコースの設定や案内板の整備、自然に親しみ、歴史や文化に触れるた

めのソフト事業等を検討し、ユニークな地形や素朴で歴史を感じさせる教会や灯台などの歴史的・文化的資源を融合させて地域全体を楽しむことができるまちづくりを進めていく。また、グリーンツーリズムに取り組むなど、地域内でさまざまな体験ができる環境を整え、さらには地場産品を使った特産品の販売促進などを行い、人を呼んで栄えるまちをめざし、地域の活性化を図る。

- (ウ) 生活道路の整備を進めることにより、より暮らしやすいまちづくりを進める。また、架橋により市本土地域との交通アクセスが向上し、市中心部及び周辺地域への通勤圏となったため、新たに定住できる環境整備を進める。

## 【高島地区】

### (1) 過疎地域の概況

高島地区は、長崎港から南西約14.5kmの沖合に位置し、面積1.34km<sup>2</sup>の島で、高島、端島、中ノ島、飛島の四つの島からなり、有人島は高島のみである。

地形は、伊王島と同様に平地が少なく、中央に海拔114mの権現山がある。

風は、夏には概ね南西から、冬は概ね北西から吹く日が多く、台風、冬期の季節風の時期には、海上交通は欠航を余儀なくされ、時には台風の被害が甚大となるなど、年間を通して風害が深刻である。

昭和23年10月、町制を施行した旧高島町は、明治、大正、昭和を通じ石炭産業を中心として発展を続け、日本の近代化に重要な役割を果たしてきた。その後、昭和30年4月には町村合併促進法(昭和28年法律第258号)により、隣接の高浜村端島と合併し、面積1.24km<sup>2</sup>に人口16,904人という日本で人口密度第一位の町となった。

高島地区は、石炭産業を唯一の基幹産業とした一島一町一企業という特殊な自治体として明治、大正、昭和にわたって典型的な炭鉱依存型の自治体として発展してきたが、昭和49年1月に端島鉱が閉山し、昭和61年11月には歴史と伝統のある高島炭鉱も閉山した。この間、昭和48年の高島炭鉱の合理化により約700人、翌年の昭和49年には端島鉱の閉山により約580人、さらに昭和50年には、高島炭鉱の合理化により830人と多数の炭鉱従業員が整理解雇され、地域の雇用が大きく落ち込む中で、家族を連れて他市町村へ新たな職を求めて島外へ転出していった。

さらに、昭和61年の高島炭鉱閉山により、当時約5,500人の人口が現在200人台にまで激減し、自治体の経済的社会的基盤が大きく後退した。

炭鉱閉山後、新たな雇用の確保を図るため、セメント二次製品製造販売会社(平成17年7月撤退)、ヒラメ等の養殖会社及び未開発高級魚養殖システム研究開発会社(平成15年11月解散)、また、昭和63年11月には縫製工場(平成4年1月撤退)、平成元年3月には水産物加工場(平成6年8月工場閉鎖)が立地し、平成13年には魚類種苗生産会社(令和2年度に廃止)が起業したが、いずれも雇用の確保という観点からは厳しい結果となった。

一方、炭鉱住宅跡地を活用して第三セクター企業が栽培を開始した高島トマトは、その後継企業により「たかしまフルーティトマト」としてブランド化に成功し、青果品に加えて規格外のトマトを活用した加工品の開発・販売にも取り組んでおり、一定の雇用確保につながっている。

また、平成3年3月に水産庁の認定を受けて整備された南風泊漁港をはじめ、飛島磯釣り公園や高島海水浴場などを活用し、平成22年度からは地域活性化団体によるシュノーケリング体験が順調に実績を伸ばしており、今後も海を使ったマリンスポーツによる交流人口の増加が期待できる。

このような中、平成27年7月には「高島炭坑(北溪井坑跡)」や「端島炭坑(軍艦島)」を構成資産に含む「明治日本の産業革命遺産」が世界文化遺産に登録されたことも追い風となり、地域が一体となって域外との交流を推進し、地域の持続的発展のための取り組みを行っている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

国勢調査による人口のピークは、昭和35年の20,938人であるが、国のエネルギー政策の転換による合理化により人口減少に転じ、昭和61年の炭鉱閉山後に行われた平成2年国勢調査では1,256人、令和2年では324人と激減し、その後も減少傾向が続いている。

年齢構成別では、0歳～14歳の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口の減少が著しいため、令和2年の高齢者比率は49.1%と2.04人に1人が高齢者という状況である。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [高島地区]

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 6,596	人 1,256	% △81.0	人 722	% △42.5	人 382	% △47.1	人 324	% △15.2
0歳～14歳	1,333	103	△92.3	49	△52.4	19	△61.2	30	57.9
15歳～64歳	4,763	784	△83.5	338	△56.9	167	△50.6	133	△20.4
うち15歳～29歳(a)	1,031	113	△89.0	48	△57.5	16	△66.7	15	△6.3
65歳以上(b)	500	369	△26.2	335	△9.2	196	△41.5	159	△18.9
(a)/総数 若年者比率	% 15.6	% 9.0	—	% 6.6	—	% 4.2	—	% 4.6	—
(b)/総数 高齢者比率	7.6	29.4	—	46.4	—	51.3	—	49.1	—

※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表1-1(2) 人口の今後の見通し

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

イ 産業の推移と動向

基幹産業である石炭産業を中心とした産業構造であったが、高島炭鉱の閉山により、既存の関連企業はもとより地元商店等も多大な影響を受け転廃業が続出した。

第一次産業就業人口比率は、平成17年までは減少していたもののその後は増加傾向にある。また、閉山に伴い、第二次産業就業人口比率は激減している。一方で、第三次産業就業人口比率は、平成17年までは社会的、経済的構造の変化に伴い増加していたもののその後は減少傾向にある。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

表1-2(1) 市町村財政の状況

市全体の状況のみ記載

イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表1-2(2)のとおりである。  
 一定、整備が進んだが、道路改良率については、引き続き整備が必要である。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況〔高島地区〕

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	23.9	23.9	29.0	42.5	64.6
舗装率 (%)	76.1	76.1	86.7	100.0	100.0
農道					
延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林道					
延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
水道普及率 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
水洗化率 (%)	—	72.1	97.8	98.9	100.0
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	1.0	1.9	3.2	0.0	0.0

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

##### ア 基本方針

海をメインとしたスポーツ・レクリエーションの振興及び世界文化遺産の来訪者の受入れ体制の確保を図り、年間を通じた交流人口の拡大に努める。また、農水産業の振興、航路の維持、高齢者が安心して暮らせる体制の整備に努める。

##### イ 施策の柱

(7) 体験型観光施設の海水浴場、磯釣り公園などアウトドアを楽しむ施設を活用し、イベントの開催や海をテーマとしたスポーツ・レクリエーションの開催、グリーンツーリズムによる交流人口の拡大を図る。

(イ) 老朽化した市営住宅の集約化を進める。

このほか、介護サービスなどを活用した福祉・保健・医療体制の充実により、高齢者が暮らしやすい住環境の整備を進める。

(ウ) 「たかしまフルーティトマト」については、地域外へ販売するルートの強化や生産量の増加に取り組み、引き続きブランド力の向上を図る。

また、「ながさきBLUEエコノミー」事業については、産学官連携のもと、養殖業の産業化を推進し、地域の活性化につなげていく。

(イ) 「高島炭坑(北溪井坑跡)」や「端島炭坑(軍艦島)」を構成資産に含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」が世界文化遺産に登録されていることから、資産の保全を推進する。また、歴史・文化の情報発信の充実により来訪者を増やし、地域活性化を図る。

## 【野母崎地区】

### (1) 過疎地域の概況

野母崎地区は、長崎市中心部から南西へ約26km、長崎半島の先端部に位置し、東南西の三面が海に囲まれた総面積20.92km<sup>2</sup>の地域である。地形は、中央部をやや東寄りに縦走する標高300m前後の山系が連なり、急峻で平坦地に乏しいが、39kmにも及ぶ海岸線は自然が織りなす景勝景観に富み、多数の観光客が本地区を訪れている。気候は、対馬暖流の影響を受け年間平均気温17℃と県内で最も暖かく、温暖多雨な地域である。

野母崎地区の歴史は、町村合併促進法に基づき、昭和30年4月1日に高浜村、野母村、脇岬村、樺島村の4カ村が合併し、旧野母崎町を構成していた。

野母崎地区の基幹となる産業は、水産業、農業及び観光である。その中で、漁業の不振による雇用の減少が、野母崎地区の過疎化の大きな要因となっている。

地区内では、住民の雇用の場は限られており、依然として若年層を中心として人口流出が続き、現在も人口減少と併せて少子化、高齢化が進行している。

そのため、特に水産業においては、沿岸漁業の振興を図るため、漁場造成等の基盤整備事業を積極的に推進し、漁業資源の保護・育成を図ってきた。

しかし、近年の水産業を取り巻く環境は、資源の減少や後継者不足等による漁業不振に未だ回復の兆しが見えず、経営は依然として厳しい状況にある。

農業は、耕地の大半が急傾斜地の山腹に階段状に点在するため、経営規模が零細である。そこで、温暖な気象条件を活かした「びわ」と「花き」の特産品などとの複合経営による専業農家や他産業との組み合わせによる兼業農家育成の振興を図ってきたが、生産性が低いという条件下にあるため、農業所得水準は依然として低い。

観光は、世界文化遺産の構成資産である「端島炭坑（軍艦島）」を望むロケーションや多くの種類の恐竜や翼竜などの貴重な化石の発掘場所に近い田の子地区にある「長崎のもぎき恐竜パーク（令和3年度オープンの恐竜博物館と、隣接する水仙の丘や軍艦島資料館等で構成）」を活かし、野母崎地域の交流人口の増加を図るための取組みを行っている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

基幹産業である水産業の低迷により、総じて減少傾向にあり、昭和55年と令和2年の比較では、10,553人から4,578人と67.0%の人口減少となっている。

年齢構成別では、0歳～14歳の年少人口、15歳～64歳の生産年齢人口の減少が著しい。

一方、65歳以上の高齢者比率は、増加の傾向にあり、令和2年の高齢者比率は52.2%と1.92人に1人が高齢者という状況である。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [野母崎地区]

区分	昭和55年		平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	
総数	人 10,553	人 9,412	% △10.8	人 6,809	% △27.7	人 5,249	% △22.9	人 4,578	% △12.8	
0歳～14歳	1,995	1,419	△28.9	661	△53.4	323	△51.1	261	△19.2	
15歳～64歳	6,979	5,904	△15.4	3,730	△36.8	2,583	△30.8	1,925	△25.5	
うち15歳～29歳(a)	2,114	1,363	△35.5	774	△43.2	431	△44.3	326	△24.4	
65歳以上(b)	1,579	2,089	32.3	2,418	15.7	2,334	△3.5	2,389	2.4	
(a)/総数 若年者比率	% 20.0	% 14.5	—	% 11.4	—	% 8.2	—	% 7.1	—	
(b)/総数 高齢者比率	15.0	22.2	—	35.5	—	44.5	—	52.2	—	

※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表1-1(2) 人口の今後の見通し

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

イ 産業の推移と動向

各産業別就業人口は、全般的に人口の減少や高齢化により今後も減少するものと思われる。

第一次産業就業人口比率は、基幹産業である水産業が全盛の昭和30年代は就業者の6割を占めていたが、水産業の長期低迷や後継者不足により、令和2年には1割を切っている。

一方、第三次産業就業人口比率は、中心部への通勤圏内であることから令和2年には約6割まで増加している。

(3) 行財政の状況

ア 行財政の現況と動向

表1-2(1) 市町村財政の状況

市全体の状況のみ記載

## イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表1-2(2)のとおりである。

毎年、着実な整備が進んでいるものであるが、道路改良率においては、依然市全体の数値に比して低位な水準にあり、引き続き整備が必要である。

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況〔野母崎地区〕

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	1.8	10.4	17.5	19.5	28.3
舗装率 (%)	54.2	84.0	86.2	86.3	95.3
農道					
延長 (m)	—	—	—	8,000	8,000
耕地1ha当たり農道延長 (m)	14.8	20.0	12.8	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	806	806
林野1ha当たり林道延長 (m)	0.8	0.7	0.7	11.5	11.5
水道普及率 (%)	77.8	98.8	96.9	95.5	95.5
水洗化率 (%)	—	—	53.4	78.6	86.5
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	6.5	7.2	8.2	10.4	0.0

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

## (4) 地域の持続的発展の基本方針

### ア 基本方針

恵まれた自然を活かした南部地域における観光拠点としての整備を図る。

また、良質な水産資源の確保やブランド化による水産業の振興と温暖な気候を活かした農業の振興を図る。

### イ 施策の柱

(7) 世界文化遺産の構成資産である「端島炭坑(軍艦島)」を望む立地を活かした野母崎田の子地区の恐竜博物館を核として水仙の丘、軍艦島資料館など長崎のもぎき恐竜パークを拠点に、社会教育及び観光に係る交流人口の拡大を図る。

また、長崎市都心部、長崎半島全域との連携を進め、長崎ブランドを活かした広域的な誘客活動を進めるとともに、地元の産業団体の取組みを支援し、地域の活性化や地域が潤う交流の産業化につながるよう支援に努めていく。

(イ) 幹線道路である主要地方道野母崎宿線については、防災対策も含め、災害に強い道路づくりに向けて県に整備推進を働きかけていくとともに、集落間及び集落内を結ぶ生活道路については、道路拡幅等の整備を図ることで、都心部や三和地区とのアクセスを向上させ、持続可能な交通手段の確保にも努めていく。

また、老朽化した市営住宅の集約化を進める。

(ウ) 水産業については、藻場の回復を図るとともに、放流事業を実施するなど育てる漁

業への取組みと漁港の整備による水産業の基盤を整備することにより、地域の基幹産業としての充実を図る。併せて、水産業体験を軸としたグリーンツーリズムにより、交流人口の拡大を図る。

さらに、特産品である野母んあじ、伊勢エビなどのブランド品のPRを進めることにより、地域経済の活性化を図る。

## 【外海地区】

### (1) 過疎地域の概況

外海地区は、西彼杵半島の南西部に位置し、北は西海市大瀬戸町、東は琴海地区に接している。西は、五島灘に面し、海上約7kmに石炭を採掘してきた池島があり、その周辺には大小の島しょがある。面積46.67km<sup>2</sup>の大部分は、標高400m内外の起伏に富んだ丘陵で形成されており、平坦地に乏しい。河川は、神浦川をはじめ黒崎川、出津川など5本の二級河川があり、これらの河川とその支流によって浸食された谷部のわずかな平坦地に農地と集落が形成されている。13.7kmに及ぶ海岸線は、美しい景観をなし、磯遊び、魚釣りにも適した海浜に恵まれている。気候は、対馬暖流の影響を受けた海洋性気候であり、温暖多雨の気象条件にある。

外海地区の歴史は、昭和30年に当時の神浦村と黒崎村が合併し、外海村となり、さらに、昭和35年には町制が施行された。キリスト教の歴史が外海地区の文化的特質の一つとなっており、また、昭和27年に始まる池島における石炭産業が地域発展の中心的役割を担ってきたが、平成13年11月に閉山した。第一次産業は、後継者不足と高齢化という構造的な問題を有しており、このことは、商工業においても同様であり、地域の活力低下が懸念される状況にある。

このような中、平成30年7月に「外海の出津集落」、「外海の大野集落」を構成資産に含む「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」が世界文化遺産に登録をされたことを契機として地域が一体となって域外との交流を推進し、地域の持続的発展のための取組みを行っている。

### (2) 人口及び産業の推移と動向

#### ア 人口の推移と動向

昭和35年以降、池島における石炭産業の伸展につれ人口は増加し、昭和40年の国勢調査では13,828人とピークを迎えたが、国のエネルギー政策の転換により合理化等を余儀なくされ、平成2年には9,399人と減少し、平成13年に池島炭鉱が閉山し、その後はさらに激減し、令和7年4月1日現在は2,932人にまで減少している。特に、地域の基幹産業があった池島の人口減少は著しく、炭鉱操業時(閉山前)の2,713人から約29分の1の94人まで減少した。また、本土地区の神浦、黒崎地区においては、若年人口の流出が続いている。

年齢構成別では、0歳～14歳の年少人口の推移は、昭和35年から昭和40年にかけては、石炭鉱業労働者の流入により一時期増加したものの、その後は高い減少率を示している。15歳～64歳の生産年齢人口も、昭和60年以降大幅に減少している。

一方、65歳以上の高齢者比率は、総人口の減少にもかかわらず増加傾向にあり、著しい少子化、高齢化の傾向を示している。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [外海地区]

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 11,715	人 9,399	% △19.8	人 5,114	% △45.6	人 3,952	% △22.7	人 3,418	% △13.5
0 歳～14 歳	3,000	2,007	△33.1	504	△74.9	248	△50.8	149	△39.9
15 歳～64 歳	7,571	5,872	△22.4	2,541	△56.7	1,695	△33.3	1,379	△18.6
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	1,840	1,202	△34.7	488	△59.4	300	△38.5	238	△20.7
65 歳以上 (b)	1,144	1,520	32.9	2,069	36.1	2,009	△2.9	1,876	△6.6
(a) / 総数 若年者比率	% 15.7	% 12.8	—	% 9.5	—	% 7.6	—	% 7.0	—
(b) / 総数 高齢者比率	9.8	16.2	—	40.5	—	50.8	—	54.9	—

※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表 1-1(2) 人口の今後の見通し

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

#### イ 産業の推移と動向

産業別人口の動向は、昭和 34 年の池島炭鉱の操業開始を機に、本地区の中核産業が、農林水産業の第一次産業から石炭鉱業を軸とする第二次産業へと、産業構造は大きく転換した。

第一次産業就業人口比率は、減少傾向が続いている。第三次産業就業人口比率は、社会的、経済的構造の変化に伴い増加している。

また、池島炭鉱が平成 13 年 11 月に閉山したことにより、第二次産業就業人口比率は激減し、その後は維持している。

### (3) 行財政の状況

#### ア 行財政の現況と動向

表 1-2(1) 市町村財政の状況

市全体の状況のみ記載

#### イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表 1-2(2)のとおりである。

毎年、着実な整備が進んでいるものであるが、道路改良率、水道普及率においては、依然市全体の数値に比して低位な水準にあり、引き続き整備が必要である。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [外海地区]

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	0.6	5.2	11.9	16.6	48.2
舗装率 (%)	89.8	93.0	93.7	93.5	97.9
農道					
延長 (m)	—	—	—	5,901	5,945
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	4.5	7.0	7.8	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	21,269	24,778
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	13.4	9.5	8.0	11.2	—
水道普及率 (%)	—	42.0	50.8	80.4	73.6
水洗化率 (%)	37.5	42.3	53.9	61.7	77.7
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	22.3	27.6	38.6	53.3	63.8

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

#### (4) 地域の持続的発展の基本方針

##### ア 基本方針

世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産をはじめ、遠藤周作文学館などの文化・観光資源を活用した観光拠点としての整備を進め、交流人口の拡大に努める。

また、豊かな自然を活かした農林水産業の振興や情報発信等による移住促進を図り、定住人口の減少を抑制する。

##### イ 施策の柱

(7) 美しい自然や国際色豊かな歴史を活かし、遠藤周作文学館、出津文化村を中心として、地域全体を文化の薫る博物館として位置づけ、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「外海の出津集落」、「外海の大野集落」を有する地区として資産の保全を推進し、歴史・文化の情報発信や観光ガイドの配置等の受入体制の充実により、交流人口を拡大し地域の活性化を図る。また、都心部方面に対する地区内外の交通アクセスを維持し、来訪者の利便性の向上を図るとともに、地域情報の発信に努め、移住促進に取り組む。

(イ) 池島においては、公共性や利便性を踏まえて公共施設の集約化を図り、生活基盤としての海上交通の確保に努めるとともに、地域コミュニティ団体等と連携して、地域の活性化を図る。

(ウ) 磯焼け対策事業による藻場回復の取組みなどにより、地域の基幹産業である農業、林業及び水産業の基盤を整備するとともに、ド・ロ神父伝承のそうめんやお茶などの加工品、かんころ餅、ぶどう、ゆうこう、焼酎などの特産品の普及や開発に努め、道の駅夕陽が丘そとめなどを活用しながら、農水産物の加工・販売の促進を図る。

また、大中尾棚田などの地域資源を活かし、グリーンツーリズムを推進することによ

り、農作業、郷土料理などの田舎の暮らしを体験できる機会の充実を図ることで、交流人口の拡大と自然を活かした地域の活性化を図る。

## 【三和地区】

### (1) 過疎地域の概況

三和地区は、長崎半島の中央に位置し、市中心部まで約14kmという近距離にある。東は本草灘、西は五島灘に面し、海に挟まれた総面積21.74km<sup>2</sup>の地域である。

地形は、北部に寺岳、松尾岳などの標高300～450mの山系が、南部に秋葉山、熊ノ岳などの標高250～300mの山系がそれぞれ連なっている。また、険しい海食崖と浜堤が交互に入りこんだ海岸線を形成しており、緑の山々と青い海に囲まれた自然豊かな地域である。気候は、黒潮の支流である対馬暖流の影響を受け、全般的に温暖である。地質は蛇紋岩が広く分布し、東海岸には美しい蛇紋岩円れき浜がみられる場所があるほか、西海岸には三ツ瀬層が分布し、複数の恐竜の化石が発見され、注目を集めている。

三和地区の歴史は、町村合併促進法に基づき、昭和30年2月11日に川原村、為石村及び蚊焼村の3カ村が合併し、旧三和町が誕生した。

合併前から農業、水産業の第一次産業を中心とした地域であったが、人口減少と少子高齢化の影響により、これらの第一次産業の就業者数が減少し、町の過疎化も進行していった。

そのため、人口増加による地域振興を目的に住宅団地の開発を推進し、昭和52年に「椿が丘団地」、昭和56年に「晴海台団地」がそれぞれ完成した後は、長崎市から近距離という地理的条件も奏功して市のベッドタウンとして発展した。

しかし、これらの団地の入居が一定充足した後、人口は平成7年をピークに減少に転じ、以降は若年層を中心とする人口の減少と少子高齢化が進行している。

三和地区の主な産業は農業である。主要品目の「びわ」は長崎市内では茂木地区に次ぐ産地であり、高い評価を得ている。これまで、ハウス栽培による施設化や、花き類との複合経営を導入するなど、農業経営の基盤強化に取り組んできたが、少子高齢化による担い手不足のため、農業の低迷やそれに伴う雇用の場の減少が課題となっている。

また、「蚊焼包丁」や「南蛮ぼーど」などの蚊焼鍛冶製品は三和地区を代表する伝統工芸品であるが、生活様式の変化や機械による大量生産化も重なり、産業そのものが徐々に衰退して零細化している。

一方で、近年の地産地消への関心の高まりを受け、平成15年に開設した農水産物直売所「みさき駅さんわ」は、開設以来、新鮮な農水産物を求めて多くの買い物客で賑わっており、生産者の意欲向上にも貢献している。

このような中、地域活性化事業のひとつとして、「サン・サン・みなみフェスティバル」を南部地区全体の行事として開催し、地域の一体感の醸成や交流人口の拡大等を図っている。

また、地区内には自然環境を活かしたレクリエーション施設が充実しており、川原大池公園キャンプ場では自然志向の高まりも相まって、地区外からの利用者也増加している。これらの施設を活用するとともに、併せて長崎南環状線、一般国道499号、県道及び市道の整備を推進し、交通アクセスの改善を図ることで交流人口の拡大と地域の活性化が期待される。さらに為石浄水場跡地においては、長崎南環状線のトンネル工事残土を受け入れて埋め立てを実施しており、長崎南環状線の早期整備が促進されるとともに、企業立地用地として整備を進めることで、雇用の受け皿や地域経済への波及効果が期待される。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と動向

昭和35年には8,670人であったが、昭和50年代の大型団地完成を機に増加傾向となり、国勢調査による人口は平成7年の12,904人まで増加した。

しかし、当該団地が一定充足した後は減少傾向となり、平成27年に10,562人、令和2年には、9,906人と減少している。平成7年と令和2年の比較では△23.2%の人口減少となり、以後も微減している。

年齢構成別では、0歳～14歳の年少人口及び15歳～64歳の生産年齢人口は、転出により、平成7年と令和2年を比較するとそれぞれ2,275人から946人、8,599人から4,543人と激減し、現在も減少傾向にある。また、65歳以上の高齢者比率は増加傾向にあり、令和2年の高齢者比率は44.4%と2.25人に1人が高齢者という状況で、少子高齢化が進行している。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [三和地区]

区分	昭和55年	平成2年		平成17年		平成27年		令和2年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 9,743	人 12,248	% 25.7	人 12,044	% △1.7	人 10,562	% △12.3	人 9,906	% △6.2
0歳～14歳	2,288	2,607	13.9	1,332	△48.9	1,011	△24.1	946	△6.4
15歳～64歳	6,414	8,036	25.3	7,754	△3.5	5,649	△27.1	4,543	△19.6
うち15歳～29歳(a)	2,125	2,028	△4.6	1,867	△7.9	973	△47.9	751	△22.8
65歳以上(b)	1,041	1,602	53.9	2,958	84.6	3,824	29.3	4,396	15.0
(a)/総数 若年者比率	% 21.8	% 16.6	—	% 15.5	—	% 9.2	—	% 7.6	—
(b)/総数 高齢者比率	10.7	13.1	—	24.6	—	36.2	—	44.4	—

※総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表1-1(2) 人口の今後の見通し

旧町別人口の見通しは示されていないため、市全体の見通しのみ記載

イ 産業の推移と動向

元来農業や水産業を中心とした第一次産業が基幹産業であったが、少子高齢化による後継者不足などの影響を受けて年々衰退し、就業者数の減少が続いている。

第一次産業就業人口比率は、全盛の昭和30年代は60%以上を占めていたものの、令和2年には5%以下まで減少している。

製造業や建設業の第二次産業就業人口比率は、地区内への大型団地完成前の昭和50年まで増加し、それ以降逡減傾向にある。

一方で、市中心部まで通勤圏内という地理的好条件や社会的・経済的構造の変化に伴い、第三次産業の就業者数は増加傾向にあり、その就業人口比率は令和2年に70%以上まで増加している。

### (3) 行財政の状況

#### ア 行財政の現況と動向

表 1-2(1) 市町村財政の状況

市全体の状況のみ記載。

#### イ 施設整備水準等の現況と動向

本地区における主要公共施設等の整備状況は、表 1-2(2)のとおりである。

一定整備が進んだが、道路改良率については、引き続き整備が必要である。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [三和地区]

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	—	—	77.1	60.1
舗装率 (%)	—	—	—	94.9	97.2
農道					
延長 (m)	—	—	—	14,084	14,084
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	—	—	—	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	—	—
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	—	—	—	—	—
水道普及率 (%)	—	—	—	98.7	98.6
水洗化率 (%)	—	—	—	86.5	89.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	—	—	—	76.7	79.6

※基礎資料がない場合は、「—」としている。

### (4) 地域の持続的発展の基本方針

#### ア 基本方針

都心部のベッドタウンとしての良好な住環境の整備や新たな雇用の場の創出を図るとともに、茂木地区と一体となった「びわ」の産地としての振興を進める。

併せて、長崎南環状線、一般国道 499 号、県道、市道の早期整備を推進し、交通アクセスの改善に努める。

#### イ 施策の柱

(7) 南部地域の幹線道路である長崎南環状線、一般国道 499 号、主要地方道野母崎宿線などの整備推進を県に働きかけていくとともに、一般県道深堀三和線などの生活道路の整備促進を図る。また、教育環境の充実など、住民の利便性と快適性を高めるための住環境整備に取り組むことで住みよさを実感できるまちづくりを行う。

(8) 岳路海岸や川原大池など恵まれた自然環境を保全活用した市民の憩いの場づくりに取り組み、交流人口の拡大を図る。

(9) 農業については特産品である「びわ」を中心に、ブランド力を活かした消費の拡大、

加工品等の高付加価値化に取り組むとともに、就業者の人材育成に向けた支援に努める。

- (1) 為石浄水場跡地の早期整備を促進するとともに、雇用の受け皿や地域経済への波及効果が期待される企業立地用地として整備を進める。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査)〔6地区合算〕

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 45,744	人 38,479	% △15.9	人 29,692	% △22.8	人 24,435	% △17.7	人 22,044	% △9.8
0 歳～14 歳	10,401	7,248	△30.3	3,183	△56.1	2,090	△34.3	1,775	△15.1
15 歳～64 歳	30,175	24,479	△18.9	17,350	△29.1	12,366	△28.7	9,754	△21.1
うち 15 歳 ～29 歳 (a)	8,506	5,758	△32.3	3,830	△33.5	2,173	△43.3	1,696	△22.0
65 歳以上 (b)	5,168	6,749	30.6	9,159	35.7	9,876	7.8	10,463	5.9
(a)/総数 若年者比率	% 18.6	% 15.0	—	% 12.9	—	% 8.9	—	% 7.7	—
(b)/総数 高齢者比率	11.3	17.5	—	30.8	—	40.4	—	47.5	—

※総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

表 1-2(2) 主要公共施設等の整備状況〔6地区合算〕

区分	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和 2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	—	—	16.0	48.9
舗装率 (%)	—	—	—	92.03	97.1
農道					
延長 (m)	—	—	—	27,985	28,029
耕地 1ha 当たり農道延長 (m)	7.6	10.1	9.4	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	22,075	25,584
林野 1ha 当たり林道延長 (m)	6.1	5.1	5.8	11.2	—
水道普及率 (%)	—	—	—	95.2	94.5
水洗化率 (%)	—	—	—	81.4	89.8
人口千人当たり病院、診療所の病 床数 (床)	—	—	—	42.5	45.6

※基礎資料がない場合は、「—」としている。

表 1-1(1) 人口の推移(国勢調査) [長崎市全体]

区分	昭和 55 年	平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年		令和 2 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 502,799	人 494,032	% △1.7	人 455,206	% △7.9	人 429,508	% △5.6	人 409,118	% △4.7
0 歳～14 歳	117,100	93,236	△20.4	60,839	△34.7	50,265	△17.4	46,771	△7.0
15 歳～64 歳	340,511	335,759	△1.4	291,302	△13.2	249,601	△14.3	223,535	△10.4
うち 15 歳～29 歳 (a)	117,201	102,237	△12.8	76,315	△25.4	60,564	△20.6	51,576	△14.8
65 歳以上 (b)	44,997	64,569	43.5	102,824	59.2	122,974	19.6	132,604	7.8
(a) / 総数 若年者比率	% 23.3	% 20.7	—	% 16.8	—	% 14.1	—	% 12.6	—
(b) / 総数 高齢者比率	8.9	13.1	—	22.6	—	28.6	—	32.4	—

※ 総数には、年齢不詳者が含まれるため、内訳の計と総数が合わない場合がある。

長崎市の財政状況は、扶助費や公債費などの義務的経費が多額である一方、個人市民税等の  
 税収基盤が脆弱である。令和2年度末については、財政力指数が0.59、経常収支比率は97.4%  
 と高い水準にある。このような状況であることから、今後の財政運営に当たっては、自主財源  
 の確保や経常経費の圧縮に努めるなど、財政基盤を強化していく必要がある。

表1-2(1) 市町村財政の状況 [長崎市全体]

(単位:千円)

区分	平成22年度	平成27年度	令和2年度
歳入総額 A	208,118,316	211,706,235	280,911,919
一般財源	100,410,943	103,106,089	99,538,951
国庫支出金	53,978,474	56,383,926	106,517,906
都道府県支出金	8,220,932	11,271,444	15,560,169
地方債	22,868,279	21,403,465	30,478,625
うち過疎対策事業債	645,200	1,509,500	1,730,700
その他	22,639,688	19,541,311	28,816,268
歳出総額 B	206,116,734	206,255,166	275,410,157
義務的経費	124,397,439	122,151,113	123,276,416
投資的経費	22,096,906	23,439,221	38,943,199
うち普通建設事業	22,085,225	23,066,341	37,748,378
その他	58,755,075	58,807,854	111,361,690
過疎対策事業費	867,314	1,856,978	1,828,852
歳入歳出差引額 C (A-B)	2,001,582	5,451,069	5,501,762
翌年度へ繰越すべき財源 D	478,876	893,460	2,752,757
実質収支 C-D	1,522,706	4,557,609	2,749,005
財政力指数	0.56	0.56	0.59
公債費負担比率 (%)	17.9	12.1	12.6
実質公債費比率 (%)	12.3	6.2	8.2
起債制限比率 (%)	14.0	8.5	10.7
経常収支比率 (%)	94.9	93.3	97.4
将来負担比率 (%)	90.3	81.0	91.0
地方債現在高	231,623,853	252,229,093	265,238,903

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況 [長崎市全体]

区分	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	令和2 年度末
市町村道					
改良率 (%)	—	—	45.8	50.8	62.9
舗装率 (%)	—	—	96.2	96.9	98.4
農道					
延長 (m)	—	—	—	115,720	123,231
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	—	42.6	—	—
林道					
延長 (m)	—	—	—	80,583	90,051
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	—	3.6	17.9	19.3
水道普及率 (%)	—	—	96.9	97.7	97.9
水洗化率 (%)	—	—	89.9	89.1	97.3
人口千人当たり病院、診療所の病 床数 (床)	—	—	27.9	26.6	26.1

※ 基礎資料がない場合は、「—」としている。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 過疎地区への移住者数

(長崎県又は長崎市の移住相談窓口を通じて移住された方の総数)

基準値：11人（令和2年度～令和6年度の平均値）

目標値：増加させる（令和8年度～令和12年度の平均値）

イ 過疎地区における主要な観光施設・遺産等への来場・来訪者数

(7) 南部

・長崎のもぎき恐竜パーク

基準値：264,732人（令和6年度）

目標値：増加させる（令和12年度）

・高島

基準値：52,190人（令和6年度）

目標値：増加させる（令和12年度）

(4) 北部

・出津教会堂

基準値：24,105人（令和6年度）

目標値：増加させる（令和12年度）

ウ 市民意識調査「居住地区はすみやすいまちか」に対し、「そう思う」、「どちらかといえばそう思う」と回答した市民の割合（過疎地域のみ）

基準値：51.1%（令和6年度）

目標値：増加させる（令和12年度）

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

長崎市の総合計画審議会※等において行われる評価、進行管理を基礎とし、毎年度PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行い、議会に報告する。

※ 総合計画審議会とは、総合計画の策定及び施策の評価に関する重要事項の調査審議を行う外部有識者等からなる本市の附属機関

(7) 計画期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画における「公共施設等の管理に関する基本的な方針」に則り、公共施設等の整備に努めるものとする。

[本計画に記載された全ての公共施設等の整備は、公共施設等総合管理計画に適合する。なお、公共施設等総合管理計画が改定された場合には、改定後の計画に基づいて整備等を行うものとする。]

「長崎市公共施設等総合管理計画」抜粋

### 第3章 公共施設等の管理に関する基本的な方針

#### 1 公共施設等のマネジメント基本方針

長崎市の公共施設等の現状と課題を踏まえ、以下の視点に基づく具体的な方針によって公共施設等のマネジメントに取り組み、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

#### 視点1 市民の視点からのマネジメント

市民が真に必要とする公共サービスを提供し続けるため、将来的な市民ニーズの動向を踏まえた公共施設等の整備・運営を目指します。

また、高齢者・障害者等を含むすべての人が安全に、安心して、円滑かつ快適に利用できる施設整備を進めていきます。

- 方針 ◆市民の利用度・満足度の向上
- ◆市民・民間事業者との連携・協力
  - ◆多様化する社会的ニーズへの対応
  - ◆ユニバーサルデザインの実現

#### 視点2 全市的・横断的な視点からのマネジメント

現有施設を最大限に有効活用することで新規取得の抑制を図るなど公共施設等の適量化を進めるとともに、まちづくりと連動しながら、バランスを考慮した公共施設等の再配置を行うため、個別の維持管理から全市的・横断的な利活用への転換を目指します。

- 方針 ◆保有資産の適量化と施設の再配置
- ◆他の施設との連携
  - ◆低未利用資産の利活用の推進

#### 視点3 資産保全の視点からのマネジメント

次世代においても必要なサービスが提供できるように公共施設等を適切に保持していくため、大規模改修や更新コストの将来予測に基づいた公共施設等の計画的な保全・整備を目指します。

整備にあたっては、温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みを進めていきます。

- 方針 ◆計画的な保全・整備
- ◆安全・安心の確保
  - ◆財産情報の充実と活用
  - ◆持続可能な脱炭素社会の構築に向けた施設整備

#### 視点4 財政の視点からのマネジメント

公共施設等の維持管理や更新に必要となる財源の確保や財政負担の軽減を考え、財政と連動した実効性の高いマネジメントを目指します。

- 方針 ◆保守管理の効率化
- ◆財政負担の平準化
  - ◆自主財源の確保

## 2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

### 【基本方針】

過疎地域においては、人口減少、少子化、高齢化が進展している。一方、過疎地域の生活空間としての魅力を背景として、人口密度の高い都市部から地方への関心が高まっている中、長崎市の魅力である離島や半島地域の資源を活かしながら、移住対策の充実、関係人口の幅広い活用、テレワーク受入等による過疎地域の活性化や人材の確保、行政と地域等の連携による地域で活躍する人材の育成などに取り組み、移住者数の拡大、若者の定着、地域社会の担い手確保を図る。また、学校が地域の人材育成に果たす役割は重要であり、学校・家庭・地域連携による人材育成やふるさと教育等を推進する。

### 【香焼地区】

#### (1) 現況と問題点

##### ア 移住・定住

集落は、本村地区、深浦地区、恵里地区を中心として広がり、この他にも点在している。基幹産業である造船業の低迷から人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

##### イ 地域間交流

地域の魅力や地域資源を活かして交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

##### ウ 人材育成

地域コミュニティ連絡協議会である「香焼まちづくり協議会」と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

#### (2) その対策

##### ア 移住・定住

(7) 「ながさきウェルカム推進事業」による移住促進を図る。

(4) ワークেশョンの受け入れなどにより将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

##### イ 地域間交流

自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベント等を開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図り、関係人口を拡大することで、定住につなげる。

##### ウ 人材育成

人口減少や高齢化等の進行が著しい過疎地域において、「香焼まちづくり協議会」での地域協力活動を行いながら、定住定着を図り、地域力の維持強化を行う。

## (3) 計画

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材 育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	「ながさきウェルカム推進事業」 長崎市への移住者の増加を 目的として、移住に関するワ ンストップ窓口「ながさき移 住ウェルカムプラザ」の運営、 移住者に対する補助金制度の 実施、地域の様々な魅力や移 住に関する情報の一元的な発 信を行う。	市	移住者を増加さ せ、人口減少の 抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事業 基金積立		
	地域間交流	「過疎地域活性化事業費負担 金」 ・香焼チューリップまつり 香焼地区でチューリップま つりを開催することにより、 過疎地域となった香焼地区の 交流人口の拡大及び地域の活 性化につなげる。	実行 委員 会	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し、定 住につなげる。
		過疎地域活性化事業費負担金 基金積立		

## 【伊王島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

伊王島と沖之島の2島からなり、集落は東側部分に集中しており、西側は急傾斜地が多く、集落はない。炭鉱閉山後、人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

#### イ 地域間交流

地域の魅力や地域資源があるため、それらを活かして交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

#### ウ 人材育成

都市地域から過疎地域などの条件不利地域に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う「地域おこし協力隊」と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住

(7) 「ながさきウェルカム推進事業」による移住促進を図る。

(4) ワークেশョンの受け入れなどにより、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

#### イ 地域間交流

自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベントなどを開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに、関係人口を拡大し、定住につなげる。

#### ウ 人材育成

人口減少や高齢化などの進行が著しい過疎地域において、都市地域から地域活動に関心のある都市住民を「地域おこし協力隊」として受け入れ、地域協力活動を行いながら、併せて定住・定着を図り、地域力の維持強化を行う。

## (3) 計画

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	「ながさきウェルカム推進事業」 長崎市への移住者の増加を 目的として、移住に関するワ ンストップ窓口「ながさき移 住ウェルカムプラザ」の運営、 移住者に対する補助金制度の 実施、地域の様々な魅力や移 住に関する情報の一元的な発 信を行う。	市	移住者を増加さ せ、人口減少の 抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事業 基金積立		
	地域間交流	「過疎地域活性化事業費負担 金」 地域の住民や団体などが主 体となってイベントを開催す ることで、過疎地域の魅力発 信及び交流人口の拡大に寄与 し、活性化を図るとともに関 係人口を拡大し、定住につな げる。	実行 委員 会	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し、定 住につなげる。
		過疎地域活性化事業費負担金 基金積立		

## 【高島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

炭鉱閉山後、所有者の島外転出など急激な人口流出によって空き家になった民家が島内に数多く点在しているものの、老朽化が進んでおり、そのほとんどが居住できる状況にない。人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

#### イ 地域間交流

地域の魅力や地域資源があるため、それらを活かして交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

#### ウ 人材育成

都市地域から過疎地域などの条件不利地域に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う「地域おこし協力隊」と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住

(7) 「ながさきウェルカム推進事業」による移住促進を図る。

(4) ワークেশョンの受け入れなどにより、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

#### イ 地域間交流

世界文化遺産、自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベントなどを開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに、関係人口を拡大し、定住につなげる。

#### ウ 人材育成

人口減少や高齢化などの進行が著しい過疎地域において、都市地域から地域活動に関心のある都市住民を「地域おこし協力隊」として受け入れ、地域協力活動を行いながら、併せて定住・定着を図り、地域力の維持強化を行う。

## (3) 計画

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	「ながさきウェルカム推進事業」 長崎市への移住者の増加を 目的として、移住に関するワ ンストップ窓口「ながさき移 住ウェルカムプラザ」の運営、 移住者に対する補助金制度の 実施、地域の様々な魅力や移 住に関する情報の一元的な発 信を行う。	市	移住者を増加さ せ、人口減少の 抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事業 基金積立		
	地域間交流	「過疎地域活性化事業費負担 金」 地域活性化団体などで実行 委員会などを組織し、地域の 活性化及び地域間交流人口拡 大のため、イベントを開催す ることで関係人口を拡大し、 定住につなげる。	実行 委員 会	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し、定 住につなげる。
		過疎地域活性化事業費負担金 基金積立		

## 【野母崎地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

集落は、高浜、野母、脇岬、樺島の各集落を中心として広がりを見せている。基幹産業である水産業の低迷から人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

#### イ 地域間交流

長崎のもぎき恐竜パークなどの様々な地域の魅力や地域資源があるため、それらを活かして、交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

#### ウ 人材育成

都市地域から過疎地域などの条件不利地域に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う「地域おこし協力隊」と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住

(7) 「ながさきウェルカム推進事業」による移住促進を図る。

(4) ワークেশョンの受け入れなどにより、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

#### イ 地域間交流

自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベントなどを開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに、関係人口を拡大し、定住につなげる。

#### ウ 人材育成

人口減少や高齢化などの進行が著しい過疎地域において、都市地域から地域活動に関心のある都市住民を「地域おこし協力隊」として受け入れ、地域協力活動を行いながら、併せて定住・定着を図り、地域力の維持強化を行う。

## (3) 計画

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	「ながさきウェルカム推進事 業」 長崎市への移住者の増加を 目的として、移住に関するワ ンストップ窓口「ながさき移 住ウェルカムプラザ」の運営、 移住者に対する補助金制度の 実施、地域の様々な魅力や移 住に関する情報の一元的な発 信を行う。	市	移住者を増加さ せ、人口減少の 抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事業 基金積立		
	地域間交流	「過疎地域活性化事業費負担 金」 ・のもぎき水仙まつり ・野母崎地区活性化イベント 地域活性化団体など（商工 会・漁協・農協など）で実行委 員会などを組織し、地域の活 性化、少子化対策、地域間交流 の拡大のため、イベントを開 催する。 また、地域の資源を生かし た魅力発信を行い、交流人口 の拡大や地域活性化を図ると ともに関係人口を拡大し、定 住につなげる。	実行 委員 会	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し、定 住につなげる。
	過疎地域活性化事業費負担金 基金積立			

## 【外海地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

集落は、離島の池島地区と5本の二級河川の流域とその河口付近に集中しているほか、中山間部にも多く散在して広範囲にわたっている。池島炭鉱の閉山後、人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

#### イ 地域間交流

外海地区には、平成30年7月に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産などの様々な地域の魅力や地域資源があるため、それらを活かして交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

#### ウ 人材育成

都市地域から過疎地域などの条件不利地域に生活の拠点を移し、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PRなどの地域おこしの支援、農林水産業への従事、住民の生活支援などの「地域協力活動」を行う「地域おこし協力隊」と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住

(7) 「ながさきウェルカム推進事業」による移住促進を図る。

(4) ワークেশョンの受け入れなどにより、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

#### イ 地域間交流

世界文化遺産、自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベントなどを開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに、関係人口を拡大し、定住につなげる。

#### ウ 人材育成

人口減少や高齢化などの進行が著しい過疎地域において、都市地域から地域活動に関心のある都市住民を「地域おこし協力隊」として受け入れ、地域協力活動を行いながら、併せて定住・定着を図り、地域力の維持強化を行う。

## (3) 計画

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	移住・定住	「ながさきウェルカム推進事業」 長崎市への移住者の増加を 目的として、移住に関するワ ンストップ窓口「ながさき移 住ウェルカムプラザ」の運営、 移住者に対する補助金制度の 実施、地域の様々な魅力や移 住に関する情報の一元的な発 信を行う。	市	移住者を増加さ せ、人口減少の 抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事業 基金積立		
	地域間交流	「過疎地域活性化事業費負担 金」 地域活性化団体など（商工 会・漁協・農協など）で実行委 員会などを組織し、地域の活 性化、少子化対策、地域間交流 の拡大のため、イベントを開 催することで関係人口を拡大 し、定住につなげる。	実行 委員 会 ・ 地域 活動 団体	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図る とともに関係人 口を拡大し、定 住につなげる。
	過疎地域活性化事業費負担金 基金積立			

## 【三和地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 移住・定住

集落は、蚊焼地区、晴海台地区、為石地区、川原地区を中心に広がっている。若年層の転出や大型団地の充足率の高まりなどにより平成7年をピークに人口減少が続いており、移住者の増加を目的として「ながさきウェルカム推進事業」を実施している。移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」での相談対応や補助金制度などの移住支援策を実施するとともに、地域の様々な魅力や移住に関する情報を一元的に発信している。また、県及び県下市町で協働運営する「ながさき移住サポートセンター」などの関係機関や地域の団体と連携しながら、移住促進に取り組んでいる。

#### イ 地域間交流

地域の魅力や地域資源があるため、それらを活かして交流人口の拡大や地域活性化を図る必要がある。

#### ウ 人材育成

地域コミュニティ連絡協議会設立地区においては、同協議会と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要があり、また未設立地区においては設立に向けて支援を実施しつつ、地域の各種団体と連携しながら地域の魅力を伝えていく必要がある。

### (2) その対策

#### ア 移住・定住

(7) 「ながさきウェルカム推進事業」による移住促進を図る。

(4) ワークেশョンの受け入れなどにより、将来的な移住者となりうる関係人口を増やす。

#### イ 地域間交流

自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベントなどを開催し、交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに、関係人口を拡大し、定住につなげる。

#### ウ 人材育成

人口減少や高齢化等の進行が著しい過疎地域において、地域コミュニティ連絡協議会や地域の各種団体での地域協力活動を行いながら、定住定着を図り、地域力の維持強化を行う。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地域 間交流の促進、人材	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業			

育成	移住・定住	「ながさきウェルカム推進事業」 長崎市への移住者の増加を目的として、移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営、移住者に対する補助金制度の実施、地域の様々な魅力や移住に関する情報の一元的な発信を行う。	市	移住者を増加させ、人口減少の抑制につなげる。
		ながさきウェルカム推進事業基金積立		
	地域間交流	「過疎地域活性化事業費負担金」 地域活性化団体など（商工会・漁協・農協など）で実行委員会などを組織し、地域の活性化、少子化対策、地域間交流の拡大のため、イベントを開催することで関係人口を拡大し、定住につなげる。	実行委員会	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し、定住につなげる。
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		

## 【6 地区共通】

### 他の市町村との連携

各地区への移住を促進するため、県及び県内全21市町が協働運営する「ながさき移住サポートセンター」を中心に、他自治体と連携し、移住の検討段階から地域への定着まで、移住を希望される方の視点に立ったきめ細かなサポートを行うとともに、移住顕在層の確実な取り込みや潜在層の掘り起こしなどターゲットに応じた効果的な情報発信など、戦略的な移住施策を展開する。

また、テレワークやワーケーションなどの多様な働き方が進展し、仕事より生活を重視する考え方への意識変化、人口密度の高い都市部から地方への関心が高まっている。県及び県内21市町で連携し、「リモートワーク in 長崎」として情報発信や相談機能の整備を行うなど、テレワークやワーケーションの受入を積極的に行い、「転職なき移住」も含めた移住の実現や将来的な移住者となりうる関係人口の拡大につなげていく。

### 3 産業の振興

#### 【基本方針】

学卒者などの若年層の流出は、過疎地域の人口減少の大きな要因となっていることから、産業振興による雇用の創出を図り、若年層の移住・定住、就業促進を図ることは喫緊の課題となっている。そのため、それぞれの過疎地域の特性を十分活かしながら、基幹産業である農林水産業の振興をはじめ、地場企業の成長促進、地場産業の振興、企業誘致、スタートアップ及び新規分野進出の促進、商業の振興、地域資源を活用した観光振興、製品のブランド化などに取り組み、雇用の場と所得の確保・向上を図る。

#### 【香焼地区】

##### (1) 現況と問題点

###### ア 水産業

漁業については、沿岸漁業が主流を占め、一本釣り、磯建網・刺網漁業などによるイセエビ・タイ・イカなどの漁獲経営であるが、小型漁船での操業が中心で、漁業従事者数の減少、高齢化、後継者不足、漁獲量の減少など多くの課題に直面している。

###### イ 企業誘致

基幹製造業（造船）の企業が立地しており、雇用の受け皿となり地域振興に寄与しているが、新たな企業誘致については、市内中心部と比べて交通などの便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

###### ウ 商工業

商業については、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。さらに、近郊の大型店やインターネット販売の利用が進み、地区外に食料品や日用品などの消費が流出している。このようなことから、近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品などを確保することが困難になる状況が発生している。

工業については、当該地区にある大手造船所が県内造船所に引き継がれ、産業構造の再構築が進んでいるが、多くの協力企業は造船業への依存度が高く産業の多様化が進んでいない。このような中、商工会を中心に販売促進事業や商品開発及び専門家派遣の個別支援などを実施し、また、商工会や関係団体、行政が連携し、経営の多角化や域外への販路開拓の取組みの支援を行い、地域の商業・工業の維持・活性化に取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

###### エ 観光・レクリエーション

香焼総合運動公園など自然の特性を活かした観光資源に恵まれている。また、「香焼チューリップまつり」は、地区の特性あるイベントとして実施されており、今後とも広報宣伝活動などの推進を図る必要がある。

#### オ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

#### カ 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性がある。

### (2) その対策

#### ア 水産業

- (7) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (イ) 後継者の確保と育成への支援を図る。
- (ウ) 漁業協同組合などに対し積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。

#### イ 企業誘致

県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

#### ウ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

#### エ 観光・レクリエーション

- (7) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用を行う。
- (イ) 観光ルートの開発などソフト事業の展開を図る。
- (ウ) 公園の機能を活かした整備及び適正な維持管理を行う。

#### オ 港湾施設

港湾施設の防災機能などを充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設などの整備促進に努める。

#### カ 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号）」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

## (3) 計画

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考	
2 産業の振興	(9) 観光又はレクリエーション				
		公園等施設整備事業（公園施設長寿命化）香焼総合公園	市		
		公園施設整備事業（公園施設長寿命化）香焼第1児童公園	市		
		公園施設整備事業（公園施設長寿命化）香焼第2児童公園	市		
		公園便所整備事業 香焼総合公園	市		
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業				
	第1次産業	「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する方への研修費などの支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費及び初期投資の支援を行うことにより、地域での漁業就業者の確保を図る。		研修生	就業者を確保し、漁業振興を図る。
		新規漁業就業促進事業基金積立			
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助成することで、つくり育てる漁業の振興を図る。		漁業協同組合等	水産資源の回復・管理を推進し、漁業振興を図る。
		水産種苗放流事業基金積立			
		「新たにチャレンジ水産経営応援事業」 漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。		漁業協同組合等	漁業所得の向上及び経営力強化により、漁業振興を図る。
新たにチャレンジ水産経営応援事業基金積立					

		「水産資源再生事業」 磯焼け等が原因となって減少している水産資源の再生に取り組み、漁業者の所得向上を図る。	市	資源の回復や磯焼け対策を図るとともに、漁場の保全につなげる。
		水産資源再生事業基金積立		
		「チャレンジ水産業補助事業」 他事業で補助対象とならない新たな取組を実施する漁協及び漁業者を支援することで、水産業の振興及び水産業関連所得の向上を図る。	漁業協同組合等	水産業の振興及び水産業関連所得の向上を図る。
		チャレンジ水産補助事業基金積立		
	(1) その他			
	港湾	県施行（港湾）県単独事業	県	
	社会資本整備総合交付金	県		

## 【伊王島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

耕作地が傾斜地で、土壌が砂質土・粘質土のやせ地であるため、一戸当たりの耕作面積は少なく、自家用の野菜栽培を行う程度であり、遊休農地も増加している。

このため、農作物は地域外への依存度が高いが、今後、遊休農地の活用などにより、地域内での栽培の推進が必要である。

#### イ 水産業

漁業については、沿岸漁業が主流を占め、一本釣り、磯建網・刺網漁業などによるイセエビ・タイ・イカなどの漁獲経営であるが、漁業従事者の減少、高齢化、後継者不足、小型漁船での操業、漁獲量の減少など多くの課題に直面している。

平成9年9月、漁業協同組合の経営基盤の強化を図るため、高島地区、香焼地区、伊王島地区の漁業協同組合が合併し、新たに西彼南部漁業協同組合として発足し、さらに、令和5年4月に西彼南部漁業協同組合と長崎市福田漁業協同組合が合併した。この合併に伴い、販売力の強化など事業の拡大や経営の健全化、水産振興策などを積極的に推進している。

また、漁港施設の老朽化の進行等に伴い、計画的な施設の維持管理が求められている。

#### ウ 企業誘致

県外リゾート企業が立地しており、雇用の受け皿となり地域振興に寄与しているが、新たな企業誘致については、市内中心部と比べて交通などの便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

#### エ 商工業

商業については、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。

さらに、近郊の大型店やインターネット販売の利用が進み、地区外に食料品や日用品などの消費が流出している。このようなことから、近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品などの確保をすることが困難になる状況が発生している。

また、当該地区には、大型の観光宿泊施設があり、当該施設を訪れる観光客等を取り込んだ消費拡大の取組みが期待される。

このような中、商工会を中心に販売促進事業や商品開発及び専門家派遣の個別支援等を実施し、地域の商業の維持・活性化に取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

#### オ 観光・レクリエーション

長崎港口に位置する伊王島地区は、中心部より車で約30分、海上交通機関で19分と

いう至近距離にあり、自然景観・歴史的遺産・伝統行事・レクリエーション行事など多彩な観光資源がある。今後とも都心部に近いという優位性を活かしながら、伊王島海水浴場やリゾート施設「i+Land nagasaki」を中核として観光の振興を図る必要がある。また、伊王島灯台公園は住民及び来訪者の憩いの場として活用されている。さらに、地域住民や団体等が主体となってイベントに取り組む「伊王島フェスタ」の開催やグリーンツーリズムの推進により、交流人口の拡大による地域活性化を図る。

#### カ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

#### キ 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性がある。

### (2) その対策

#### ア 農業

遊休農地の有効利用を図り、地域内での栽培を推進する。

#### イ 水産業

- (7) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (イ) 後継者の確保と育成への支援を図る。
- (ロ) 漁業協同組合等に対し、積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。
- (ハ) 水産物のブランド化及び販路拡大に努める。
- (ニ) 地域固有の観光資源と連携した地産地消を推進する。
- (ホ) 各種制度を活用して水産基盤の整備を図る。
- (ヘ) 漁港の整備及び機能強化を図る。

#### ウ 企業誘致

県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

#### エ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

#### オ 観光・レクリエーション

- (7) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用を行う。
- (イ) 観光ルートの開発やグリーンツーリズム等の体験型観光の推進などソフト事業の展開を図る。

- (ウ) 公園の機能を活かした整備及び適正な維持管理を行う。
- (イ) 海水浴場交流施設等の適正な維持管理及び利用促進を図る。

カ 港湾施設

港湾施設の防災機能等を充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設等の整備促進に努める。

キ 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(2) 漁港施設			
		漁港施設小規模改良事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		公園施設整備事業（公園施設長寿命化）伊王島塩町公園	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する方への研修費などの支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費及び初期投資の支援を行うことにより、地域での漁業就業者の確保を図る。	研修生	就業者を確保し、漁業振興を図る。
		新規漁業就業促進事業基金積立		
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助成することで、つくり育てる漁業の振興を図る。	漁業協同組合等	水産資源の回復・管理を推進し、漁業振興を図る。
	水産種苗放流事業基金積立			

		<p>「旬の魚イベント拡大支援事業」</p> <p>旬の魚をメインとした直売イベント及び旬の魚の料理メニューを料理店で一定期間提供するフェア開催経費の支援を行うことにより、ながさきの魚の認知度向上、消費拡大、魚価の安定及び地域の活性化・地場産業の振興につなげる。</p>	市	ながさきの魚の認知度向上、消費拡大、魚価の安定及び地域の活性化・地場産業の振興につなげる。
		旬の魚イベント拡大支援事業基金積立		
		<p>「新たにチャレンジ水産経営応援事業」</p> <p>漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。</p>	漁業協同組合等	漁業所得の向上及び経営力強化により、漁業振興を図る。
		新たにチャレンジ水産経営応援事業基金積立		
		<p>「水産資源再生事業」</p> <p>磯焼け等が原因となって減少している水産資源の再生に取り組み、漁業者の所得向上を図る。</p>	市	資源の回復や磯焼け対策を図るとともに、漁場の保全につなげる。
		水産資源再生事業基金積立		
		<p>「チャレンジ水産業補助事業」</p> <p>他事業で補助対象とならない新たな取組を実施する漁協及び漁業者を支援することで、水産業の振興及び水産業関連所得の向上を図る。</p>	漁業協同組合等	水産業の振興及び水産業関連所得の向上を図る。
		チャレンジ水産補助事業基金積立		

	観光	「グリーンツーリズム推進事業」 地域におけるツーリズム団体の活動支援、育成を行い、子ども農山漁村交流事業の取組みなどを行い、都市と農山漁村の交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		グリーンツーリズム推進事業 基金積立		
		「観光施設等ライトアップ事業」 夜景の更なる魅力向上を図るため、地域のランドマーク施設のライトアップに係る照明施設の維持管理を行う。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
	(1) その他			
	港湾	県施行（港湾）県単独事業	県	
社会資本整備総合交付金		県		

## 【高島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

農地が狭く、農業従事者も高齢化し、自家用の野菜栽培を行う程度であり、農業生産基盤は極めて弱い状況にある。

炭鉱住宅解体跡地を利用して、高島フルーティトマトのハウス栽培を行っており、従来の第三セクター方式を改め、規制緩和措置適用を受け、企業参入により経営がなされている。今後は、生産性の向上を図る必要がある。

#### イ 水産業

県内屈指の好漁場として知られる五島灘に面し、沿岸漁業の基地としては最も恵まれた好条件下にありながら、現在、行われているのは一本釣り、刺網、その他の漁業(かご、つぼ)の漁船漁業となっており、その規模は小さい。

平成9年9月、漁業協同組合の経営基盤の強化を図るため、高島地区、香焼地区、伊王島地区の漁業協同組合が合併し、新たに西彼南部漁業協同組合として発足し、さらに、令和5年4月に西彼南部漁業協同組合と長崎市福田漁業協同組合が合併した。この合併に伴い、販売力の強化など事業の拡大や経営の健全化、水産振興策などを積極的に推進している。

また、令和5年7月から、長崎大学が代表機関を務める「ながさき BLUE エコノミー」において、ブリ養殖を柱とした新たな養殖産業の技術開発拠点として、水産センター高島事業所が活用されている。

一方、漁港施設の老朽化の進行等に伴い、計画的な施設の維持管理が求められている。

#### ウ 企業誘致

雇用の受け皿となり地域振興に寄与する企業誘致を推進しているが、市内中心部と比べて交通等の便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

#### エ 商工業

高島は離島地区であり、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。さらに、都心部の大型店やインターネット販売の利用が進み、島外に食料品や日用品等の消費が流出している。このようなことから、近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品等を確保することが困難になる状況が発生している。

当該地区には、世界文化遺産「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である高島炭鉱(北浜井坑跡)と端島炭坑(軍艦島)があり、高島フルーティトマト等の地元特産品もある。このような中、商工会を中心に販売促進事業や商品開発及び専門家派遣の個別支援等を実施し、地域の商業の維持・活性化に取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

## オ 観光・レクリエーション

グラバー別邸跡、日本で最初の蒸気機関を導入した洋式炭坑があった世界文化遺産の構成資産の1つである「高島炭坑（北溪井坑跡）」、オランダ式三角溝、石炭資料館などの観光資源があり、これらを結びつけた活用が必要である。

また、「端島炭坑（軍艦島）」が世界文化遺産の構成資産として注目を集めていることから、軍艦島上陸クルーズなど、観光資源として活用しながら、磯釣り公園、海水浴場、多目的運動公園、海水温浴施設などの既存資源と組み合わせた観光の振興、グリーンツーリズムによる交流人口の拡大を図る必要がある。なお、日本の海水浴場88選に選定された海水浴場では夏期に「UMIBOUZ IN 高島」を開催している。

## カ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

## キ 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性がある。

## (2) その対策

### ア 農業

- (7) 遊休地の有効利用を図る。
- (4) 高島トマトの生産向上を促進する。

### イ 水産業

- (7) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (4) 後継者の確保と育成への支援を図る。
- (9) 漁業協同組合等に対し、積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。
- (1) 水産物のブランド化及び販路拡大に努める。
- (4) 地域固有の観光資源と連携した地産地消を推進する。
- (4) 各種制度を活用して水産基盤の整備を図る。
- (4) 漁港の整備及び機能強化を図る。

### ウ 企業誘致

県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

### エ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

オ 観光・レクリエーション

- (7) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用と併せ、観光施設等の適正な維持管理を行う。
- (4) 観光ルートの開発やグリーンツーリズム等の体験型観光の推進などのソフト事業の展開を図る。
- (9) 世界文化遺産として注目を集めている「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の構成資産である「端島炭坑（軍艦島）」、「高島炭坑（北溪井坑跡）」、その周辺及び関連する遺産等の活用を図る。
- (1) 公園の機能を活かした整備及び適正な維持管理を行う。
- (4) 飛島磯釣り公園、海水浴場、キャンプ場等の適正な維持管理及び利用促進を図る。

カ 港湾施設

港湾施設の防災機能等を充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設等の整備促進に努める。

キ 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(2) 漁港施設			
		漁港施設小規模改良事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		飛島磯釣り公園施設整備事業	市	
		高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業	市	
		公園施設整備事業（公園施設長寿命化）先谷公園	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	「離島漁業再生支援交付金」高島地区の漁業集落において、種苗放流、産卵場・育成場の整備、漁場監視、新たな漁具・漁法の導入など、漁場の生産力向上及び漁業の再生に関する	漁業 集落	漁場の生産力向上及び漁業再生を実施し、漁業振興を図る。

		実践的な取組みを実施することにより、地域漁業の振興を図る。		
		離島漁業再生支援交付金基金積立		
		「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する方への研修費などの支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費及び初期投資の支援を行うことにより、地域での漁業就業者の確保を図る。	研修生	就業者を確保し、漁業振興を図る。
		新規漁業就業促進事業基金積立		
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助成することで、つくり育てる漁業の振興を図る。	漁業協同組合等	水産資源の回復・管理を推進し、漁業振興を図る。
		水産種苗放流事業基金積立		
		「新たにチャレンジ水産経営応援事業」 漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。	漁業協同組合等	漁業所得の向上及び経営力強化により、漁業振興を図る。
		新たにチャレンジ水産経営応援事業基金積立		
		「水産資源再生事業」 磯焼け等が原因となって減少している水産資源の再生に取り組み、漁業者の所得向上を図る。	市	資源の回復や磯焼け対策を図るとともに、漁場の保全につなげる。
		水産資源再生事業基金積立		
		「チャレンジ水産業補助事業」 他事業で補助対象とならない新たな取組を実施する漁協及び漁業者を支援することで、水産業の振興及び水産業関連所得の向上を図る。	漁業協同組合	水産業の振興及び水産業関連所得の向上を図る。

		チャレンジ水産補助事業基金積立		
観光		「グリーンツーリズム推進事業」 地域におけるツーリズム団体の活動支援、育成を行い、子ども農山漁村交流事業の取組みなどを行い、都市と農山漁村の交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		グリーンツーリズム推進事業基金積立		
		「高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場運営事業」 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場の老朽化した設備等の更新や撤去等を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		「飛島磯釣り公園運営事業」 飛島磯釣り公園の適正な維持管理を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
(1) その他				
港湾		県施行（港湾）県単独事業	県	
		社会資本整備総合交付金	県	

## 【野母崎地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

農業従事者の高齢化、兼業化が進む中で、急傾斜地の狭隘な耕地で機械化による省力化が難しいため、遊休農地が増加するなど極めて生産性の低い条件にある。このような中で、農村地域の生活環境の整備を推進し、農業の安定就業と定年帰農者など担い手の確保・育成に努め、地域社会の活性化を行う必要がある。

現在は、地域特性である温暖な気候を利用した有利な特産作目の産地化を図るため、「びわ」や水仙などの「花き」を中心としており、共販体制の強化や直売所出荷型農業の推進を行っている。

#### イ 林業

森林面積は1,048haで、地区総面積の50%を占めているが、森林のほとんどが雑木林で、民有林の人工林はわずか112haにすぎない。本地区では、昭和50年度から森林総合研究所との分収造林契約を締結し、これまで高浜地区を中心に58haの造林を行い生育も順調であるが、まだ保育を必要とするものが多く、良質材生産には間伐や枝打ち等が必要不可欠である。なお、作業道の整備を促進し、機械化による間伐材等の搬出を行い森林資源の有効活用を図る必要がある。

また、森林が持つ公益的機能の維持増進及び水源をかん養するために必要な森林の造成を行うことは、極めて重要となっている。

生産組織としては、林業従事者の高齢化、労働条件の厳しさ及び収益が不安定なことによる後継者不足が深刻な状況にある。このため、林業の活性化、農山村の生活環境の改善を図るためにも道路網の整備を推進する必要がある。

#### ウ 水産業

古くから水産業を基幹産業として栄えてきた地区であるが、近年の水産業を取り巻く環境は、資源の減少、物価高騰、後継者不足など過疎化の進行とともに就業者は減少を続けている。現在も依然として水産業が基幹産業としての地位を保っているが、漁業従事者が減少しており、漁獲量及び漁獲高も減少している。

地区の発展を図る上から水産業の振興は重要な課題であり、水産業を取り巻く状況の変化に的確に対処し、今後とも地区の基幹産業としての役割を果たしていくためには、行政・漁協・漁業者が一体となって、それぞれの分野で役割を分担して、水産資源の回復に向けた周辺海域の漁場整備と環境調査の推進、多様化する消費者ニーズの動向に即応しうる情報・生産・流通・加工体制の確立、漁業地区の生活環境の整備、漁港・港湾の機能の多様化、複合水産関連施設の整備といった課題に統合的に取り組んでいく必要がある。

地区内には、煮干をはじめ蒲鉾、塩干、珍味の水産加工業が営まれているが、今後は地区内生産物の付加価値の向上と高度利用を図るため、地元で生産される魚類、海藻類を原料とした加工品の研究も必要であり、新たな加工品の開発が望まれる。さらに、通年加工体制づくりのため、塩干加工品等の販売体制も大きな課題である。

また、漁港施設の老朽化の進行等に伴い、計画的な施設の維持管理が求められている。

## エ 企業誘致

雇用の受け皿となり地域振興に寄与する企業誘致を推進しているが、市内中心部と比べて交通等の便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

## オ 商工業

商業については、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。さらに、近郊の大型店やインターネット販売の利用が進み、地区外に食料品や日用品等の消費が流出している。このようなことから、近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品等を確保することが困難になる状況が発生している。

工業については、小規模の造船所や食料品製造業などが立地している。このような中、商工会を中心に販売促進事業や商品開発及び専門家派遣の個別支援等を実施し、地域の商業・工業の維持・活性化に取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

## カ 観光・レクリエーション

令和3年10月にオープンした長崎のもぎき恐竜パーク、権現山展望公園、樺島灯台公園、祇園山公園など、自然の特性を活かした観光資源に恵まれている。

また、水仙まつりや伊勢エビまつりなどは、地区の特性あるイベントとして実施されており、今後とも広報宣伝活動等の推進を図る必要がある。

さらに、令和3年度リニューアルオープンの温泉宿泊施設「Ocean Resort Nomon 長崎」は、野母崎地区における滞在型観光の拠点となる施設であるためこの施設と地区内の観光施設との観光ルートを設定するとともに、漁業、農業など地場産業と組み合わせた体験型の観光を推進する必要がある。

そのほか、主要地方道野母崎宿線の整備と併せて、端島に上陸可能な観光船の運航も定着し、安定した利用者を確保できており、今後も特色ある観光地づくりに努める必要がある。

公園など観光施設の基盤整備は進んでいるが、長崎のもぎき恐竜パーク内の水仙の丘は、今後も適正な維持管理に努める必要がある。

また、高浜海水浴場は、野母崎地区の観光拠点であるが、近年は、海水浴の客離れが進んでいるため、一年を通じて海を楽しめる野母崎高浜海岸交流施設（高浜アイランド）を平成26年に整備している。地元雇用の確保に努めていくとともに、グリーンツーリズムによるさらなる交流人口の拡大による地域の活性化を図る必要がある。

## キ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

## ク 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性がある。

## (2) その対策

### ア 農業

- (7) 遊休農地の有効利用及び農地流動化を推進する。
- (4) 経営規模の拡大を推進し、担い手の育成を図る。
- (9) 農産物の販路拡大を推進する。

### イ 林業

- (7) 除伐、枝打ち及び間伐の保育事業を推進する。
- (4) 林業後継者の確保・育成と林業団体の育成を図る。
- (9) 林道、作業道等の生産基盤の整備を図る。
- (1) 間伐材等の林産事業の推進を図る。

### ウ 水産業

- (7) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (4) 後継者の確保・育成への支援を図る。
- (9) 漁業協同組合等に対し、積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。
- (1) 水産物のブランド化及び販路拡大に努める。
- (4) 地域固有の観光資源と連携した地産地消を推進する。
- (4) 各種制度を活用して水産基盤の整備を図る。
- (4) 漁港の整備及び機能強化を図る。
- (7) 養殖業の振興を図る。

### エ 企業誘致

県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

### オ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

### カ 観光・レクリエーション

- (7) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用と併せ、観光施設等の適正な維持管理を行う。
- (4) 観光ルートの開発やグリーンツーリズム等の体験型観光の推進などソフト事業の展開を図る。
- (9) 長崎のもぎき恐竜パークの適正な維持管理を行う。
- (1) 長崎のもぎき恐竜パークの活性化のため、水仙の適正な維持管理を行う。
- (4) 野母崎高浜海岸交流施設(高浜アイランド)の適正な維持管理及び利用促進を図る。

キ 港湾施設

港湾施設の防災機能等を充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設等の整備促進に努める。

ク 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(2) 漁港施設			
		野野串漁港漁村再生交付金事業	市	
		水産業費負担金	県	
		漁港施設小規模改良事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		野母崎高浜海岸交流施設整備事業	市	
		長崎のもぎき恐竜パーク整備事業	市	
		公園施設整備事業（公園施設長寿命化）樺島ふれあい公園	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
	第1次産業	「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する方への研修費などの支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費及び初期投資の支援を行うことにより、地域での漁業就業者の確保を図る。	研修生	就業者を確保し、漁業振興を図る。
		新規漁業就業促進事業基金積立		
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助成することで、つくり育て	漁業 協同 組合 等	水産資源の回復・管理を推進し、漁業振興を図る。

		る漁業の振興を図る。		
		水産種苗放流事業基金積立		
		「新たにチャレンジ水産経営 応援事業」 漁協及び漁業者が実施する 機材、機器類の整備に対する 費用の支援を行うことで、漁 業所得の向上及び経営力強化 を図る。	漁業 協同 組合 等	漁業所得の向上 及び経営力強化 により、漁業振 興を図る。
		新たにチャレンジ水産経営 応援事業基金積立		
		「水産資源再生事業」 磯焼け等が原因となって減 少している水産資源の再生に 取り組み、漁業者の所得向上 を図る。	市	資源の回復や磯 焼け対策を図る とともに、漁場 の保全につなげ る。
		水産資源再生事業基金積立		
		「のもぎき伊勢エビまつり開 催費負担金」 野母崎地区で伊勢エビまつ りを開催することで、伊勢エ ビの地産地消を推進し、地域 の活性化・地場産業の振興を 図る。	実行 委員 会	地産地消を推進 し、地域活性化・ 地場産業の振興 を図る。
		のもぎき伊勢エビまつり開催 費負担金基金積立		
		「チャレンジ水産業補助事 業」 他事業で補助対象とならな い新たな取組を実施する漁協 及び漁業者を支援すること で、水産業の振興及び水産業 関連所得の向上を図る。	漁業 協同 組合	水産業の振興及 び水産業関連所 得の向上を図 る。
		チャレンジ水産補助事業基金 積立		
	観光	「グリーンツーリズム推進事 業」 地域におけるツーリズム団 体の活動支援、育成を行い、 子ども農山漁村交流事業の取	市	地域間交流の拡 大を推進し、地 域活性化を図 る。

		組みなどを行い、都市と農山漁村の交流人口の増加と地域の活性化を図る。		
		グリーンツーリズム推進事業 基金積立		
		「野母崎高浜海岸交流施設運営事業」 野母崎高浜海岸交流施設（高浜アイランド）の適正な維持管理を行い、野母崎地区における観光スポット、グルメ、イベントなどの季節の情報の発信基地として、交流人口拡大による地域の振興を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
	(1) その他			
	港湾	県施行（港湾）県単独事業	県	
		社会資本整備総合交付金	県	

## 【外海地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

平地が少なく、急傾斜地に耕地が点在し、農地条件としては恵まれておらず、経営規模も零細である。一方、他産業への労働力流出と兼業化等の進行は、農業労働力の減少と高齢化、後継者不足を招き、遊休農地が増えている。また、農地については、所有者の資産的保有意識が強く、農地の流動化による規模拡大を阻害している。

このような厳しい状況の中、ぶどうや施設花き等の農業経営が行われ、また、都市住民を対象とした農業体験や加工体験などのグリーンツーリズムの活動も活発に行われている。

さらに、棚田保全を支援する取組み（棚田オーナー制度など）を行っており、棚田地域の農業従事者の高齢化・担い手不足を補完し、棚田保全の継続と棚田地域の活性化を図っている。

加えて、外海地区に自生する、伝統ある香酸柑橘「ゆうこう」について、特産品として活用するため、生産や加工品開発などの取組みが行われている。

そのほか、道の駅夕陽が丘そとめにおいて、地場産品を使った商品、料理の提供、施設の整備を行うなど、地域農業の活性化に向けた取組みを推進する必要がある。

#### イ 林業

森林面積は、3,117 ha で地区総面積の約67%を占めている。

民有林の人工林は945 ha で、まだ保育を必要とするものが多く、良質材生産には間伐や枝打ち等が必要不可欠である。

なお、森林基幹道西彼杵半島線が開設され、それを起点とした作業道の整備を促進し、機械化による間伐材等の搬出を行い森林資源の有効活用を図る必要がある。

また、自然林については、パルプ材や木炭生産等経済的機能のほか、自然環境の保全や防災、保健休養など公益的機能を果たす役割は極めて重要であり、併せて整備する必要がある。

生産組織としては、森林組合、生産森林組合があるが、林業従事者の高齢化、労働条件の厳しさ及び収益が不安定なことによる後継者不足が深刻な状況にある。このため、林業の活性化、農山村の生活環境の改善を図るためにも道路網の整備を推進する必要がある。

#### ウ 水産業

急激な社会経済の変化の中で、就業者の高齢化と後継者の不足が深刻な問題となっている。水産資源の確保は、沿岸漁業に依存する本地区水産業にとって極めて重要な問題であり、現在、漁業協同組合等による藻場回復の取組みや種苗放流など積極的に対策を推進している。

また、漁港施設の老朽化の進行等に伴い、計画的な施設の維持管理が求められている。

#### エ 企業誘致

雇用の受け皿となり地域振興に寄与する企業誘致を推進しているが、市内中心部と比べて交通等の便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

## オ 商工業

商業については、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。さらに、近郊の大型店やインターネット販売の利用が進み、地区外に食料品や日用品等の消費が流出している。このようなことから、近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品等を確保することが困難になる状況が発生している。

工業については、長崎市唯一の酒造メーカーも立地している。

また、当該地区には、世界文化遺産「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である外海の出津集落と大野集落や遠藤周作文学館などがある。

このような中、商工会を中心に販売促進事業、商品開発、専門家派遣の個別支援等を実施し、地域の商業・工業の維持・活性化に取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

## カ 観光・レクリエーション

歴史的背景を持つ国及び県指定の文化財・史跡はもとより、県立自然公園の美しい自然景観など観光資源に恵まれている。

一方、大中尾棚田火祭りやそとめ神浦川河川公園で開催される鯉・来い祭りなど住民参加型のイベントやグリーンツーリズム活動等についても年々充実し、観光資源としての役割が期待されている。

このような中、外海にある「外海の出津集落」、「外海の大野集落」は、世界文化遺産の構成資産としての活用が必要である。このため、長崎市中心地と外海地域の交通アクセス及び外海地域内の周遊促進につながる二次交通対策を行う必要がある。

また、池島地区での炭鉱遺構の活用は、平成27年7月に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産」と関連した観光資源としての役割を担っているが、施設の老朽化に伴い、炭鉱施設の適切な管理を図る必要がある。

宿泊施設が不足しているため、本地区への入り込み客のほとんどが通過型であり、地域経済への波及効果は極めて小さく、優れた観光資源を有しながら地域経済の活性化に活かしきれていない。

今後はこれらの地域資源を有効に活かし、また、情報発信の拠点である道の駅夕陽が丘そとめや地域の事業者において、地場産品を使った商品、料理の提供などに取り組みながら、交流人口の増加を促すとともに、地元経済に貢献できる観光施策の推進に向けて創意工夫が求められている。

当地区は、多様な美しい景観を呈しており、黒崎永田湿地自然公園やそとめ神浦川河川公園などの公園・緑地は環境の保全、住民の憩いの場、レクリエーションの場、災害時の緩衝地帯などに活用されている。

## キ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

## ク 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性がある。

## (2) その対策

### ア 農業

- (7) 遊休農地の有効利用及び農地流動化を推進する。
- (イ) 経営規模の拡大を推進し、担い手の育成を図る。
- (ウ) 体験型農業の推進を図る。
- (エ) 道の駅の機能拡充・整備を図る。

### イ 林業

- (7) 除伐、枝打ち及び間伐の保育事業を推進する。
- (イ) 林業後継者の確保・育成と林業団体の育成を図る。
- (ウ) 林道、作業道等の生産基盤の整備を図る。
- (エ) 木炭、ハラン等の林間作物の生産・販路拡大を図る。
- (オ) 間伐材等の林産事業の推進を図る。

### ウ 水産業

- (7) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (イ) 後継者の確保・育成への支援を図る。
- (ウ) 漁業協同組合等に対し、積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。
- (エ) 水産物のブランド化及び販路拡大に努める。
- (オ) 地域固有の観光資源と連携した地産地消を推進する。
- (カ) 各種制度を活用して水産基盤の整備を図る。
- (キ) 漁港の整備及び機能強化を図る。

### エ 企業誘致

県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

### オ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

### カ 観光・レクリエーション

- (7) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用と併せ、宿泊施設の適正な維持管理を行う。
- (イ) 観光ルートの開発及び域内周遊手段の確保などソフト事業の展開を図る。
- (ウ) 体験型観光の施設について、適正な維持管理を行う。
- (エ) 道の駅や公園の機能を活かした整備及び適正な維持管理を行う。
- (オ) 農業体験を活用したグリーンツーリズムの推進を図る。

- (カ) 世界文化遺産として注目を集めている「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の構成資産である「外海の出津集落」、「外海の大野集落」、その周辺及び関連する遺産等の活用を図る。

キ 港湾施設

港湾施設の防災機能等を充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設等の整備促進に努める。

ク 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(2) 漁港施設			
		漁港施設小規模改良事業	市	
	(4) 地場産業の振興			
	流通販売施設	道の駅夕陽が丘そとめ施設整備事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション			
		黒崎永田湿地自然公園整備事業	市	
		そとめ神浦川河川公園整備事業	市	
		市民交流施設整備事業 外海ふるさと交流センター	市	
		池島中央会館施設整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
第1次産業	「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する方への研修費などの支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費及び初期投資の支援を行うこと	研修生	就業者を確保し、漁業振興を図る。	

		により、地域での漁業就業者の確保を図る。		
		新規漁業就業促進事業基金積立		
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助成することで、つくり育てる漁業の振興を図る。	漁業協同組合等	水産資源の回復・管理を推進し、漁業振興を図る。
		水産種苗放流事業基金積立		
		「新たにチャレンジ水産経営応援事業」 漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。	漁業協同組合等	漁業所得の向上及び経営力強化により、漁業振興を図る。
		新たにチャレンジ水産経営応援事業基金積立		
		「水産資源再生事業」 磯焼け等が原因となって減少している水産資源の再生に取り組み、漁業者の所得向上を図る。	市	資源の回復や磯焼け対策を図るとともに、漁場の保全につなげる。
		水産資源再生事業基金積立		
		「チャレンジ水産業補助事業」 他事業で補助対象とならない新たな取組を実施する漁協及び漁業者を支援することで、水産業の振興及び水産業関連所得の向上を図る。	漁業協同組合	水産業の振興及び水産業関連所得の向上を図る。
		チャレンジ水産補助事業基金積立		
	観光	「道の駅夕陽が丘そとめ運営事業」 道の駅夕陽が丘そとめにおいて、老朽化した施設や備品の整備又は更新を行い、提供品の充実、安全の向上等を図ることにより、来訪者を増や	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。

		し、交流人口の増加と地域の活性化を図る。		
		道の駅夕陽が丘そとめ運営事業基金積立		
		「グリーンツーリズム推進事業」 地域におけるツーリズム団体の活動支援、育成を行い、子ども農山漁村交流事業の取り組みなどを行い、都市と農山漁村の交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		グリーンツーリズム推進事業基金積立		
		「池島炭鉱体験施設運営事業」 九州最後の炭鉱の島「池島」の炭鉱施設において、日本の近代化を支えてきた石炭産業の現場を体験する機会を確保する。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		池島炭鉱体験施設運営事業基金積立		
		「外海ふるさと交流センター運営事業」 外海ふるさと交流センターの老朽化した設備等の調査を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
		「池島中央会館運営事業」 池島中央会館の老朽化した設備等の調査を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	地域間交流の拡大を推進し、地域活性化を図る。
	(1) その他			
	港湾	県施行（港湾）県単独事業	県	
		社会資本整備総合交付金	県	

## 【三和地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業

「びわ」などの果樹類や「キンギョソウ」「トルコギキョウ」などの花き類の生産が盛んな地区であり、上記以外の果樹類・野菜類等は同地区内の直売所へ出荷されている。これらの農作物を中心とした農業振興を推進する必要がある。

また、農地については、基盤整備がされた農業団地や比較的平坦でまとまった土地があり、良好な農業生産基盤が確保されている一方で、土壌条件が悪く放任園となっている箇所も多い。このような中で、農村環境における農業生産基盤整備の維持・保全に努めるとともに、意欲ある経営体、担い手の育成・確保が主要な課題となっている。

地区内には、(一財)長崎市地産地消振興公社が設置されており、農地の流動化や担い手育成など、地域農業の活性化に向けた取組みを行っている。

#### イ 林業

森林面積は、1,093haで地区総面積の約50%を占めている。民有林の人工林は324haである。

また、本地区では、長崎県や(公社)林業公社による分収造林契約に基づき、適正な森林施業・管理が行われている。

#### ウ 水産業

漁業については、クロマグロやマダイなどの養殖が行われているほか、沿岸漁業において、一本釣り、定置網、刺網漁業などにより、タチウオ・ブリ・タイなどが水揚げされている。

本地区においては、水産資源の減少や物価高騰の影響により、漁業経営が厳しくなっており、種苗放流や漁場環境改善の取組みにより水産資源の回復に努めているものの、漁業従事者数の減少、高齢化、後継者不足等の多くの課題に直面している。

また、漁港施設の老朽化の進行等に伴い、計画的な施設の維持管理が求められている。

#### エ 企業誘致

雇用の受け皿となり地域振興に寄与する企業誘致を推進しているが、市内中心部と比べて交通などの便が悪く、また、人材の確保も難しいことから厳しい状況である。

#### オ 商工業

商業については、ほとんどが小規模事業者で、事業主の高齢化が進み、後継者問題などを抱えている。また、人口減少、少子化、高齢化が急速に進む中、消費自体が縮小している。さらに、近郊の大型店やインターネット販売の利用が進み、地区外に食料品や日用品などの消費が流出している。このようなことから、近隣の商店がなくなることで、地区内で住民が日用品などを確保することが困難になる状況が発生している。

工業については、近隣地区にある大手造船所における産業構造の転換に伴い、多くの協力企業も大変厳しい経営状況となっている。このような中、商工会を中心に販売促進事業や商品開発及び専門家派遣の個別支援などを実施し、また、商工会や関係団体、行政が連携し、経営の多角化や域外への販路開拓の取組みの支援を行い、地域の商業・工業の維持・

活性化に取り組んでいる。

過疎地域には、優れた製品や技術を有する企業もある。また、豊かな自然や歴史など優れた地域資源を有している。このような地域の能力や魅力を活かした商品の開発や販路拡大に向けた取組みや創業を支援していく必要がある。

#### カ 観光・レクリエーション

豊かな自然とキャンプなどのアウトドアも楽しめる川原大池公園や、運動場とテニスコートが併設し、多目的な利用が可能な元宮公園など、自然を活かした観光資源とレクリエーション施設に恵まれている。

また、長崎のもぎき恐竜パークへのルート沿いに位置する「みさき駅さんわ」は、新鮮な農水産物や「蚊焼包丁」などの地元特産品を販売しており、連日多くの客で賑わっている。

さらに、「サン・サン・みなみフェスティバル」や「さんわ夏まつり」、「為石祇園祭」など地区の特性を活かしたイベントが実施されており、地区外から大勢の方が訪れている。

今後とも広報宣伝活動を推進するとともに、これらの地域資源を活用しながら、交流人口の拡大による地域活性化を図る必要がある。

#### キ 港湾施設

地域住民の安心と安全を確保するため、国や県との連携を強化して整備を進展させることが必要である。

#### ク 情報通信産業

情報系企業の企業誘致が市内中心部に進んでおり、長崎市が抱える社会課題を解決しようとする試みが始まりつつあり、過疎地域においても多種多様なアイデアをもとにした事業の可能性がある。

### (2) その対策

#### ア 農業

- (7) 遊休農地の有効利用及び農地流動化を推進する。
- (4) 経営規模の拡大を推進し、担い手の育成を図る。

#### イ 林業

- (7) 除伐、枝打ち及び間伐の保育事業を推進する。
- (4) 作業道等の生産基盤の整備を図る。
- (9) 間伐材等の林産事業の推進を図る。

#### ウ 水産業

- (7) 漁業資源の維持・増大を図るため、海域の特性を活かした漁場の整備・保全や栽培漁業を推進する。
- (4) 後継者の確保・育成への支援を図る。
- (9) 漁業協同組合等に対し、積極的に援助や指導を行い、水産経営基盤の整備と強化を図る。

- (イ) 水産物のブランド化及び販路拡大に努める。
- (ロ) 各種制度を活用して水産基盤の整備を図る。
- (ハ) 漁港の整備及び機能強化を図る。
- (ニ) 養殖業の振興を図る。

エ 企業誘致

新戸町から江川町の区間において事業が進められている長崎南環状線により交通アクセスの改善が図られ、電力供給等の面でのポテンシャルが高い為石浄水場跡地を企業立地用地として整備し、県及び関係機関との連携を図り、企業の誘致活動を展開する。

オ 商工業

地元商工業の活性化のため、商工会と連携し、地元に適応した商工業の推進を図る。

カ 観光・レクリエーション

- (7) 恵まれた自然や歴史的・文化的観光資源の活用と併せ、観光施設等の適正な維持管理を行う。
- (イ) 観光ルートの開発などソフト事業の展開を図る。
- (ウ) 直売所や公園の機能を活かした整備、適正な維持管理及び利用促進を図る。

キ 港湾施設

港湾施設の防災機能などを充実させるため、国や港湾管理者である県との連携を強化し、防波堤や護岸施設等の整備促進に努める。

ク 情報通信産業

本市独自の企業立地奨励金や「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」に基づく固定資産税の課税免除による企業誘致及び設備投資の推進を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(2) 漁港施設	漁港施設小規模改良事業	市	
		水産物供給基盤機能保全事業	市	
	(9) 観光又はレク リエーション	公園等施設整備事業(公園施設長 寿命化) 三和記念公園	市	
		公園施設整備事業(公園施設長寿 命化) 晴海台1号公園	市	
		公園施設整備事業(公園施設長寿 命化) 晴海台4号公園	市	

	公園施設整備事業(公園施設長寿命化) さざなみ公園	市	
	公園施設整備事業(公園施設長寿命化) 岳路運動公園	市	
	三和農水産物加工直売所施設整備事業	市	
(10) 過疎地域持続的発展特別事業			
第1次産業	「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する方への研修費などの支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費及び初期投資の支援を行うことにより、地域での漁業就業者の確保を図る。	研修生	就業者を確保し、漁業振興を図る。
	新規漁業就業促進事業基金積立		
	「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助成することで、つくり育てる漁業の振興を図る。	漁業協同組合等	水産資源の回復・管理を推進し、漁業振興を図る。
	水産種苗放流事業基金積立		
	「新たにチャレンジ水産経営応援事業」 漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。	漁業協同組合等	漁業所得の向上及び経営力強化により、漁業振興を図る。
	新たにチャレンジ水産経営応援事業基金積立		
	「農業振興団体支援事業」 農地流動化及び農業の担い手育成等の事業を実施する農業振興団体の支援をすることにより、農業及び地域の振興を図る。	農業振興団体等	農地流動化及び農業の担い手を育成することにより、農業及び地域の振興を図る。
	農業振興団体支援事業基金積立		
	「水産資源再生事業」 磯焼け等が原因となって減少している水産資源の再生に取り組み、漁業者の所得向上を図る。	市	資源の回復や磯焼け対策を図るとともに、漁場の保全につなげる。
	水産資源再生事業基金積立		

		「チャレンジ水産業補助事業」 他事業で補助対象とならない 新たな取組を実施する漁協及び 漁業者を支援することで、水産業 の振興及び水産業関連所得の向 上を図る。	漁業 協同 組合	水産業の振興及 び水産業関連所 得の向上を図る。
		チャレンジ水産補助事業基金積 立		
	(11) その他			
	港湾	県施行（港湾）県単独事業	県	
		社会資本整備総合交付金	県	

## 【6 地区共通】

### (1) 現況と問題点

#### ア 農業（有害鳥獣対策）

有害鳥獣（イノシシ）による被害相談件数は、令和6年度で6地区計：158件であり、10年前（平成27年度）の95件と比較すると、約1.7倍に増加している。

#### イ 商工業（買い物支援）

食料品アクセス困難人口\*が増加している一方で、インターネットでの買い物が増加する等、買い物手法の変容も見受けられる。

※ 農林水産省において、店舗まで直線距離で500メートル以上、かつ、65歳以上で自動車を利用できない人を食料品アクセス困難人口と定義している。

### (2) その対策

#### ア 農業（有害鳥獣対策）

防護・棲み分け・捕獲の3対策を実施するとともに、地域住民が連携した「地域ぐるみの取り組み」を推進し、被害の軽減を図る。

##### (ア) 防護

- ・ ワイヤメッシュ柵の無償貸与、設置作業に対する支援
- ・ 広域防護柵の設置

##### (イ) 棲み分け

- ・ 有害鳥獣相談センターによる地域住民への講習会

##### (ウ) 捕獲

- ・ 地域ぐるみの捕獲隊や長崎市有害鳥獣対策協議会捕獲隊員（猟友会推薦）による捕獲の推進
- ・ 捕獲アプリの導入

#### イ 商工業（買い物支援）

庁内関係部局及び関係機関、地元商店等との連携を図り、それぞれの地域の状況を把握しながら、状況に応じた支援に努める。

(3) 産業振興促進事項

ア 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
香焼地区、伊王島地区、高島地区、野母崎地区、外海地区及び三和地区	製造業、情報サービス業等、農林水産物等販売業及び旅館業	令和8年4月1日～ 令和13年3月31日	

イ 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容  
地区ごとの(2)その対策のとおり

(4) 他の市町村との連携

長崎広域連携中枢都市圏（長崎市・長与町・時津町）において、経済成長のけん引や高次の都市機能の集積・強化、生活関連機能サービスの向上を図り、活力ある社会経済を維持するとともに、魅力ある都市圏の形成を目指す。

## 4 地域における情報化

### 【基本的方針】

今般のコロナ禍を契機に市民の日常生活や働き方、価値観等が大きく変化し、デジタル社会への急速な進展が見込まれる中、本市においても行政をはじめ、観光産業、農林水産業、建設業などの産業における生産性の向上や子育て、教育、医療、介護等を含むあらゆる分野における改革・変革が必要不可欠となっている。

については、人口減少・少子化、高齢化に伴う様々な地域課題等に応じたデジタル化・DXの推進をはじめ、最先端技術を効果的に活用し、市内外からイノベーションを生む多様な人材・知・産業の集積を促し、稼ぐ地域を創りだすとともに、人手不足の解消や地理的・時間的な条件に関わらずあらゆる地域で同じような働き方を可能とする環境整備や医療、福祉、子育て支援等の市民の生活に密着した分野のデジタル化を進め、個人のニーズに応じた最適なサービスが提供される豊かな市民の暮らしを目指す。

### 【6 地区共通】

#### (1) 現況と問題点

##### ア 通信及び情報化

災害時における防災情報、緊急情報及び行政情報等を住民へ伝達するために、防災行政無線を活用している。

防災行政無線は災害時の情報をはじめ、人命及び財産の保護など大きな役割を果たしているが、さらに迅速かつ確実に伝達するため、その他の情報伝達手段を含めた整備を進める必要がある。

##### イ デジタル技術活用

令和2～3年度に超高速インターネット環境を整備し、地域間での格差の是正が図られたため、地理的・地勢的な条件不利を感じることなく、豊かで質の高い生活を送ることが出来るよう、様々な分野においてICTの利活用による取組みを推進していく必要がある。

#### (2) その対策

##### ア 通信及び情報化

防災行政無線の維持管理及び情報伝達手段の充実を図る。

##### イ デジタル技術活用

効率的な医療・保健・福祉サービスの提供、防災・減災対策の強化や、教育のICT化のほか、5G、AI、IoT、ドローン等を活用した新産業、新サービスの創出、製造業・サービス産業等の生産性の向上、農林水産業の活性化、観光産業の振興など、あらゆる分野でのICT利活用の可能性を探りながら、便利で快適な暮らしの実現に向けた取組みの検討を進める。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情 報化	(1) 電気通信施設 等情報化施設			
	防災行政用無線 施設	防災行政無線機器更新	市	

## 5 交通施設の整備、交通手段の確保

### 【基本的方針】

過疎地域の多くは離島・半島という地理的に不利な条件にあり、交通体系は、生活と産業の最も重要な基盤であるため、多様な交通システムを有機的な連携のもとに整備する。

### 【香焼地区】

#### (1) 現況と問題点

##### ア 道路

主要地方道香焼江川線、一般県道伊王島香焼線が地区の基幹道路であり、これらを起点として市道が分岐し、地区内の道路網を形成している。この2路線は、一般国道499号から本地区、伊王島地区を結ぶ幹線道路であることから、適切な整備・維持管理が必要である。

市道については、地理的に傾斜地が多く、道路が狭小な箇所には人家が密集していることから、日常生活に密着した道路の狭小区間の拡幅整備のほか、舗装改修、側溝等の改良を行い、住民の生活環境の改善を図るとともに、今後とも計画的かつ障害者、高齢者等にも配慮した整備が必要である。

#### 道路の整備状況(令和7年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	26,166m
改良済延長 B	19,290m
舗装済延長 C	25,467m
自動車交通不能延長 D	5,376m
改良率 B/A	73.7%
舗装率 C/A	97.3%
交通不能率 D/A	20.5%

##### イ 陸上交通

都心部までの距離は、約14kmであり、民間の路線バスが都心部と本地区間を1日約40往復運行しており、路線の一部区間は、補助金方式で運行している。都心部までのバスによる所要時間は、約1時間程度を要する。

地域内での生活を守るため、行政機関や病院などを結ぶコミュニティバスを8便運行している。しかしながら、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

#### (2) その対策

##### ア 道路

- (7) 道路の適切な整備・維持管理を図る。
- (4) 交通安全施設の整備充実を図る。

イ 陸上交通

- (7) 既存バスの利便性の向上と路線の維持を図る。
- (4) 地域の利便性を向上させるため、コミュニティバスなどを運行する。
- (9) 地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道香焼町1号線道路改良事業	市	
		市道香焼町4号線道路改良事業	市	
		市道香焼町11号線道路改良事業	市	
		市道香焼町12号線道路改良事業	市	
		市道香焼町18号線道路改良事業	市	
		市道香焼町52号線道路改良事業	市	
		市道香焼町81号線道路改良事業	市	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	公共交通	「地域コミュニティバス運行事業（香焼地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
地域コミュニティバス運行事業（香焼地区）基金積立				

## 【伊王島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

一般県道伊王島線が縦貫し、この基幹道路を起点として多くの市道等が分岐し、地区内の道路網を形成している。

一般県道伊王島線は、地区の基幹道路であり、適切な維持・管理が必要である。

市道については、地理的に傾斜地が多く、道路が狭小な箇所には人家が密集していることから、住民の生活環境の改善を図るため、今後とも計画的かつ障害者、高齢者等にも配慮した整備が必要である。

ゴールデンウィーク期間中などの繁忙期は、通常時に比べ、一時的に多くの車両が地域内に入り込み、地区住民の日常生活に支障をもたらしている。

#### 道路の整備状況(令和7年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	17,511m
改良済延長 B	9,231m
舗装済延長 C	17,180m
自動車交通不能延長 D	6,580m
改良率 B/A	52.7%
舗装率 C/A	98.1%
交通不能率 D/A	37.6%

#### イ 係留施設

伊王島港は本土と結ぶ唯一の玄関口であったが、平成23年3月に伊王島大橋が開通し、航路利用者は減少しているものの、安定した住民生活を守るため整備を行うとともに、観光客を誘致するため、景観整備及びターミナルの活用が不可欠である。

#### ウ 陸上交通

地区内の交通については、昭和37年から町営バス事業を行ってきたが、平成16年10月に町営バス事業を廃止し、民間事業者への補助金方式により運行が継続されている。現在、平日7便(土日祝日6便)を運行し、住民の足として欠かすことのできないものとなっている。

しかしながら、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しや、今後の車両更新の時期に併せ、需要に応じた適切な車両規模への変更を行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

一方、伊王島大橋開通により、特に、観光を目的とした自動車による来訪者が増加したため、観光客等の地域内における移動手段を確保する必要がある。

また、平成23年3月の伊王島大橋開通後、民間事業者により、地域内外を結ぶ路線バスの運行が開始され、現在、平日11便、土曜日10便及び日祝日9便が運行されている。

エ 海上交通

海上交通は、民間の定期航路として、長崎港～伊王島港～高島港間を1日8往復が運航されている。

伊王島大橋開通後は、航路利用者が減少しているものの、住民福祉の向上と地域の振興など、安定した住民生活を守るため、定期航路の維持を図る必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- (7) 道路の適切な整備・維持管理を図る。
- (4) 交通安全施設の整備充実を図る。
- (9) 繁忙期など必要に応じて交通対策を実施する。

イ 係留施設

本地区の玄関口としての景観整備を図り、総合的な施設整備等を推進する。

ウ 陸上交通

- (7) 既存バスの利便性の向上と路線の維持を図る。
- (4) 地域の利便性を向上させるため、コミュニティバスなどを運行する。
- (9) 地域の需要に応じた運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

エ 海上交通

住民の足となる定期航路の維持を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道伊王島循環線道路改良事業	市	
	(7) 渡船施設			
	係留施設	港湾施設整備事業（ターミナル）	市	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	公共交通	「地域コミュニティバス運行事業（伊王島地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。

		を行う。		
		地域コミュニティバス運行事業（伊王島地区）基金積立		
		「離島航路維持対策事業」 住民生活の安定・向上を目的として運航している離島航路の維持のため、運航事業者に対し欠損額の補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
		離島航路維持対策事業基金積立		

## 【高島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

一般県道高島線は、高島港を起点とし、島を一巡する基幹道路である。また、この道路から市道中腹循環線が分岐し、島の中腹部を一周している。

これらの基幹道路を起点として、市道などが分岐して地区内の道路網を形成している。

高島地区は、世界文化遺産の構成資産を有しており、来訪者の受入体制を強化するための道路整備も必要となっている。

一般県道高島線は、全線舗装され交通安全施設等も充足しており、地区の基幹道路として、適切な整備・維持管理が必要である。中腹循環線は、改良整備が完了しているものの、生活・防災道路として、今後とも逐次整備が必要である。

市道については、住民の日常生活に密着しており、生活環境の充実や産業振興を図るため、今後とも計画的な整備が必要である。

#### 道路の整備状況(令和7年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	11,987m
改良済延長 B	7,747m
舗装済延長 C	11,987m
自動車交通不能延長 D	3,637m
改良率 B/A	64.6%
舗装率 C/A	100.0%
交通不能率 D/A	30.3%

#### イ 係留施設

離島である本地区にあっては、高島港は本土との玄関口であり、住民の生活物資、生活資材等あらゆる物資の搬入搬出港であるとともに、定期船の発着所でもあることから、安定した住民の生活を守るためには、施設等の整備を図る必要がある。

#### ウ 陸上交通

島内の交通については、民間事業者への補助金方式により島内循環コミュニティバスが運行されている。現在、平日17便(土日祝日18便)を運行し、島民や来訪者の足として欠かすことのできないものとなっている。

しかしながら、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しや、今後の車両更新の時期に併せ、需要に応じた適切な車両規模への変更を行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

#### エ 海上交通

海上交通は、民間の定期航路として、長崎港～伊王島港～高島港間を1日8往復運航されている。

日常生活に不可欠な移動手段であり、今後とも住民福祉の向上と地域の振興など、安定した住民生活を守るため、定期航路の維持を図る必要がある。

(2) その対策

ア 道路

- (7) 道路の適切な整備・維持管理を図る。
- (4) 交通安全施設の整備充実を図る。

イ 係留施設

港湾の利便性と島の玄関口のイメージアップとしての景観整備を図り、総合的な施設整備等を推進する。

ウ 陸上交通

- (7) 地域の利便性を向上させるため、コミュニティバスなどを運行する。
- (4) 地域の実態に応じた運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

エ 海上交通

住民の足となる定期航路の維持を図る。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	公共交通	「地域コミュニティバス運行 事業（高島地区）」 地域住民の生活利便性の向 上を図るため、既存路線を補 完するコミュニティバスの運 行に係る欠損額に対して補助 を行う。	市	地域住民の生 活利便性の向 上を図る。
		地域コミュニティバス運行事 業（高島地区）基金積立		
		「離島航路維持対策事業」 住民生活の安定・向上を目 的として運航している離島航 路の維持のため、運航事業者 に対し欠損額の補助を行う。	市	地域住民の生 活利便性の向 上を図る。
	離島航路維持対策事業基金積 立			

## 【野母崎地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

一般国道499号と主要地方道野母崎宿線が縦貫し、一般県道樺島港脇岬線が本土と樺島を結んでいる。特に、一般国道499号は、本地区と市内中心部を結ぶ幹線道路であり、本地区の活性化と住民生活の向上を図る上からも重要な基幹道路である。これら基幹道路を起点として、多くの市道、農道などが分岐して地区内の道路網を形成している。

西側の一般国道499号は、地区の基幹道路として適切な整備・維持管理が必要である。

主要地方道野母崎宿線は、本地区と三和地区、茂木地区及び日見地区を経由して一般国道34号を結ぶ道路であり、道路整備が進められているものの、未改良区間が残されていることから整備について県に働きかけていく必要がある。

市道については、住民の日常生活に密着した道路として、狭小区間の拡幅整備のほか、舗装改修、側溝等の改良を行い、生活環境の充実を図る必要がある。

また、農道については、通作条件の改善を図るため、改良整備が必要である。

#### 道路の整備状況(令和7年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	103,297m
改良済延長 B	29,003m
舗装済延長 C	98,478m
自動車交通不能延長 D	54,773m
改良率 B/A	28.1%
舗装率 C/A	95.3%
交通不能率 D/A	53.0%

#### イ 陸上交通

都心部までの距離は約2.6kmであり、民間の路線バスが都心部と本地区間を1日22往復運行している。都心部までのバスによる所要時間は、約1時間程度を要する。

地域内での生活を守るため、行政機関や病院及び学校などを結ぶコミュニティバスを11便運行している。

しかしながら、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

また、待合環境についても、建物の老朽化や利用実態の変化が生じていることから、適切に対応する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 道路

(7) 主要地方道野母崎宿線等の基幹道路の整備推進を働きかける。

(4) 道路の適切な整備・維持管理を図る。

(ウ) 交通安全施設の整備充実を図る。

(エ) 農道の改良を図る。

#### イ 陸上交通

(ア) 既存バスの利便性の向上と路線の維持を図る。

(イ) 地域の利便性を向上させるため、コミュニティバスなどを運行する。

(ウ) 地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

(エ) 適切に待合環境を維持管理する。

### (3) 計画

#### 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道高浜本線道路改良事業	市	
		市道野母崎樺島町2号線道路改良事業	市	
		市道高浜町24号線道路改良事業	市	
		市道以下宿町5号線道路改良事業	市	
		市道野母崎52号線道路改良事業	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	「地域コミュニティバス運行事業（野母崎地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
		地域コミュニティバス運行事業（野母崎地区）基金積立		
	その他	「バス待合所解体事業」 不要となったバス待合所は、老朽化して危険が生じる可能性があるため、解体することにより、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。

## 【外海地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

一般国道202号、主要地方道神ノ浦港長浦線、一般県道池島循環線、一般県道扇山公園線等が基幹道路であり、これらを起点として、市道、農道、林道が分岐して地区内の道路網を形成している。

外海地区は、世界文化遺産の構成資産を有しており、来訪者の受入体制を強化するための道路整備も必要となっている。

一般国道202号は、本地区と市内中心部及び佐世保市を結ぶ幹線道路であり、整備はほぼ完了しているものの、大雨や台風によりたびたび被災が生じていることから、基幹道路の主要地方道神ノ浦港長浦線とともに今後とも適切な整備・維持管理が必要である。

市道については、集落が広域に分散し小規模な集落が多いことや、地形条件が厳しく改良単価が高額になることから、改良率が低い。このため、今後とも計画的な改良を行い、生活環境の充実を図る必要がある。

森林基幹道西彼杵半島線は長崎市と西海市を結ぶ広域林道であり、西彼杵半島地域の林業の振興及び地域の活性化のため必要である。

また、他の農林道については、通作条件の改善等を図るため、改良整備が必要である。

#### 道路の整備状況(令和7年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	133,970m
改良済延長 B	64,767m
舗装済延長 C	131,229m
自動車交通不能延長 D	30,037m
改良率 B/A	48.3%
舗装率 C/A	98.0%
交通不能率 D/A	22.4%

#### イ 係留施設

離島である池島地区にあっては、池島港は本土（神ノ浦港など）と結ぶ唯一の玄関口である。安定した住民の生活を守るためには、施設等の整備を図る必要がある。

#### ウ 陸上交通

都心部までの距離は約30kmであり、民間の路線バスが都心部と本地区間を1日約15往復運行している。

都心部までのバスによる所要時間は、約1時間半程度を要する。路線バスは、住民の生活を守り、世界文化遺産登録を受けた構成資産へ来訪者が行く唯一の公共交通手段でもあることから、バスの存続は不可欠である。

また、地域内での生活を守るため、行政機関や病院及び学校などを結ぶコミュニティバスを11便運行している。

しかしながら、コミュニティバスは、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

## エ 海上交通

池島地区と本土地区とを連絡する海上交通は、民間の定期航路として、フェリーが、池島港～神浦港間を1日2往復、池島港～瀬戸港間を1日5往復運航されている。

また、フェリーが減便されたことにより、池島港～神浦港間において、民間の不定期航路として1日4往復運航されている。

日常生活に不可欠な移動手段であり、今後とも住民福祉の向上と地域の振興など、安定した住民生活を守るため、航路の維持を図る必要がある。

## (2) その対策

### ア 道路

- (7) 道路の適切な整備・維持管理を図る。
- (4) 交通安全施設の整備充実を図る。
- (9) 農林道の整備推進を図る。

### イ 係留施設

港湾の利便性を図り、総合的な施設整備等を推進する。

### ウ 陸上交通

- (7) 既存バスの利便性の向上と路線の維持を図る。
- (4) 地域の利便性を向上させるため、コミュニティバスなどを運行する。
- (9) 地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

### エ 海上交通

住民の足となる航路の維持を図る。

## (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道上出津線道路改良事業	市	
		市道大野牧野線道路改良事業	市	
		市道上黒崎線道路改良事業	市	
		市道東出津町新牧野町1号線 道路改良事業	市	
(3) 林道				
		森林基幹道西彼杵半島線整備 事業 林道開設	市	

	(9) 過疎地域持続的発展特別事業			
	公共交通	「地域コミュニティバス運行事業（外海地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
		地域コミュニティバス運行事業（外海地区）基金積立		
		「離島航路維持対策事業」 住民生活の安定・向上を目的として運航している離島航路の維持のため、運航事業者に対し欠損額の補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
		離島航路維持対策事業基金積立		

## 【三和地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 道路

一般国道499号と主要地方道野母崎宿線が縦貫し、一般県道深堀三和線が本地区と香焼地区を結んでいる。特に、一般国道499号は、本地区と市内中心部を結ぶ幹線道路であり、本地区の活性化と住民生活の向上を図る上からも重要な基幹道路である。これら基幹道路を起点として、多くの市道、農道などが分岐して地区内の道路網を形成している。

西側の一般国道499号は、道路整備が進められている区間の早期整備について、県に働きかけていく必要がある。

東側の主要地方道野母崎宿線は、野母崎地区から本地区、茂木地区及び日見地区を経由して一般国道34号を結ぶ道路であり、道路整備が進められているものの、未改良区間が残されていることから整備について県に働きかけていく必要がある。

市道については、地理的に傾斜地が多く、道路が狭小な箇所も多いことから、日常生活に密着した道路の狭小区間の拡幅整備のほか、舗装改修、側溝等の改良を行い、住民の生活環境の改善を図るとともに、今後とも計画的かつ障害者、高齢者等にも配慮した整備が必要である。

また、農道については、通作条件の改善を図るため、改良整備が必要である。

#### 道路の整備状況(令和7年4月1日現在)

区 分	市 道
実延長 A	117,672m
改良済延長 B	70,747m
舗装済延長 C	114,463m
自動車交通不能延長 D	26,463m
改良率 B/A	60.1%
舗装率 C/A	97.2%
交通不能率 D/A	22.5%

#### イ 陸上交通

都心部までの距離は、約14kmであり、民間の路線バスが都心部と本地区間を1日約58往復運行している。都心部までのバスによる所要時間は、約1時間程度を要する。

地域内での生活を守るため、行政機関や病院などを結ぶコミュニティバスを4便運行している。しかしながら、年々利用者が減少していることから、この地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段にする必要がある。

### (2) その対策

#### ア 道路

- (7) 一般国道499号及び主要地方道野母崎宿線等の基幹道路の整備推進を働きかける。
- (イ) 道路の適切な整備・維持管理を図る。
- (ウ) 交通安全施設の整備充実を図る。

(1) 農道の改良を図る。

イ 陸上交通

(7) 既存バスの利便性の向上と路線の維持を図る。

(4) 地域の利便性を向上させるため、コミュニティバスなどを運行する。

(9) 地域の実態に即した運行内容への見直しを行うなど、持続可能な交通手段を目指す。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、 交通手段の確保	(1) 市町村道			
	道路	市道蚊焼町川原町1号線道路改良事業	市	
		市道蚊焼町1号線道路改良事業	市	
		市道為石町24号線道路改良事業	市	
		市道蚊焼町晴海台町1号線道路改良事業	市	
		市道晴海台町4号線道路改良事業	市	
		市道晴海台町7号線道路改良事業	市	
		旧為石浄水場周辺道路整備事業	市	
	(6) 自動車等			
	自動車	バス待合所	市	
	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業			
公共交通	「地域コミュニティバス運行事業（三和地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。	
	地域コミュニティバス運行事業（三和地区）基金積立			

## 6 生活環境の整備

### 【基本的方針】

都市との交流を進め、若者をはじめとする定住を促進するためには、その受け皿となる魅力ある基礎的な生活環境の整備が不可欠であり、水道施設や污水处理施設、火葬場については、過疎地域における住民生活水準の確保のため、効率的な整備を進めるとともに、適正かつ効率的な維持管理を図る。

また、気候変動による大雨の頻度増加、台風の大型化等に伴い災害が頻発化・激甚化している中、自助・共助・公助による災害に強い安全安心なまちづくりを目指し、取組みを推進していく。

### 【香焼地区】

#### (1) 現況と問題点

##### ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の手熊浄水場から送水管の延伸を行い、主な水道施設に接続して水の供給が可能となっている。

##### イ 污水处理施設

下水道整備は、公共下水道事業として昭和50年度から第1期認可区域(区域面積165.8ha)の事業に着手し、昭和55年度7月から終末処理場(香焼浄化センター)の供用を開始している。

市町村合併を機に、同区域内の終末処理場で污水处理を行うより、南部処理区内の南部下水処理場に接続して、汚水を処理したほうが経済的であることから、平成17年度に事業認可の変更を行い、終末処理場(香焼浄化センター)を廃止し、平成22年度に長崎市公共下水道に統合した。

令和7年3月末現在の污水处理人口普及率は、99.8%となっており、香焼処理区の污水处理は概成している。

##### ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設(1か所)は老朽化に伴い、平成23年に解体済みであり、可燃ごみについては、西工場へ搬入し、処理している。

また、ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めている。

し尿処理については、平成28年4月から長崎半島クリーンセンターで処理していたが、長崎半島クリーンセンターの閉鎖に伴い、令和7年12月からは琴海クリーンセンターで処理している。また、処理の効率化を図るため、西部下水処理場内にし尿等受入施設を建設し、令和10年4月からは下水処理施設での集約処理を予定している。

##### エ 火葬場

もみじ谷葬斎場は、市内唯一の火葬場であり、昭和53年12月の全面建替えから47年が経過し、施設の老朽化に加え、施設が狭隘で待合室が不足するなど様々な課題を抱えている。

## オ 消防施設

消防体制については、分団格納庫 4 か所、防火水槽 13 か所、消火栓 75 か所を備えており、消防設備については、小型ポンプ積載車 4 台及び小型ポンプ 4 台を配備し、消防活動を行っている。

遠隔地であるため水火災等の発生時は、本署消防隊が駆けつけるのに時間を要すると同時に、非常備についても、人口の減少や地域の高齢化等により、消防団員の確保が困難になっているのが現状である。

今後も消防力・消防水利の基準に基づき、適正な整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

## カ 市営住宅

公営住宅 263 戸、改良住宅 210 戸、単独住宅 2 戸、計 475 戸の市営住宅がある。

## キ 緑化

県道をはじめ道路沿線等には、地域住民の協力により四季折々の花が植えられているが、今後さらなる緑化の推進が望まれる。

## ク 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

## (2) その対策

### ア 水道施設

水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

### イ 汚水処理施設

(7) 下水道施設の適切な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。

(4) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。

### ウ リサイクルの推進

分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。

### エ 火葬場

現在の施設が抱える様々な課題の解消を図るため、建替えについて検討を進める必要がある。

## オ 消防施設

(7) 消防施設等の整備・充実を図る。

(4) 消防機器の配備充実を図る。

(9) 消防水利の適正配備を図る。

(1) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

カ 市営住宅

入居者の集約を行い、不要となった住宅の除却、老朽化した住宅の計画的な修繕を行うことにより、居住環境の整備を図る。

キ 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

ク 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業	市	
	(4) 火葬場			
		新火葬場整備事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	市	
		消防機器等整備事業	市	
		消防水利等整備事業	市	
	(6) 公営住宅			
		既設公営住宅等改善事業	市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	環境	「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。
		花のあるまちづくり事業基金 積立		
	「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみ	市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。	

		の排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。		
		リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
	危険施設撤去	「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		市有財産解体事業基金積立		
		「老朽住宅除却事業」 老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
	(8) その他			
		浄化槽設置整備費補助事業	市	

## 【伊王島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の手熊浄水場から送水管の延伸を行い、主な水道施設に接続して水の供給が可能となったが、接続した水道施設も老朽化していることから、今後は、水道施設の改良整備や老朽管の布設替を行う必要がある。

#### イ 汚水処理施設

下水道整備は、公共下水道事業として、平成10年度から第1期認可区域（区域面積34.8ha）の事業に着手し、平成11年度からは、県代行制度により、終末処理場（伊王島浄化センター）の建設に着手し、平成15年度から一部供用を開始した。なお、平成16年度で、第1期認可区域の事業が完了し、平成17年度からは、第2期認可区域（区域面積4.57ha）の事業に着手し、平成19年度末には認可区域のほぼ全域が完成した。令和7年3月末現在の汚水処理人口普及率は96.5%となっており、伊王島処理区の汚水処理は概成している。引き続き、供用地区の水洗化の普及に努める必要がある。

また、下水道整備区域外の地区において、浄化槽の整備が必要な世帯がある。

#### ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設（1か所）は、平成19年3月末に閉鎖し、可燃ごみについては、平成19年4月1日から旧西工場へ搬入し処理していたが、旧西工場の建替に伴い、平成28年10月からは新西工場へ搬入し処理している。

なお、閉鎖した焼却施設は、平成29年2月に解体を実施した。

また、ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めている。

し尿処理施設は、平成14年度に完成した公共下水道の最終処理施設との連結工事が完成し、処理を移行したため、平成23年3月末をもって閉鎖しており、年次計画により閉鎖したし尿処理施設の解体を実施する必要がある。

し尿処理については、平成28年4月から長崎半島クリーンセンターで処理していたが、長崎半島クリーンセンターの閉鎖に伴い、令和7年12月からは琴海クリーンセンターで処理している。また、処理の効率化を図るため、西部下水処理場内にし尿等受入施設を建設し、令和10年4月からは下水処理施設での集約処理を予定している。

#### エ 火葬場

もみじ谷葬斎場は、市内唯一の火葬場であり、昭和53年12月の全面建替えから47年が経過し、施設の老朽化に加え、施設が狭隘で待合室が不足するなど様々な課題を抱えている。

#### オ 防災・防犯

発災直後に必要とされる備蓄としては、被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者のための物資の備蓄を行っているが、災害により孤立する可能性があ

る地域においては、物資の備蓄・輸送が困難になるおそれがある。

#### カ 消防施設

消防体制については、分団格納庫4か所、防火水槽2か所、消火栓42か所を備えており、消防設備については、小型ポンプ積載車4台及び小型ポンプ4台を配備し、消防活動を行っている。

平成23年の伊王島大橋開通に伴い、離島という地理的脆弱性は解消され、水火災等の各種災害発生時における常備消防の参集が容易となったものの、非常備については、人口の減少や地域の高齢化等により消防団員の確保が困難になっているのが現状である。

今後も、消防力・消防水利の整備指針に基づき、本土からの参集体制を考慮した上での適正な施設整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

#### キ 市営住宅

公営住宅84戸、改良住宅74戸、特定公共賃貸住宅10戸、単独住宅6戸、計174戸の市営住宅がある。古い住棟は老朽化が著しく、空き家が多くなっている。

#### ク 緑化

平成元年のリゾート施設の誘致を機に、地域内の道路沿線をはじめ主要地域に四季の花を植栽しているが、今後その保全とさらなる緑化の推進が望まれる。

#### ケ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 水道施設

水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

#### イ 汚水処理施設

- (7) 下水道施設の適切な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。
- (4) 未水洗家屋の水洗化を普及促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。
- (9) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。

#### ウ リサイクルの推進

- (7) し尿処理施設の適切な維持管理を行う。
- (4) 分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。
- (9) 廃止した廃棄物処理施設の解体を年次計画に基づき実施する。

#### エ 火葬場

現在の施設が抱える様々な課題の解消を図るため、建替えについて検討を進める必要がある。

オ 防災・防犯

災害により孤立する可能性がある地域においては、近傍に備蓄する必要がある。

カ 消防施設

- (7) 消防施設等の整備・充実を図る。
- (イ) 消防機器の配備充実を図る。
- (ウ) 消防水利の適正配備を図る。
- (イ) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

キ 市営住宅

入居者の集約を行い、不要となった住宅の除却、老朽化した住宅の計画的な修繕を行うことにより、居住環境の整備を図る。

ク 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

ケ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業	市	
	(4) 火葬場			
		新火葬場整備事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	市	
		消防機器等整備事業	市	
		消防水利等整備事業	市	
(6) 公営住宅				
	既設公営住宅等改善事業	市		
(7) 過疎地域持続 的発展特別事業				

環境	「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。
	花のあるまちづくり事業基金積立		
	「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。	市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。
	リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
危険施設撤去	「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
	市有財産解体事業基金積立		
	「老朽住宅除却事業」 老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
	「旧廃棄物処理施設等解体事業」 閉鎖した廃棄物処理施設等については、老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に解体を行い、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。

	防災・防犯	「災害時用備蓄物資購入費」 発災直後に必要とされる現物備蓄として、孤立する可能性がある地域の近傍に備蓄することで、地域住民の避難環境を整備する。	市	地域住民の避難環境を整備する。
	(8) その他			
		浄化槽設置整備費補助事業	市	

## 【高島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の手熊浄水場から送水管の延伸を行い、主な水道施設に接続して水の供給が可能となったが、接続した水道施設も老朽化していることから、今後は、水道施設の改良整備や老朽管の布設替を行う必要がある。その一環として、令和8年度から令和9年度にかけて、老朽化した高島への海底送水管の布設替えを計画している。

#### イ 汚水処理施設

平成3年3月に水産庁のマリノベーション拠点漁港漁村総合整備計画の認定を受け、ふれあい漁港漁村整備事業の一環で漁業集落環境整備事業として、平成3年度から漁業集落地域（区域面積22.5ha）の事業に着手し、平成5年度末に南風泊終末処理場の供用を開始している。

また、残りの区域を、平成9年12月から特定環境保全公共下水道事業（区域面積15.0ha）として事業に着手し、平成11年11月に終末処理場（高島浄化センター）の供用を開始している。令和7年3月末現在の汚水処理人口普及率は、100.0%となっており、高島処理区の汚水処理は概成している。

#### ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設（1か所）は、平成18年3月末に閉鎖し、可燃ごみについては、平成18年4月1日から旧西工場へ搬入し、処理していたが、旧西工場の建替に伴い平成28年10月からは、新西工場へ搬入し処理している。

なお、閉鎖した焼却施設内部には、ダイオキシン類を含んだ焼却残渣等が残っており、有害物質の飛散や流出により、周辺環境への影響も懸念されるため、平成30年3月に煙突のみ解体を実施した。残りの施設については、年次計画に基づき施設の解体を実施する必要がある。

また、資源ごみ等のストックヤードとして使用している施設（高島リサイクルセンター）についても、老朽化等のため整備を行う必要がある。

ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めている。

し尿処理は、平成5年3月に日量3kl（生し尿日量1kl及び浄化槽汚泥日量2kl）の処理能力を有する固液分離及び活性汚泥法処理方式の高度処理（凝集沈殿）により実施し、浄化槽汚泥についても完全処理を行っていたが、し尿等の量の減少により施設の運転が困難となってきたため、し尿処理施設を停止し、令和3年4月より長崎半島クリーンセンターで処理していたが、長崎半島クリーンセンターの閉鎖に伴い、令和7年12月からは琴海クリーンセンターで処理している。また、処理の効率化を図るため、西部下水処理場内にし尿等受入施設を建設し、令和10年4月からは下水処理施設での集約処理を予定している。なお、閉鎖後の施設は、老朽化が進んでいるため、解体を実施する必要がある。

## エ 火葬場

もみじ谷葬斎場は、市内唯一の火葬場であり、昭和53年12月の全面建替えから47年が経過し、施設の老朽化に加え、施設が狭隘で待合室が不足するなど様々な課題を抱えている。

## オ 防災・防犯

発災直後に必要とされる備蓄としては、被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者のための物資の備蓄を行っているが、災害により孤立する可能性がある地域においては、物資の備蓄・輸送が困難になるおそれがある。

## カ 消防施設

消防体制については、出張所1か所、分団格納庫3か所、防火水槽16か所、消火栓47か所を備えており、消防設備については、ポンプ車2台、小型ポンプ積載車3台、小型ポンプ3台及び救急車1台を配備し、消防活動を行っている。

離島であるため水火災等の発生時は、本署消防隊が駆けつけるのに時間を要すると同時に、非常備についても、人口の減少や地域の高齢化等により消防団員の確保が困難になっているのが現状である。

今後も消防力・消防水利の整備指針に基づき、適正な整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

## キ 市営住宅

公営住宅94戸、改良住宅216戸、単独住宅129戸の計439戸の市営住宅がある。

炭鉱の閉山に伴う急激な人口の減少や集落の再編により、多くの空室が生じている。また、浴室のない住宅が全戸数の約5割を占めるなど現在の生活様式に合わなくなってきており、住棟の老朽化も進んでいる。

## ク 緑化

県道をはじめ道路沿線等には、地域住民の協力により四季折々の花が植えられているが、今後さらなる緑化の推進が望まれる。

## ケ 公営浴場

炭鉱の閉山に伴い、炭鉱会社運営の浴場を町が無償譲渡を受け、昭和62年12月に町営浴場として運営を開始した。当初は、高島地区内に4か所の浴場があったが、人口減に伴う入浴者の減少による収入の減及び施設の老朽化等による維持管理費の負担増のため、恒常的な赤字運営が続いていた。そのため、平成15年4月に「いやしの湯」の運営開始と同時に3浴場を廃止し、残りの1浴場も平成17年3月に廃止した。令和4年度に「いやしの湯」の民間移譲の可能性について、サウンディング調査を行ったものの、活用の意向はなく、費用対効果及び公共施設マネジメント方針に基づき、令和7年3月24日をもって、海水温浴場を廃止したことに伴い、一般公衆浴場のみの運営となったことから「高島浴場」に施設名称を変更し、運営している。

## コ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

## (2) その対策

### ア 水道施設

水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

### イ 汚水処理施設

- (ア) 下水道施設の適正な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。
- (イ) 長崎市公共施設の適正配置基準に基づき、漁業集落排水処理区域の人口減少に伴い、施設規模の適正化及び下水道施設への統合により効率化を図る。
- (ウ) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。

### ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

- (ア) ごみ処理施設の適切な維持管理を行う。
- (イ) し尿処理施設の適切な維持管理を行う。
- (ウ) 分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。
- (エ) 廃止した廃棄物処理施設の解体を年次計画に基づき実施する。

### エ 火葬場

現在の施設が抱える様々な課題の解消を図るため、建替えについて検討を進める必要がある。

### オ 防災・防犯

災害により孤立する可能性がある地域においては、近傍に備蓄する必要がある。

### カ 消防施設

- (ア) 消防施設等の整備・充実を図る。
- (イ) 消防機器の配備充実を図る。
- (ウ) 消防水利の適正配備を図る。
- (エ) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

### キ 市営住宅

入居者の集約を行い、不要となった住宅の除却、老朽化した住宅の計画的な修繕を行うことにより、居住環境の整備を図る。

### ク 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

ケ 公営浴場

公衆浴場である「高島浴場」の有効活用や維持管理を行う。

コ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水施設整備事業	市	
		配水施設事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	市	
	(4) 火葬場			
		新火葬場整備事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	市	
		消防機器等整備事業	市	
		消防水利等整備事業	市	
	(6) 公営住宅			
		既設公営住宅等改善事業	市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	環境	「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。
花のあるまちづくり事業基金積立				
「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進		市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。	

		員の属する自治会に謝礼金を支給する。		
		リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
危険施設撤去		「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		市有財産解体事業基金積立		
		「老朽住宅除却事業」 老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		「旧廃棄物処理施設等解体事業」 閉鎖した廃棄物処理施設等については、老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に解体を行い、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
防災・防犯		「災害時用備蓄物資購入費」 発災直後に必要とされる現物備蓄として、孤立する可能性がある地域の近傍に備蓄することで、地域住民の避難環境を整備する。	市	地域住民の避難環境を整備する。
(8) その他				
		浄化槽設置整備費補助事業	市	

## 【野母崎地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の手熊浄水場から送水管の延伸を行い、主な水道施設に接続して水の供給が可能となったが、接続した水道施設も老朽化していることから、今後は、水道施設の改良整備や老朽管の布設替を行う必要がある。

#### イ 汚水処理施設

漁業集落環境整備事業として、樺島地区（区域面積18.7ha）を昭和60年度から平成3年度までに、野母地区（区域面積84.0ha）を平成3年度から平成9年度までに、野々串地区（区域面積15.2ha）を平成7年度から平成9年度までに、それぞれ整備を行い、供用を開始している。

また、農業集落排水事業として、高浜本村地区（区域面積30.4ha）を平成5年度から平成10年度までに、黒浜・以下宿地区（区域面積6.1ha）を平成9年度から平成13年度までに、それぞれ整備を行い、供用を開始している。

さらに、木場・井上地区は、特定地域生活排水処理事業（設置数40基）として、平成14年度から平成15年度に浄化槽を設置して、同事業による整備は完了している。また、同事業により浄化槽を設置していない世帯があり浄化槽の設置を推進していく必要がある。

脇岬地区（区域面積38ha）は、特定環境保全公共下水道事業として、平成10年度から事業に着手し、平成20年度に終末処理場が完成し、一部の供用を開始した。なお、平成22年度末にはほぼ全域の整備が完成した。令和7年3月末現在の汚水処理人口普及率は98.1%となっており、野母崎処理区の汚水処理は概成している。引き続き、供用地区の水洗化の普及に努める必要がある。

また、下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進していく必要がある。

#### ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設（1か所）は、平成19年3月末に閉鎖後、平成27年度に解体工事を実施し、可燃ごみについては、平成19年4月1日から旧西工場へ搬入し、処理しているが、旧西工場の建替に伴い、平成28年10月からは新西工場へ搬入し、処理している。

また、ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めている。

し尿処理については、長崎半島クリーンセンターを平成20年3月末に閉鎖し、平成20年4月1日から茂里町クリーンセンターで処理していたが、し尿量の減少に伴い、茂里町クリーンセンターでの安定的な処理が困難となったことから、平成26年度から平成27年度にかけて長崎半島クリーンセンターの再稼働に向けた整備を実施し、平成28年4月から本格的に長崎半島クリーンセンターで処理していたが、長崎半島クリーンセンターの閉鎖に伴い、令和7年12月からは琴海クリーンセンターで処理している。

また、処理の効率化を図るため、西部下水処理場内にし尿等受入施設を建設し、令和1

0年4月からは下水処理施設での集約処理を予定している。

#### エ 火葬場

もみじ谷葬斎場は、市内唯一の火葬場であり、昭和53年12月の全面建替えから47年が経過し、施設の老朽化に加え、施設が狭隘で待合室が不足するなど様々な課題を抱えている。

#### オ 防災・防犯

発災直後に必要とされる備蓄としては、被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者のための物資の備蓄を行っているが、災害により孤立する可能性がある地域においては、物資の備蓄・輸送が困難になるおそれがある。

#### カ 消防施設

消防体制については、出張所1か所、分団格納庫12か所、防火水槽53か所、消火栓109か所を備えており、消防設備については、ポンプ車2台、小型ポンプ積載車11台、小型ポンプ11台及び救急車1台を配備し、消防活動を行っている。

遠隔地であるため水火災等の発生時は、本署消防隊が駆けつけるのに時間を要すると同時に、非常備についても、人口の減少や地域の高齢化等により消防団員の確保が困難になっているのが現状である。

今後も消防力・消防水利の基準に基づき、適正な整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

#### キ 市営住宅

公営住宅107戸の市営住宅がある。

持家率が高く、公営住宅等への依存度は低いが、住宅の構造が木造又はコンクリートブロック造等の準耐火構造であるため、老朽化が進んでいる。

#### ク 緑化

国道沿線には、地域住民の協力により四季折々の花が植えられているが、今後さらなる緑化の推進が望まれる。

#### ケ 河川及び海岸

河川及び水路については環境保全上から住民生活との密接な関連があり、二級河川改修工事をはじめとする河川及び水路の整備促進を図る必要がある。

海岸についても、海岸保全施設整備事業の促進を図る必要がある。

#### コ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

## (2) その対策

### ア 水道施設

水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

### イ 汚水処理施設

- (7) 下水道施設及び農業・漁業集落排水施設の適正な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。
- (4) 未水洗家屋の水洗化を普及促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。
- (9) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。
- (1) 長崎市公共施設の適正配置基準に基づき、農業・漁業集落排水処理区域の人口減少に伴い、施設規模の適正化及び下水道施設への統合により効率化を図る。

### ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

- (7) し尿処理施設の適切な維持管理を行う。
- (4) 分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。

### エ 火葬場

現在の施設が抱える様々な課題の解消を図るため、建替えについて検討を進める必要がある。

### オ 防災・防犯

災害により孤立する可能性がある地域においては、近傍に備蓄する必要がある。

### カ 消防施設

- (7) 消防施設等の整備・充実を図る。
- (4) 消防機器の配備充実を図る。
- (9) 消防水利の適正配備を図る。
- (1) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

### キ 市営住宅

入居者の集約を行い、不要となった住宅の除却、老朽化した住宅の計画的な修繕を行うことにより、居住環境の整備を図る。

### ク 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

### ケ 河川及び海岸

- (7) 防災、多自然型改修工法を考慮した河川の整備を推進する。
- (4) 生物及び景観に配慮した自然にやさしい海岸の整備を推進する。
- (9) 一般国道499号の越波対策を促進する。

コ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	市	
	農村集落排水施設	農業集落排水事業	市	
	その他	漁業集落排水事業	市	
	(4) 火葬場			
		新火葬場整備事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	市	
		消防機器等整備事業	市	
		消防水利等整備事業	市	
	(6) 公営住宅			
		既設公営住宅等改善事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
	環境	「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。
	花のあるまちづくり事業基金積立			
	「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進	市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。	

		員の属する自治会に謝礼金を支給する。		
		リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
危険施設撤去		「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		市有財産解体事業基金積立		
		「老朽住宅除却事業」 老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		「旧廃棄物処理施設等解体事業」 閉鎖した廃棄物処理施設等については、老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に解体を行い、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
防災・防犯		「災害時用備蓄物資購入費」 発災直後に必要とされる現物備蓄として、孤立する可能性がある地域の近傍に備蓄することで、地域住民の避難環境を整備する。	市	地域住民の避難環境を整備する。
(8) その他				
		浄化槽設置整備費補助事業	市	

## 【外海地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の三重浄水場から送水管の延伸を行い、主な水道施設に接続して水の供給が可能となったが、接続した水道施設の改良整備や老朽管の布設替も行う必要がある。

#### イ 汚水処理施設

下水道整備は、特定環境保全公共下水道事業として、平成8年度から神浦地区（区域面積24.0ha）の事業に着手し、平成14年3月末に終末処理場（神浦浄化センター）の供用を開始している。

また、黒崎地区（区域面積39.0ha）も特定環境保全公共下水道事業として、平成14年度から汚水管の整備を推進中であるが、市町村合併を機に、同区域内に終末処理場を建設するより、既存の三重下水処理場に接続して汚水を処理したほうが経済的であることから、平成18年度に事業認可の変更を行い、平成21年度に一部の供用を開始した。なお、平成25年度末には、事業計画区域のほぼ全域の整備が完成した。

また、特定環境保全公共下水道事業の認可を取得していない出津地区については、平成20年度に公共下水道による集合処理よりも浄化槽による個別処理が経済的に有利であることから、公共下水道ではなく浄化槽で処理する区域とした。令和7年3月末現在の汚水処理人口普及率は、79.9%となっている。引き続き、供用地区の水洗化の普及に努める必要がある。

また、下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進していく必要がある。

#### ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設（4か所）は老朽化に伴い、平成26年度までに全て解体済みであり、可燃ごみについては、平成16年4月1日から旧西工場へ搬入し処理していたが、旧西工場の建替に伴い平成28年10月からは新西工場へ搬入し処理している。

なお、過去に池島地区のごみ一時保管施設として使用していた建物は平成28年11月に解体した。また、ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めている。

し尿処理は、下水道地域及び池島地域を除けばそのほとんどが戸別収集であるが、平成24年度から池島地区のし尿等については、島内に設置した中継槽に一時保管後、島外へ搬出し、茂里町クリーンセンターにて処理していた。しかし、茂里町クリーンセンターは、平成27年度末で廃止したことから、平成28年度以降は琴海クリーンセンターにて処理している。また、処理の効率化を図るため、西部下水処理場内にし尿等受入施設を建設し、令和10年4月からは下水処理施設での集約処理を予定している。

#### エ 火葬場

もみじ谷葬斎場は、市内唯一の火葬場であり、昭和53年12月の全面建替えから47年が経過し、施設の老朽化に加え、施設が狭隘で待合室が不足するなど様々な課題を抱えている。

## オ 防災・防犯

発災直後に必要とされる備蓄としては、被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者のための物資の備蓄を行っているが、災害により孤立する可能性がある地域においては、物資の備蓄・輸送が困難になるおそれがある。

## カ 消防施設

消防体制については、出張所等2か所、分団格納庫12か所、防火水槽89か所、消火栓133か所を備えており、消防設備については、ポンプ車2台、小型ポンプ積載車14台、小型ポンプ14台及び救急車1台を配備し消防活動を行っている。

遠隔地であり離島及び山間部地区を抱えているため、水火災発生時に本署消防隊が駆けつけるのに時間を要すると同時に、非常備についても、人口の減少や地域の高齢化等により消防団員の確保が困難になっているのが現状である。

今後も消防力・消防水利の整備指針に基づき、適正な整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

## キ 市営住宅

公営住宅215戸、改良住宅227戸、特定公共賃貸住宅7戸、単独住宅4戸の計453戸の市営住宅がある。

市営住宅の6割強が池島地区に建設されているが、炭鉱閉山により、多くの空室が生じている。また、池島地区のほとんどが浴室のない住宅が占めるなど、現在の生活様式に合わなくなってきており、住棟の老朽化も進んでいる。

## ク 緑化

国道をはじめ道路沿線等には、地域住民の協力により四季折々の花が植えられているが、今後さらなる緑化の推進が望まれる。

## ケ 公営浴場

池島炭鉱の閉山に伴い、炭鉱会社運営の浴場を町が無償譲渡を受け、平成14年4月に町営浴場として運営を開始した。当初は、池島地区に3か所の浴場があり、うち1か所は無入居アパートの撤去に併せて平成16年3月で廃止したが、人口減に伴う入浴者の減少による収入の減等のため、恒常的な赤字運営が続いている。

このことから「長崎市公共施設の適正配置基準」に基づき、令和4年3月で池島東浴場を廃止し、残り1か所となる池島港浴場について、適正に施設の維持管理を行いながらサービスを継続していく。

## コ 河川及び海岸

神浦ダムを抱える神浦川をはじめ黒崎川、出津川など5本の二級河川と多くの普通河川がある。

神浦ダムや砂防ダムが建設され、治山・治水はもとより生活用水、灌漑用水として効率的に利用されている。さらに、河川災害防止のための河川改修が実施されている。

洪水等の災害など、その危険性にも配慮しながら、住民一体となって、その環境保全と

開発・余暇利用とをいかに調和させながら河川整備を推進するかが今後の課題である。

#### サ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 水道施設

水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

#### イ 汚水処理施設

(7) 神浦地区及び黒崎地区の下水道施設の適正な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。

(4) 未水洗家屋の水洗化を普及促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。

(9) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。

#### ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

(7) し尿処理施設の適切な維持管理を行う。

(4) 分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。

#### エ 火葬場

現在の施設が抱える様々な課題の解消を図るため、建替えについて検討を進める必要がある。

#### オ 防災・防犯

災害により孤立する可能性がある地域においては、近傍に備蓄する必要がある。

#### カ 消防施設

(7) 消防施設等の整備・充実を図る。

(4) 消防機器の配備充実を図る。

(9) 消防水利の適正配備を図る。

(1) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

#### キ 市営住宅

入居者の集約、不要となった住宅の除却、老朽化した住宅の計画的な修繕を行うことにより、居住環境の整備を図る。

#### ク 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

ケ 公営浴場

浴場施設の効率的な維持管理を行う。

コ 河川及び海岸

防災、多自然型改修工法を考慮した河川の改修整備事業を推進する。

サ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	特定環境保全公共下水道事業	市	
	(4) 火葬場			
		新火葬場整備事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	市	
		消防機器等整備事業	市	
		消防水利等整備事業	市	
	(6) 公営住宅			
		既設公営住宅等改善事業	市	
	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	生活	「池島港浴場整備事業」 利用者の利便性の向上を図り、適正な施設の維持管理を行う。	市	地域住民の生活利便性の向上を図る。
	環境	「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。
	花のあるまちづくり事業基金 積立			

		<p>「リサイクルコミュニティ推進事業」</p> <p>過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。</p>	市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。
		リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
	危険施設撤去	<p>「市有財産解体事業」</p> <p>行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。</p>	市	地域住民の安全を確保する。
		市有財産解体事業基金積立		
		<p>「老朽住宅除却事業」</p> <p>老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。</p>	市	地域住民の安全を確保する。
	防災・防犯	<p>「災害時用備蓄物資購入費」</p> <p>発災直後に必要とされる現物備蓄として、孤立する可能性がある地域の近傍に備蓄することで、地域住民の避難環境を整備する。</p>	市	地域住民の避難環境を整備する。
	(8) その他			
		浄化槽設置整備費補助事業	市	

## 【三和地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 水道施設

長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の手熊浄水場から送水管の延伸を行い、主な水道施設に接続して水の供給が可能となったが、接続した水道施設も老朽化していることから、今後は、水道施設の改良整備や老朽管の布設替を行う必要がある。

#### イ 汚水処理施設

下水道整備は、公共下水道事業として、平成12年度から第1期認可区域（区域面積98.0ha）の事業に着手し、市町村合併を機に、南部処理区内の南部下水処理場に接続して、平成17年4月から供用を開始し、その後、認可区域を拡大（第3期：区域面積186.0ha）し、現在に至っている。令和7年3月末現在の汚水処理人口普及率は、93.7%となっている。引き続き、供用地区の水洗化の普及に努める必要がある。

また、下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進していく必要がある。

#### ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

本地区のごみ焼却施設（1か所）は、平成17年1月末に閉鎖し、可燃ごみについては、西工場へ搬入し、処理している。

なお、閉鎖した焼却施設内部には、ダイオキシン類を含んだ焼却残渣等が残っており、有害物質の飛散や流出により、周辺環境への影響も懸念されるため、解体を実施する必要がある。

し尿については、平成28年4月から長崎半島クリーンセンターで処理していたが、長崎半島クリーンセンターの閉鎖に伴い、令和7年12月からは琴海クリーンセンターで処理している。また、処理の効率化を図るため、西部下水処理場内にし尿等受入施設を建設し、令和10年4月からは下水処理施設での集約処理を予定している。

また、ごみの減量化とリサイクルについては、地区のリサイクル推進員を中心として、ごみの分別やリサイクルの推進活動に努めている。

#### エ 火葬場

もみじ谷葬斎場は、市内唯一の火葬場であり、昭和53年12月の全面建替えから47年が経過し、施設の老朽化に加え、施設が狭隘で待合室が不足するなど様々な課題を抱えている。

#### オ 防災・防犯

発災直後に必要とされる備蓄としては、被災により自ら備えた備蓄品を持ち出すことができない避難者のための物資の備蓄を行っているが、災害により孤立する可能性がある地域においては、物資の備蓄・輸送が困難になるおそれがある。

#### カ 消防施設

消防体制については、出張所1か所、分団格納庫10か所、防火水槽112か所、消火

栓66か所を備えており、消防設備については、ポンプ車1台、小型ポンプ積載車10台、小型ポンプ10台及び救急車1台を配備し、消防活動を行っている。

遠隔地であるため水火災などの発生時は、本署消防隊が駆けつけるのに時間を要すると同時に、非常備についても、人口の減少や地域の高齢化等により、消防団員の確保が困難になっているのが現状である。

今後も消防力・消防水利の基準に基づき、適正な整備・代替配備を年次計画的に行っていく必要がある。

#### キ 市営住宅

公営住宅146戸、特定公共賃貸住宅18戸、単独住宅4戸の計168戸の市営住宅がある。

#### ク 緑化

国道をはじめ道路沿線などには、地域住民の協力により四季折々の花が植えられているが、今後さらなる緑化の推進が望まれる。

#### ケ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設の老朽化が進んでいるため、地域住民の安全確保の観点から対応する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 水道施設

水道施設の改良整備や老朽管の布設替を計画的に推進する。

#### イ 汚水処理施設

- (7) 下水道施設の適正な維持管理を行い、持続可能な汚水処理の運営を図る。
- (4) 未水洗家屋の水洗化を普及促進し、生活環境の改善と公共用水域の水質保全を図る。
- (9) 下水道整備区域外の地区については、浄化槽の設置を推進する。

#### ウ 廃棄物処理施設とリサイクルの推進

- (7) 廃止した廃棄物処理施設の解体を年次計画に基づき実施する。
- (4) 分別収集の徹底により、ごみの減量及びリサイクルを推進する。

#### エ 火葬場

現在の施設が抱える様々な課題の解消を図るため、建替えについて検討を進める必要がある。

#### オ 防災・防犯

災害により孤立する可能性がある地域においては、近傍に備蓄する必要がある。

カ 消防施設

- (7) 消防施設などの整備・充実を図る。
- (4) 消防機器の配備充実を図る。
- (9) 消防水利の適正配備を図る。
- (1) 地域と連携し、消防団員の確保に努める。

キ 市営住宅

計画的な修繕を行い、居住環境の整備を図る。

ク 緑化

住民自らが花とみどり豊かなまちづくりを進めるよう四季折々の花々を植栽し、花のあるまちづくり事業を推進する。

ケ 危険施設撤去

行政財産としての利用を終えた施設について、地域住民の安全性確保のため、老朽化の進み具合を確認し、解体や現況での売却を検討し、実行する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設			
	上水道	配水施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道事業	市	
	(4) 火葬場			
		新火葬場整備事業	市	
	(5) 消防施設			
		消防施設等整備事業	市	
		消防機器等整備事業	市	
		消防水利等整備事業	市	
	(6) 公営住宅			
		既設公営住宅等改善事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業			
環境	「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	地域住民の協力により緑化の推進を図る。	

		花のあるまちづくり事業基金積立		
		「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。	市	地域住民の協力によりごみの資源化を推進する。
		リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
	危険施設撤去	「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	地域住民の安全を確保する。
		市有財産解体事業基金積立		
		「旧廃棄物処理施設等解体事業」 閉鎖した廃棄物処理施設等については、老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に解体を行い、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。
	防災・防犯	「災害時用備蓄物資購入費」 発災直後に必要とされる現物備蓄として、孤立する可能性がある地域の近傍に備蓄することで、地域住民の避難環境を整備する。	市	地域住民の避難環境を整備する。
	(8) その他			
		浄化槽設置整備費補助事業	市	

## 7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

### 【基本方針】

過疎地域においては、人口減少・少子化、高齢化がその他の地域を大きく上回って進行する中、持続可能な地域社会形成のためには、住民福祉の向上が喫緊の課題となっており、子どもや子育て世帯を支えるための子育て環境の確保、高齢者に対する保健・介護・福祉サービスの向上及び増進、障害者が地域社会に積極的に参加できる施策の展開が重要である。

### 【香焼地区】

#### (1) 現況と問題点

##### ア 子育て環境の確保及び福祉

民間の認定こども園1施設があり、少子化に伴い入所者数が減少傾向にある中で、今後も地域の実情に応じた保育サービスを継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

##### イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が45.6%（令和7年8月末現在）と非常に高くなっている。

在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する必要がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいづくり活動を実施する必要がある。

##### ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

##### エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、子どもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導等を実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進していく必要がある。

#### (2) その対策

##### ア 子育て環境の確保及び福祉

(7) 地域の実情に応じた保育サービスを継続するため、長崎市こども計画に基づき、子どもを育てやすい環境の充実を図る。

(4) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供等、地域における支援に取り組む。

##### イ 高齢者福祉

(7) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

- (イ) 在宅サービスの供給体制の確保など、介護保険制度の円滑な実施と介護予防・日常生活支援総合事業の実施を推進する。
- (ウ) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいつくりと自立した生活を支援する。

ウ 障害者福祉

- (イ) 障害者の社会参加を促進する。
- (イ) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	心身障害者の社会的活動への参加の機会を増やす。
		障害者交通費助成事業基金積立		

## 【伊王島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保及び福祉

民間の小規模保育事業所1施設があり、少子化に伴い入所者数が減少傾向にある中で、今後も地域の実情に応じた保育サービスを継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

#### イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が54.9%（令和7年8月末現在）と非常に高くなっている。

在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する必要がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいつくり活動を実施する必要がある。

#### ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

#### エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、こどもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導等を実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 子育て環境の確保及び福祉

(7) 地域の実情に応じた保育サービスを継続するため、長崎市こども計画に基づき、こどもを育てやすい環境の充実を図る。

(4) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供等、地域における支援に取り組む。

#### イ 高齢者福祉

(7) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

(4) 在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施と介護予防・日常生活支援総合事業の実施を推進する。

(9) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいつくりと自立した生活を支援する。

#### ウ 障害者福祉

(7) 障害者の社会参加を促進する。

(4) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	心身障害者の社会的活動への参加の機会を増やす。
		障害者交通費助成事業基金積立		

## 【高島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保及び福祉

市立幼稚園1施設があり、少子化に伴い児童数が減少傾向にある中で、離島地区における幼児教育を継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

#### イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が53.0%（令和7年8月末現在）と非常に高くなっている。

在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する必要がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいつくり活動を実施する必要がある。

#### ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

#### エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、こどもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導等を実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 子育て環境の確保及び福祉

(7) 離島地区における幼児教育を継続するため、長崎市こども計画に基づき、こどもを育てやすい環境の充実を図る。

(4) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供等、地域における支援に取り組む。

#### イ 高齢者福祉

(7) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

(4) 離島サービス支援事業や在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施と介護予防・日常生活支援総合事業の実施を推進する。

(9) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいつくりと自立した生活を支援する。

#### ウ 障害者福祉

(7) 障害者の社会参加を促進する。

(4) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	心身障害者の社会的活動への参加の機会を増やす。
		障害者交通費助成事業基金積立		
		「高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助事業」 高島地区において、将来的にも介護サービス事業者の参入が見込むことができない中、令和2年7月に開設した小規模多機能型居宅介護事業所の運営法人に対し、運営費の一部を補助し、安定した事業所運営を図る。	市	離島において安定した介護事業所運営を図る。
	高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助事業基金積立			

## 【野母崎地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保及び福祉

民間の認定こども園2施設があり、少子化に伴い入所者数が減少傾向にある中で、今後も地域の実情に応じた保育サービスを継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

#### イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が55.5%（令和7年8月末現在）と非常に高くなっている。

在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する必要がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいつくり活動を実施する必要がある。

#### ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

#### エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、こどもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導等を実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 子育て環境の確保及び福祉

(7) 地域の実情に応じた保育サービスを継続するため、長崎市こども計画に基づき、こどもを育てやすい環境の充実を図る。

(4) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供等、地域における支援に取り組む。

#### イ 高齢者福祉

(7) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

(4) 在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施と介護予防・日常生活支援総合事業の実施を推進する。

(9) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいつくりと自立した生活を支援する。

#### ウ 障害者福祉

(7) 障害者の社会参加を促進する。

(4) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3) 高齢者福祉施設			
	その他	高齢者福祉施設整備事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	心身障害者の社会的活動への参加の機会を増やす。
		障害者交通費助成事業基金積立		

## 【外海地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保及び福祉

民間の保育所が2施設あり、少子化に伴い入所者数が減少傾向にある中で、今後も地域の実情に応じた保育サービスを継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

#### イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が57.3%（令和7年8月末現在）と非常に高くなっている。在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する必要がある。特に池島地区には、介護保険等の事業所がないため、在宅福祉等のサービスを十分に利用できないという問題点がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいづくり活動を実施する必要がある。

さらに、老朽化等が著しい施設については、整備を行う必要がある。

#### ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

#### エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、こどもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導等を実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 子育て環境の確保及び福祉

(7) 地域の実情に応じた保育サービスを継続するため、長崎市こども計画に基づき、こどもを育てやすい環境の充実を図る。

(4) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供等、地域における支援に取り組む。

#### イ 高齢者福祉

(7) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

(4) 池島地区における離島サービス支援事業や在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施と介護予防・日常生活支援総合事業の実施を推進する。

(9) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいづくりと自立した生活を支援する。

ウ 障害者福祉

- (7) 障害者の社会参加を促進する。
- (4) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	心身障害者の社会的活動への参加の機会を増やす。
		障害者交通費助成事業基金積立		

## 【三和地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 子育て環境の確保及び福祉

民間の認定こども園3施設があり、少子化に伴い入所者数が減少傾向にある中で、今後も地域の実情に応じた保育サービスを継続していく必要がある。

また、少子化、核家族化及び地域のつながりの希薄化が進行していく中で、子育ての不安感・負担感の軽減を図る必要がある。

#### イ 高齢者福祉

高齢化が著しく進んでおり、65歳以上の人口が総人口に占める割合が46.1%（令和7年8月末現在）と非常に高くなっている。在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施を図るとともに、介護予防・日常生活支援総合事業を推進する必要がある。

また、安心して生活できる地域づくりや生きがいつくり活動を実施する必要がある。

#### ウ 障害者福祉

障害者の自立や社会参加を促すための取組みを進めているが、今後も共生社会の実現を目指し、障害の特性に合った支援の充実や、生活環境の整備を図る必要がある。

#### エ 保健衛生

地区の健康づくりとしては、こどもから高齢者までの健康教育、健康相談、各種健（検）診事業、訪問指導等を実施することにより地域住民の健康の保持を図っている。

引き続き、医療・保健・福祉が連携した効果的な保健事業を推進する必要がある。

### (2) その対策

#### ア 子育て環境の確保及び福祉

(7) 地域の実情に応じた保育サービスを継続するため、長崎市こども計画に基づき、こどもを育てやすい環境の充実を図る。

(4) 子育ての不安感・負担感の軽減を図るための相談・支援体制の充実や仲間づくりの場の提供など、地域における支援に取り組む。

#### イ 高齢者福祉

(7) 施設福祉、在宅福祉の連携による高齢者福祉の推進を図る。

(4) 在宅サービスの供給体制の確保など介護保険制度の円滑な実施と介護予防・日常生活支援総合事業の実施を推進する。

(9) 保健・福祉施設の相互の連携を図りつつ、高齢者の生きがいつくりと自立した生活を支援する。

#### ウ 障害者福祉

(7) 障害者の社会参加を促進する。

(4) 公共施設のバリアフリー化を推進する。

エ 保健衛生

地域住民の健康づくりのための各種保健事業を推進する。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業			
	高齢者・障害者福祉	「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関(バス、電車、タクシー、船舶)等の交通費を助成する。	市	心身障害者の社会的活動への参加の機会を増やす。
		障害者交通費助成事業基金積立		

## 8 医療の確保

### 【基本的方針】

過疎地域においては、緊急搬送時の地理的条件に起因する不利性や医師・看護師の不足、診療科目の偏在など依然として多くの課題を抱えていることから、救急医療体制の整備促進のほか、医師及び看護職員の確保、診療科目や診療機能などの質的向上、診療科目の偏在の是正、医療水準の向上や効率化を図るための地域医療ネットワークの推進、住民の医療や看護に対する意識の向上等に取り組み、過疎地域の医療の確保を目指す。

### 【香焼地区】

#### (1) 現況と問題点

民間医療機関として、診療所1か所、歯科診療所1か所がある。

民間診療所1か所については、市有地を貸し付け、借用地において事業が継続されており、限られた医療資源で在宅支援や介護サービスの提供がなされている。

#### (2) その対策

住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

【伊王島地区】

(1) 現況と問題点

伊王島地区唯一の医療機関として国民健康保険直営診療所を常勤の医師1人、看護師3人による体制で設置しており、歯科については、専門外来医による診療を実施している。

重病患者、医師の専門外患者などの場合は、平成23年3月の伊王島大橋開通に伴い、救急車による搬送が可能になったが、定期航路や路線バスの便数が不十分なため交通弱者（移動制約者）にとって地区外への通院が不便な状況は依然としてある。

(2) その対策

ア 住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

イ 医療従事者の確保及び定着に努める。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	自治体病院	「伊王島診療所歯科診療事業」 伊王島地区の適切な医療や 医療に対する安心感を提供す るため、専門外来医（歯科）の 確保を図る。	市	地域医療体制の 確保を図る。
		伊王島診療所歯科診療事業基 金積立		
	(4) その他			
		伊王島診療所運営事業	市	

## 【高島地区】

### (1) 現況と問題点

高島地区唯一の医療機関として国民健康保険直営診療所を常勤の医師1人、看護師3人、週休日等の応援医師による体制で設置しており、歯科については、専門外来医による診療を実施している。さらに、重病患者、医師の専門外患者などの場合は、救急艇で本土の医療機関へ移送する体制が整備されている。

しかしながら、入院が必要な患者や高度医療の提供に際しては、常に人的・設備的な問題が生じるほか、海上移送においては天候に左右されるといった離島特有の問題点もある。

### (2) その対策

ア 住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

イ 医療従事者の確保及び定着に努める。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	自治体病院	「高島診療所週休日等医師確保事業」 医師が不在となる週休日等の急患に対応するため、長崎大学病院へ依頼し医師の派遣を受ける。	市	地域医療体制の確保を図る。
		高島診療所週休日等医師確保事業基金積立		
		「高島診療所歯科診療事業」 島内に歯科医師がいないため、島外の医師に週1回の歯科診療を委託する。	市	地域医療体制の確保を図る。
		高島診療所歯科診療事業基金積立		
		「救急艇運航事業」 島内の救急患者等を必要に応じて島外の医療機関等に搬送するため、救急艇の運航を委託する。	市	地域医療体制の確保を図る。
		救急艇運航事業基金積立		
(4) その他				
	高島診療所運営事業	市		

【野母崎地区】

(1) 現況と問題点

民間医療機関として、歯科診療所 1 か所がある。

野母崎診療所については、持続可能な医療を提供するため、常勤の医師 2 人、看護師等を配置し、平成 23 年 4 月に病院から診療所に転換した。なお、皮膚科、眼科及び耳鼻いんこう科については、応援医師による診療を実施している。

(2) その対策

ア 住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

イ 医療従事者の確保及び定着に努める。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 12 年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	自治体病院	「野母崎診療所専門外来医師 確保事業」 眼科、耳鼻いんこう科、皮膚 科の医師の派遣要請及び全身 X線コンピュータ断層装置の 賃貸借を行うことで、医療の 確保を図る。	市	地域医療体制の 確保を図る。
		野母崎診療所専門外来医師確 保事業基金積立		
		「野母崎診療所医療提供事業」 野母崎診療所で使用してい る医療機器について、耐用年 数の経過や故障等により診療 に支障をきたしている医療機 器を購入することで医療体制 の拡充を図る。	市	地域医療体制の 確保を図る。
		野母崎診療所医療提供事業基 金積立		
	(4) その他			
		野母崎診療所運営事業	市	

## 【外海地区】

### (1) 現況と問題点

本土部に民間医療機関として病院1か所、診療所3か所、歯科診療所1か所のほか、離島部である池島には池島診療所がある。

神浦診療所については、地域医療体制の確保を図るため、医療機器等の整備を行っており、本土部については地域医療機関の機能としては充実しているが、離島部においては高島地区と同様、入院が必要な患者や高度医療の提供に際しては、常に人的・設備的な問題が生じるほか、海上移送においては天候に左右されるといった離島特有の問題点もある。

また、重病患者、医師の専門外患者等を本土の医療機関へ移送する場合は、伊王島地区、高島地区とは違い、民間の船舶を利用している。

### (2) その対策

ア 住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

イ 医療従事者の確保及び定着に努める。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業			
	自治体病院	「神浦診療所医療提供事業」 外海地区の適切な医療や医療に対する安全安心のため、医療機器の整備により地域医療体制の確保を図る。	市	地域医療体制の確保を図る。
		神浦診療所医療提供事業基金積立		
		「池島診療所医療提供事業」 外海地区の適切な医療や医療に対する安全安心のため、医療機器の整備により地域医療体制の確保を図る。	市	地域医療体制の確保を図る。
		池島診療所医療提供事業基金積立		
	民間病院	「民間病院施設整備事業」 医療資源が限られた地域の住民が、その地域の病院でより質の高い医療の提供を受けられることができるよう当該地域の病院が行う医療機器の更新	市	地域医療体制の確保を図る。

		・新設を行う場合に補助を行い、医療環境の充実を図る。		
		民間病院施設整備事業基金積立		
	(4) その他			
		池島診療所運営事業	市	
		神浦診療所運営事業	市	

### 【三和地区】

#### (1) 現況と問題点

民間医療機関として、病院 2 か所、診療所 2 か所、歯科診療所 3 か所があり、他の過疎地区と比較して、充実している。

しかしながら、全て民間医療機関であるため、医療体制の確保の観点から、引き続き状況把握に努める。

#### (2) その対策

住民が安心して日常生活が営まれるよう、医療体制の確保に努める。

### 【6 地区共通】

#### 他の市町村との連携

長崎医療圏（長崎市・西海市・長与町・時津町）において、病床の機能分化・連携、在宅医療等の体制構築を目指す。

## 9 教育の振興

### 【基本的方針】

教育基本法に基づく長崎市の教育方針等に基づき、過疎地域の自然環境や歴史性など地域の特性を活かし、地域社会と一体となった創造的な学校活動を推進するとともに、国際化・高度情報化にも対応した学校教育の充実、地域住民の社会教育の充実や生涯学習の振興及び地域スポーツ活動の推進等に積極的に取り組み、地域を支える人材育成を目指す。

### 【香焼地区】

#### (1) 現況と問題点

##### ア 学校教育

小学校1校と中学校1校があり、人口の減少、少子化の進行等に伴い、児童生徒数は減少している。平成29年度作成の「学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画(案)」により、両校とも規模の適正化が必要な学校に位置づけられている。

施設整備面では、建物の経年による老朽化が著しく、今後計画的な改修が必要である。

##### イ 給食施設

調理機器の有無により学校間での献立内容に違いがあることや、現在の給食室に食物アレルギーへの対応が可能な専用室を設けることが困難となっている。さらに、多くの給食施設が老朽化している。

##### ウ 社会教育

生涯学習活動を積極的に進めるため、その活動の中心的役割として香焼公民館を開館したが、建築後30年以上が経過し、固定席361席を有する大ホールの音響・照明設備の老朽化が進んでいる。

生涯学習推進のための様々な分野の講座開設に努めているが、住民学習活動の場だけでなく、社会教育関係団体の活動拠点としても利用されている。

今後も、近隣地区住民の人たちが気軽に学習できる場として、さらに市民に親しまれる公民館づくりに努め、地域コミュニティの活動の場として利用できる施設としても活用を促進する必要がある。

社会体育については、香焼総合公園運動場が主な活動の場となっているほか、学校のスポーツ施設の開放をしており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

香焼図書館については、市民や地域に役立つ情報拠点として図書資料の系統的な収集、整理、貸出を行うほか、市民の読書活動を推進するため、「おはなし会」など各種事業に取り組んでいる。

#### (2) その対策

##### ア 学校教育

校舎等の大規模改修など教育環境の整備充実を図る。

## イ 給食施設

既存の学校給食施設の集約化を図り、新たに学校給食センターを整備することで衛生管理体制の向上を図る。(令和8年9月に供用開始予定)

## ウ 社会教育

- (7) 公民館講座等を通して、社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。
- (4) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。
- (9) 学校施設の開放によるスポーツの場の提供を継続して行う。
- (1) 図書を中心とした資料提供及び読書推進相談の実施を通して、生涯学習の推進を図る。
- (4) 施設の適正な維持管理を行う。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	屋内運動場	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	給食施設	給食センター建設事業	市	
	(3) 集会施設、体育 施設等			
	公民館	大型公民館施設整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	義務教育	「通学対策事業」 自宅から学校までの通学距離が概ね小学校2km以上、中学校3km以上の距離があり、公共交通機関を利用する場合などにその通学費の一部を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図る。	市	保護者の経済的な負担軽減を図る。
		通学対策事業基金積立		
「共同調理場運営事業」 安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食施設の良好な維持管理を行う。		市	安全・安心な学校給食を提供する。	

## 【伊王島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

小学校1校と中学校1校があり、人口の減少、少子化の進行等に伴い、両校とも複式学級が編制される過小規模校となっている。平成29年度作成の「学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画（案）」により、両校とも規模の適正化が必要な学校に位置づけられており、中学校と近隣校との統廃合について、保護者及び地域と協議を行っている。

施設整備面では、建物等の経年による老朽化が著しく、今後計画的な改修が必要である。

#### イ 給食施設

調理機器の有無により学校間での献立内容に違いがあることや、現在の給食室に食物アレルギーへの対応が可能な専用室を設けることが困難となっている。さらに、多くの給食施設が老朽化している。

#### ウ 社会教育

伊王島開発総合センターにおいて、公民館講座や各種サークル活動を展開しているが、本地区内に指導者がいないことや施設の老朽化等により、多様な住民ニーズに応えることが困難となっている。

社会体育については、学校のスポーツ施設の開放をしており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

### (2) その対策

#### ア 学校教育

(7) 「心の教育の充実」及び「確かな学力の向上」を重点的な指導の柱とし、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを推進し、多様な教育活動を通して豊かな心を育み、基礎・基本を身につけ、自ら学ぼうとする意欲や態度を高める。

(4) 校舎等の大規模改修など教育環境の整備充実を図る。

#### イ 給食施設

既存の学校給食施設の集約化を図り、新たに香焼地区に学校給食センターを整備することで衛生管理体制の向上を図る。(令和8年9月に供用開始予定)

#### ウ 社会教育

(7) 公民館講座等を通して、社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。

(4) 集会施設の利用促進を図る。

(9) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。

(1) 学校施設の開放によるスポーツの場の提供を継続して行う。

(4) 老朽化した施設の整備を図る。

(カ) 施設の適正な維持管理を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	大規模改造事業	市	
	屋内運動場	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	給食施設	給食センター建設事業	市	
	(3) 集会施設、体育 施設等			
	集会施設	伊王島開発総合センター施設 整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
義務教育	「共同調理場運営事業」 安全・安心な学校給食を提 供するため、学校給食施設の 良好な維持管理を行う。	市	安全・安心な学 校給食を提供す る。	

## 【高島地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

小学校1校と中学校1校があり、炭鉱の閉山に伴い児童生徒数が激減したため、平成7年より小中併設となっている。両校とも複式学級が編制される過小規模校である。

幼稚園教育では、市立幼稚園1施設があるが、園児数が一桁台で推移しており、園舎も築後40年以上を経過し老朽化が著しい。

また、高島地区では高校への通学は島外への通学となり、通学に要する保護者負担の軽減を図るため、交通費や居住費等の補助を行っている。

施設整備面では、建物の経年による老朽化が著しく、今後計画的な改修が必要である。

#### イ 社会教育

社会教育については、少子化、高齢化が進む中、各種講座の指導者の育成や受講者の確保が重要な課題となっている。また、高島ふれあいセンターについては、図書コーナーでの貸出しの増加や地区の行事等での施設の利用が高まっている。さらに地域住民による自主的な学習活動等を促し、生涯学習の拠点施設としての活用を促進する必要がある。

社会体育については、高島ふれあい多目的運動公園やゲートボール場がスポーツ団体の練習利用や自治会のスポーツ行事等で利用されており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

### (2) その対策

#### ア 学校教育

(7) 「心の教育の充実」及び「確かな学力の向上」を重点的な指導の柱とし、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを推進し、多様な教育活動を通して豊かな心を育み、基礎・基本を身につけ、自ら学ぼうとする意欲や態度を高める。

(4) 校舎等の大規模改修など教育環境の整備充実を図る。

(9) 幼稚園施設の良好な維持管理に努める。

#### イ 社会教育

(7) 高島ふれあいセンターを拠点に社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。

(4) 各分野での指導者及びボランティアの育成を図る。

(9) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。

(1) 施設の適正な維持管理を行う。

## (3) 計画

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	屋内運動場	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	(2) 幼稚園			
		幼稚園施設整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	集会施設	高島ふれあいセンター施設整備事業	市	
	義務教育	「通学対策事業」 自宅から学校までの通学距離が概ね小学校2km以上、中学校3km以上の距離があり、公共交通機関を利用する場合などにその通学費の一部を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図る。	市	保護者の経済的な負担軽減を図る。
		通学対策事業基金積立		
	高等学校	「離島高校生修学支援事業」 高等学校等のない離島から、高等学校等へ通学する者の通学費及び県内の高等学校等に通学するため、自宅がある離島を離れ民間のアパートや寄宿舍等の自宅外に居住している者の居住費等を補助し、離島の高等学校教育の円滑な実施に資する。	市	離島の高等学校教育の円滑な実施に資する。
		離島高校生修学支援事業基金積立		
	生涯学習・スポーツ	「水泳授業民間委託事業」 学校水泳授業を民間プール等で実施し、インストラクタ	市	児童生徒の泳力向上及び指導者の育成を図る。

		一より指導を受けることで、 児童生徒の泳力向上及びより 専門的な水泳授業を行うこと ができる指導者の育成を図 る。		
		水泳授業民間委託事業基金積 立		

## 【野母崎地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

平成22年4月に4小学校を統合し、小規模校化による複式学級の解消を図ったことにより、小学校1校、中学校1校となった。

統合に当たっては、自治会や保護者代表による検討を重ね、中学校施設の老朽化問題と併せ、中学校敷地での小学校の統合校舎の新築と中学校施設の老朽化改築による一体的な整備が求められた。

このような地域での検討の経過を踏まえ、学校施設の整備においては、長崎市で初となる小中一貫教育を実施し、小・中学校の施設一体型校舎による、新たな特色ある教育環境づくりを推進している。また、遠距離通学に係る保護者負担の軽減や児童の安全確保を図るため、通学費補助を行っている。

#### イ 社会教育

令和3年10月にオープンした恐竜博物館は、長崎市産の「恐竜」を中核テーマとし、調査研究を実践するとともに、それらの成果を分かりやすく提供していくことで、学術及び文化の発展に寄与することを目的とした施設である。

また、地区公民館2館を設置しており、各公民館において公民館講座を開設し、地域に根ざした事業を展開している。さらに地域の文化向上と社会教育の振興を図るための施設である野母崎文化センターは、幅広く地域住民に利用されている。

今後も、住民のニーズに沿った各種公民館講座を開設するとともに、新たな社会教育施設である恐竜博物館での講演会やワークショップの開設などにより、学習機会の提供に努める必要がある。

社会体育については長崎のもぎき恐竜パークが整備されているほか、学校のスポーツ施設の開放をしており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

また、昭和60年度から特色ある地域スポーツ振興事業として、カヌーを通じたまちづくりに取り組み、中学生・高校生のカヌークラブの育成に努めており、今後も引き続きカヌーの普及振興に努めていく必要がある。

### (2) その対策

#### ア 学校教育

義務教育の9年間を通し、発達段階に応じた系統的、継続的な学習指導や生活指導による小中一貫教育を行い、こどもたちの豊かな心を育み、基礎・基本を身につけ、自ら学ぼうとする意欲や態度を高める。

#### イ 社会教育

(7) 恐竜博物館及び公民館を拠点に社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。

(4) 特色ある地域スポーツ振興事業として、カヌー体験試乗会等教室の実施や愛好者の発掘に努め、引き続きカヌーの普及振興を図っていく。

- (ウ) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。
- (イ) 学校施設の開放によるスポーツの場の提供を継続して行う。
- (オ) 施設の適正な維持管理を行う。

(3) 計画

事業計画（令和 8 年度～令和 1 2 年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	諸工事事業	市	
	(3) 集会施設、体育 施設等			
	公民館	地区公民館施設整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	義務教育	「通学対策事業」 自宅から学校までの通学距離が概ね小学校 2 km 以上、中学校 3 km 以上の距離があり、公共交通機関を利用する場合などにその通学費の一部を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図る。	市	保護者の経済的な負担軽減を図る。
		通学対策事業基金積立		
生涯学習・スポーツ	「社会体育行事開催等事業」 野母崎地区では、昭和 3 6 年に 3 名が東京オリンピックの強化候補選手として選考され、その翌年にカヌー協会が設立されたことを契機に地元中学校や高等学校にカヌー部ができ、同地区の特技スポーツとして活発な活動が展開されてきた。 その後も平成 2 6 年の長崎国体をはじめ、同地区出身の選手が全国大会等において多くの上位入賞の実績を残している。 これらの取組みや実績は同	市	特色ある地域スポーツの振興を図る。	

		<p>地区のスポーツ活動に対する熱意と関心の高まりを促進し、健康で活力のある地域振興に大きな役割を果たしてきたことから、今後も引き続き特色ある地域スポーツの振興を図るため、カヌーに係る事業への負担を行う。</p>		
		<p>社会体育行事開催等事業基金積立</p>		

## 【外海地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

小学校3校と中学校2校があるが、このうち、小学校1校と中学校1校は池島地区における小中併設校である。人口の減少、少子化の進行等に伴い、外海中学校を除き過小規模校となっている。平成29年度作成の「学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画（案）」により、池島地区以外の小学校2校が規模の適正化が必要な学校に位置づけられているが、これ以上校区を広げて統合した場合、通学が長時間となる地区が出てくるといふ問題がある。

遠距離通学に係る保護者負担の軽減や児童の安全確保を図るための通学費補助を行っているほか、池島地区においては、高校については島外への通学となり、通学に要する保護者負担の軽減を図るため、交通費や居住費等の補助を行っている。

施設整備面では建物の経年による老朽化が著しく、今後計画的な改修が必要である。

#### イ 給食施設

既存の学校給食施設の集約化を図り、新たに三重地区に学校給食センターを整備することで衛生管理体制の向上を図ることとしており、神浦・黒崎学校給食共同調理場を令和6年9月に廃止した。

なお、池島学校給食共同調理場は平成27年9月から休止中である。

#### ウ 社会教育

社会教育については、公民館2館を設置し、公民館講座を開設するなど社会教育の振興を図っており、外海公民館は、建設後50年以上を経過し、また、外海ふるさと交流センターの宿泊機能の廃止が予定され、外海地域センターも立地に課題があることから、外海公民館と外海地域センターの複合施設を旧神浦中学校跡地に建設することを検討する。

黒崎地区公民館については、ふれあいセンターへの移行について、地元と協議を進める。

学習機会の提供としては、成人講座や高齢者講座などの各種公民館講座を開設するとともに、学習効果の発表の場として各種行事を開催している。

今後も、学習情報や学習機会を提供することで、生涯学習活動を促進するとともに、学習の成果を地域づくりに活かしていく必要がある。

社会体育については、外海総合公園運動場及び各地区のゲートボール場が主な活動の場となっているほか、学校のスポーツ施設の開放をしており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

また、今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

ふれあいセンター及び離島振興センターなどの集会施設については、教養の向上を図るための生涯学習活動の場や地域コミュニティの活動の場として、活用促進を図る必要がある。

(2) その対策

ア 学校教育

- (7) 「心の教育の充実」及び「確かな学力の向上」を重点的な指導の柱とし、地域の特性を活かした特色ある学校づくりを推進し、多様な教育活動を通して豊かな心を育み、基礎・基本を身につけ、自ら学ぼうとする意欲や態度を高める。
- (4) 校舎等の大規模改修など教育環境の整備充実を図る。また、池島は離島の特殊性を考慮して対策を図る。

イ 給食施設

令和6年9月に廃止した神浦・黒崎学校給食共同調理場、平成27年9月から休止中の池島学校給食共同調理場の活用については、今後検討を進める。

ウ 社会教育

- (7) 公民館講座等を通して、社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。
- (4) 学校施設の利用促進、人材の活用等学校教育と社会教育の連携を図る。
- (9) 既存施設等を利用し、コミュニティ活動の振興を図る。
- (1) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。
- (4) 学校施設の開放によるスポーツの場の提供を継続して行う。
- (4) 老朽化した施設の整備を図る。
- (4) 施設の適正な維持管理を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	屋内運動場	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	給食施設	共同調理場施設整備事業	市	
	(3) 集会施設、体育 施設等			
	公民館	地区公民館施設整備事業	市	
		大型公民館施設整備事業	市	
	集会施設	池島開発総合センター施設整備事業	市	
ふれあいセンター施設整備事業費		市		

	(4) 過疎地域持続的発展特別事業			
	義務教育	<p>「通学対策事業」 自宅から学校までの通学距離が概ね小学校2 km以上、中学校3 km以上の距離があり、公共交通機関を利用する場合などにその通学費の一部を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図る。</p>	市	保護者の経済的な負担軽減を図る。
		通学対策事業基金積立		
		<p>「共同調理場運営事業」 安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食施設の良好な維持管理を行う。</p>	市	安全・安心な学校給食を提供する。
	高等学校	<p>「離島高校生修学支援事業」 高等学校等のない離島から、高等学校等へ通学する者の通学費、及び県内の高等学校等に通学するため、自宅がある離島を離れ民間のアパートや寄宿舎等の自宅外に居住している者の居住費等を補助し、離島の高等学校教育の円滑な実施に資する。</p>	市	離島の高等学校教育の円滑な実施に資する。
		離島高校生修学支援事業基金積立	市	
	生涯学習・スポーツ	<p>「大型公民館運営事業」 大型公民館を、安全で快適な生涯学習施設として利用できるように維持管理を行う。</p>	市	生涯学習を推進し、地域活性化を図る。
		<p>「地区公民館運営事業」 地区公民館を、安全で快適な生涯学習施設として利用できるように維持管理を行う。</p>	市	生涯学習を推進し、地域活性化を図る。

## 【三和地区】

### (1) 現況と問題点

#### ア 学校教育

小学校4校と中学校1校があり、人口の減少、少子化の進行等に伴い、児童生徒数は減少している。平成29年度作成の「学校規模の適正化と適正配置にかかる実施計画(案)」により、全ての学校が規模の適正化が必要な学校に位置づけられているが、中学校については、近隣の学校と統合した場合、通学が長時間となる地区が出てくるという問題がある。

施設整備面では、建物の経年による老朽化が著しく、今後計画的な改修が必要である。

#### イ 給食施設

調理機器の有無により学校間での献立内容に違いがあることや、現在の給食室に食物アレルギーへの対応が可能な専用室を設けることが困難となっている。さらに、多くの給食施設が老朽化している。

#### ウ 社会教育

公民館3館を設置し、社会教育の振興を図っているが、建設後40年以上を経過しており、施設の老朽化が進んでいる。三和公民館は、耐震補強工事など大規模改修を行っているが、他の2館と併せて、引き続き施設の適正な維持管理に努める必要がある。

各公民館において講座を開設するとともに、学習効果の発表の場として各種行事を開催しており、また、三和公民館では、図書室の開室時間を長く設定することで多くの地域住民に利用されるなど、生涯学習の推進が図られている。

今後も、学習機会を提供し、学習の成果を地域づくりに活かしていく必要がある。

社会体育については、元宮公園運動場及び三和体育館が主な活動の場となっているほか、学校のスポーツ施設の開放をしており、今後も地域スポーツの振興を図るため、既存施設を適切に維持していく必要がある。

今後さらに、これらの施設を有効に活用し、住民の各層が参加できるスポーツ活動を奨励し、スポーツの振興に努める必要がある。

### (2) その対策

#### ア 学校教育

(7) 校舎等の大規模改修など教育環境の整備充実を図る。

(4) 学校規模の適正化と適正配置を進め、望ましい学校規模の確保に努める。

#### イ 給食施設

既存の学校給食施設の集約化を図り、新たに香焼地区に学校給食センターを整備することで衛生管理体制の向上を図る。(令和8年9月に供用開始予定)

#### ウ 社会教育

(7) 公民館講座などを通して、社会教育の振興と生涯学習の推進を図る。

(4) 継続した各種スポーツ行事の実施とスポーツ団体及び指導者の育成を図る。

- (ウ) 学校施設の開放によるスポーツの場の提供を継続して行う。
- (エ) 老朽化した施設の整備を図る。
- (オ) 施設の適正な維持管理を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連 施設			
	校舎	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	屋内運動場	大規模改造事業	市	
		諸工事事業	市	
	給食施設	給食センター建設事業	市	
	(3) 集会施設、体育 施設等			
	公民館	大型公民館施設整備事業	市	
		地区公民館施設整備事業	市	
	集会施設	ふれあいセンター施設整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	義務教育	「通学対策事業」 自宅から学校までの通学距離が概ね小学校2 km 以上、中学校3 km 以上の距離があり、公共交通機関を利用する場合などにその通学費の一部を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図る。	市	保護者の経済的な負担軽減を図る。
		通学対策事業基金積立		
「共同調理場運営事業」 安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食施設の良好な維持管理を行う。		市	安全・安心な学校給食を提供する。	

## 10 集落の整備

### 【基本的方針】

過疎地域の農村や漁村などの集落の維持・活性化を図るためには、まず地域住民自ら集落の現状を知り、集落の問題を自らの課題として捉え、集落が今後どのようにあるべきかといった方向性を描き、地域課題解決に向けた取組みの推進のほか、関係人口の創出、移住定住の促進等を図っていく必要がある。そのためには、集落等の地域自治組織が行う自主的・自発的活動を支援する仕組みづくりや地域づくり活動の中心的存在となる人材・団体の育成、外部人材の活用に係る施策に取り組む。

### 【香焼地区】

#### (1) 現況と問題点

集落は、本村地区、深浦地区、恵里地区を中心として広がり、この他にも点在している。基幹産業である造船業の低迷から人口減少が進んでおり、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。また、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

#### (2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつり等の行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

さらに、自然、文化、特産品などの地域資源を活かすとともに、イベント等を開催し交流人口の拡大や地域の活性化を図るとともに関係人口を拡大し、定住につなげる。

## 【伊王島地区】

### (1) 現況と問題点

伊王島地区は、伊王島と沖之島の2島からなり、集落は東側部分に集中しており、西側は急傾斜地が多く、集落はない。炭鉱閉山後、人口減少が続いており、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。また、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

### (2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつり等の行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

## 【高島地区】

### (1) 現況と問題点

炭鉱閉山後、急激な人口の流出による地域社会の変化に伴い、集落の再編が進み、所有者の島外転出等で空き家となった民家が島内に数多く点在している。また、人口減少が続いており、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。さらに、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

### (2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつり等の行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

## 【野母崎地区】

### (1) 現況と問題点

集落は、高浜、野母、脇岬、樺島の各集落を中心として広がりを見せている。基幹産業である水産業の低迷から人口減少が続いており、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。

また、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

### (2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつり等の行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

## 【外海地区】

### (1) 現況と問題点

集落は、池島地区と5本の二級河川の流域及びその河口付近に集中しているほか、中山間部にも多く散在し、広範囲に渡っている。池島炭鉱の閉山後、人口減少が続いており、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。また、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

### (2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつり等の行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

## 【三和地区】

### (1) 現況と問題点

集落は、蚊焼地区、晴海台地区、為石地区、川原地区を中心に広がっている。若年層の転出や大型団地の充足率の高まりなどにより平成7年をピークに人口減少が続いており、交流人口及び定住人口の増加が課題となっている。

また、自治会活動や地域コミュニティ活動が低迷していく中で、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続も課題である。

### (2) その対策

人口減少対策として、移住定住を促進し、その環境整備を行うとともに、過疎地域が持つ景観・伝統・文化・ライフスタイルなどの魅力や住まい・子育てなど生活環境の情報発信や支援等を図る。

地域課題の解決に向けて、自治会をはじめとした地縁団体の活性化を図り、様々な団体の連携による地域活動の活性化を推進するとともに、地域活動の核となる拠点の整備及び人材の育成を推進する。また、地域のまつりなどの行事を通じて、これまで培われてきた地域コミュニティ活動の健全な維持継続を図る。

## 【6 地区共通】

### (1) 現況と問題点

#### 空き家対策

空家等は個人もしくは法人の所有物であり、その所有者等又は占有者が適正な維持管理に努めなければならないが、高齢化や人口減少に起因する、相続による所有者不明や経済的問題等の問題により、長年放置され老朽化し、倒壊などの危険性が増した特定空家等は年々増加しており、また、特定空家等のなかでも、腐朽・破損の程度が一定以上かつ周囲に対して危険性がある、老朽危険空き家も増加している。

### (2) その対策

#### 空き家対策

「長崎市空き家等対策計画」に則り、空き家等に関する適正管理について、周知・啓発を図るほか、法に基づく指導等を強化することで、空き家の活用及び特定空家等の除却を促進させる。

## 1 1 地域文化の振興等

### 【基本的方針】

文化団体や地域活性化のリーダーの育成を図るとともに、地域が自主的に取り組む地域文化を活かしたまちづくりを積極的に推進し、過疎地域に残る伝統芸能、文化財、歴史的景観、食文化などの地域の文化資源の適切な保存と利活用を促進することにより、住民が地域の多様な文化を再認識し、文化芸術に触れ、守り伝えながら、誇りを持てる個性と活力に溢れた地域づくりに主体的・積極的に参加する地域社会づくりを目指す。

### 【香焼地区】

#### (1) 現況と問題点

過疎化、高齢化していく中で、地域の人たちが引き続き元気に生き生きと豊かな生活を送ることができるような取り組みが必要である。

地域の芸術文化活動の活性化を図るため、地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

地域の貴重な歴史文化遺産の保存と活用に努めているが、今後も継続が必要である。既に整備されている文化財の説明板についても、経年劣化や多言語対応されていないものについては順次整備する必要がある。

#### (2) その対策

ア 特色ある地域の文化財の調査研究、活用及び保存整備を図り、未指定文化財の指定等を促進する。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

イ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の文化協会等と連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

#### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料 の展示や講演等を通じ、地域 住民に郷土の歴史について理 解や関心を深めてもらう。さ らに、住民の地域活動の活 性化を目指す。 また、多言語化した文化財	市	文化財の普及啓 発により、地域 活動の活性化を 図る。

		説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。		
		文化財普及啓発事業基金積立		
		「芸術文化活動助成事業」 市内文化団体の自主的な活動に対する助成金であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	活動 団体	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		芸術文化活動助成事業基金積立		
		「音楽の魅力発信事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		音楽の魅力発信事業基金積立		
		「市民参加型舞台公演等開催事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。	市	芸術文化の活性化及び向上を図るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。
		市民参加型舞台公演等開催事業基金積立		

## 【伊王島地区】

### (1) 現況と問題点

過疎化、高齢化していく中で、地域の人たちが引き続き元気に生き生きと豊かな生活を送ることができるような取り組みが必要である。

また、地域の芸術文化活動の活性化を図るため、地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

文化振興については、住民の自主的グループ活動を助成しつつ、伊王島開発総合センターを文化活動の拠点として、住民の生涯学習の機会を創出するとともに、それらを拡充することが必要である。

さらに、地域で忘れ去られようとしている民謡、民話、過去の出来事の記録保存と継承が重要である。貴重な歴史を後世に伝えるため、歴史文化を活かしたイベント等の開催といった啓発活動が求められる。また、県指定有形文化財「伊王島灯台旧吏員退息所」は伊王島灯台記念館として活用されているところである。併せて地域の貴重な歴史文化遺産の保存と活用に努めているが、今後も継続が必要である。既に整備されている文化財の説明板についても経年劣化や多言語対応されていないものについては順次整備する必要がある。

### (2) その対策

ア 伊王島灯台記念館の展示内容等の充実を図り、来訪者へ伊王島灯台の歴史の理解促進を図るとともに、施設の維持管理、保存に必要な整備を行う。

イ 歴史や文化を活かした事業の展開と各種イベントの開催により文化活動の啓発を図る。

ウ 特色ある地域の文化財の調査研究、活用及び保存整備を図り、未指定文化財の指定等を促進する。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

エ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の文化協会等と連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興 施設等			
	地域文化振興施 設	伊王島灯台記念館施設整備事 業	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			

地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。 また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。	市	文化財の普及啓発により、地域活動の活性化を図る。
	文化財普及啓発事業基金積立		
	「芸術文化活動助成事業」 市内文化団体の自主的な活動に対する助成金であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	活動団体	芸術文化の活性化及び向上を図る。
	芸術文化活動助成事業基金積立		
	「音楽の魅力発信事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
	音楽の魅力発信事業基金積立		
	「市民参加型舞台公演等開催事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出すると	市	芸術文化の活性化及び向上を図るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。

		ともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。		
		市民参加型舞台公演等開催事業基金積立		
		「伊王島灯台記念館運営事業」 県指定有形文化財伊王島灯台旧吏員退息所を活用し、伊王島灯台の歴史及び関係資料の展示を行い、市民や観光客に広く紹介する。	市	地域の文化財を活用し、地域活性化を図る。
		伊王島灯台記念館運営事業基金積立		

## 【高島地区】

### (1) 現況と問題点

過疎化、高齢化していく中で、地域の人たちが引き続き元気に生き生きと豊かな生活を送ることができるような取り組みが必要である。

また、地域の芸術文化活動の活性化を図るため、郷土芸能の保存継承など地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

なお、高島石炭資料館については、かつて石炭産業で栄えた高島の歴史を記録し伝えるための重要な施設として展示等の充実を図る。併せて地域の貴重な歴史文化遺産の保存と活用を努めているが、今後も継続が必要である。また整備されている文化財の説明板についても経年劣化や多言語対応されていないものについては順次整備する必要がある。

平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」について、構成資産である「高島炭坑（北溪井坑跡）」や「端島炭坑（軍艦島）」を万全に保護していくとともに、周辺の緩衝地帯についても改善を図る必要がある。また、文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを進めていくために、関連する遺産等の活用を行う必要がある。

### (2) その対策

ア 郷土芸能の継承に努める。

イ 高島石炭資料館の展示内容や資料等の充実を図り、来訪者へ高島炭鉱の歴史の理解促進を図る。

ウ 歴史や文化を活かした事業の展開と各種イベントの開催により文化活動の啓発を図る。

エ 特色ある地域の文化財の調査研究、活用及び保存整備を図り、未指定文化財の指定等を促進する。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

オ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の文化協会等と連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

カ 平成27年に世界文化遺産に登録された「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」について、構成資産である「高島炭坑（北溪井坑跡）」や「端島炭坑（軍艦島）」を万全に保護するために必要な整備を行う。また、資産を保護するために周辺の緩衝地帯において樹木保護等の環境の整備を行う。

さらに、文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを進めていくために、関連する遺産等の活用のために必要な整備を行う。

## (3) 計画

## 事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興 施設等			
	地域文化振興施 設	世界遺産等保存整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料 の展示や講演等を通じ、地域 住民に郷土の歴史について理 解や関心を深めてもらう。さ らに、住民の地域活動の活性 化を目指す。 また、多言語化した文化財 説明板・案内標識を整備し、外 国人を含めた観光客の受け入 れ態勢を整え、地域の活性化 を目指す。	市	文化財の普及啓 発により、地域 活動の活性化を 図る。
		文化財普及啓発事業基金積立		
		「芸術文化活動助成事業」 市内文化団体の自主的な活 動に対する助成金であり、活 動資金を支援することで、よ り高度な事業が可能となり、 過疎地域での芸術文化の活性 化及び向上につなげる。	活動 団体	芸術文化の活性 化及び向上を図 る。
		芸術文化活動助成事業基金積 立		
	「音楽の魅力発信事業」 市の中心部から遠い過疎地 域においては、気軽に質の高 い音楽を聴く機会が少ないこ とから、演奏家が地域に出か けて行くアウトリーチコンサ ートを開催することにより、 過疎地域での芸術文化の活性	市	芸術文化の活性 化及び向上を図 る。	

	化及び向上につなげる。		
	音楽の魅力発信事業基金積立		
	<p>「市民参加型舞台公演等開催事業」</p> <p>市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。</p>	市	芸術文化の活性化及び向上を図るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。
	市民参加型舞台公演等開催事業基金積立		
	<p>「『明治日本の産業革命遺産』推進事業」</p> <p>平成27年に世界文化遺産に登録された、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」について、構成資産を世界文化遺産として完全に保護する。世界文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを推進するため、関連する遺産等の活用を行う。また、国、県、関係機関等と連携し、市民及び来訪者への、世界遺産価値の理解促進に取り組む。</p>	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
	「明治日本の産業革命遺産」推進事業基金積立		
	<p>「世界遺産観光客受入整備事業」</p> <p>「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を訪れ</p>	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。

		る観光客の円滑な受入態勢の整備を行う。		
		世界遺産観光客受入整備事業 基金積立		
		「高島石炭資料館運営事業」 旧高島炭鉱の歴史及び石炭に関する資料を展示し、市民や観光客に広く紹介する。	市	地域の文化財を活用し、地域活性化を図る。
		高島石炭資料館運営事業基金積立		
		「端島周辺漁場保全事業」 端島の整備工事の実施に伴って周辺漁場への影響が懸念されるため、漁協が実施する端島周辺海域の漁場保全に係る経費を助成する。	漁業協同組合	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		端島周辺漁場保全事業基金積立		
		「世界遺産保存整備事業『端島炭坑護岸整備』」 端島の護岸の整備を行うに当たって、整備の方針を定めた「史跡高島炭鉱跡整備基本計画及び高島炭坑 端島炭坑修復・公開活用計画」に基づき、護岸の機能の向上を図り、遺跡の保護を図る。	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		世界遺産保存整備事業 「端島炭坑護岸整備」基金積立		
		「世界遺産保存整備事業『史跡高島炭鉱跡』」 「史跡高島炭鉱跡整備基本計画及び高島炭坑 端島炭坑修復・公開活用計画」に基づき、国指定史跡高島炭鉱跡及び「明治日本の産業革命遺産」の構成資産を将来にわたり適切に保存管理していくため、遺構状況の記録等の各種調査や整備を行う。	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		世界遺産保存整備事業 「史		

		跡高島炭鉦跡」基金積立		
--	--	-------------	--	--

## 【野母崎地区】

### (1) 現況と問題点

過疎化、高齢化していく中で、地域の人たちが引き続き元気に生き生きと豊かな生活を送ることができるような取り組みが必要である。

また、地域の芸術文化活動の活性化を図るため、地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

また、本地区は歴史文化遺産に恵まれており、貴重な郷土の史跡や文化財の保護に努めており、今後も継続が必要である。

特に、民俗文化財としても価値の高い郷土芸能が継承されているが、若年人口の流出等により後継者育成の問題を抱えている。

この対策として、ふるさとを担う若者に対し、郷土芸能に参加する機会を提供するための一環として、小学校はクラブの時間、中学校では総合的な学習の時間を利用して郷土芸能の伝承に努めている。

また、整備されている文化財の説明板についても経年劣化や多言語対応されていないものについては順次整備する必要がある。

### (2) その対策

ア 歴史や文化を活かした事業の展開と各種イベントの開催により文化活動の啓発を図る。

イ 特色ある地域の文化財の調査研究、活用及び保存整備を図り、未指定文化財の指定等を促進する。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

ウ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の文化協会等と連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

エ 長崎半島にある約8000万年前の地層から多種多様な化石の発見が続いており、調査研究、収集展示及び教育活動に資するため、令和3年10月にオープンした恐竜博物館に必要な整備を行う。

### (3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興 施設等			
	地域文化振興施 設	恐竜博物館施設整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			

地域文化振興	<p>「文化財普及啓発事業」</p> <p>本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。</p> <p>また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。</p>	市	文化財の普及啓発により、地域活動の活性化を図る。
	文化財普及啓発事業基金積立		
	<p>「芸術文化活動助成事業」</p> <p>市内文化団体の自主的な活動に対する助成金であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	活動団体	芸術文化の活性化及び向上を図る。
	芸術文化活動助成事業基金積立		
	<p>「音楽の魅力発信事業」</p> <p>市の中心部から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
	音楽の魅力発信事業基金積立		
	<p>「市民参加型舞台公演等開催事業」</p> <p>市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出すると</p>	市	芸術文化の活性化及び向上を図るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。

		ともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。		
		市民参加型舞台公演等開催事業基金積立		
		「端島周辺漁場保全事業」 端島の整備工事の実施に伴って周辺漁場への影響が懸念されるため、漁協が実施する端島周辺海域の漁場保全に係る経費を助成する。	漁業協同組合	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		端島周辺漁場保全事業基金積立		

## 【外海地区】

### (1) 現況と問題点

外海地区の文化を象徴する拠点の1つとして、出津文化村があり、その中に文化施設のド・ロ神父記念館や外海歴史民俗資料館、国指定重要文化財の旧出津救助院や出津教会堂、ド・ロ神父遺跡（救助院跡・いわし網工場跡）や遠藤周作の作品である「沈黙」の文学碑等が集中している。こうした施設、文化財等を活用していくために、文化教育講座を開催するとともに、貴重な文化財の保存・整備に取り組んでいる。

さらに、文化財の案内標識、説明板の整備、歴史の道として文化財を結ぶ遊歩道のカラー舗装化、総合案内塔の設置などを推進しており、今後は、出津文化村の利用者の拡大と有効利用を図るための方策の検討、文化財の保存・整備等が必要である。

なお、平成30年に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、構成資産である「外海の出津集落」、「外海の大野集落」を万全に保護していく必要がある。また、文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを進めていくために、関連する遺産等の活用を行う必要がある。平成28年には、外海歴史民俗資料館に「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の全体価値を示す展示が付加された。

また、平成12年5月に開館した「遠藤周作文学館」は、資料等の展示はもちろん、遠藤文学の調査研究及び情報発信基地として、さらには、文化・観光の新たな拠点として、今後、施設の設置目的に沿ったソフト面の充実とより効率的かつ効果的な管理運営システムの整備、施設へのアクセスの改善等を進めていく必要がある。

この他にも、昭和53年5月にフランス国ヴォスロール村との姉妹都市提携を結び、長崎外海・ヴォスロール姉妹都市委員会を中心に文化交流を続けている。

過疎化、高齢化していく中で、地域の人たちが引き続き元気に生き生きと豊かな生活を送ることができるような取り組みが必要である。

また、地域の芸術文化活動の活性化を図るため、地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

### (2) その対策

ア 外海歴史民俗資料館及びド・ロ神父記念館の展示内容の充実を図り、施設の維持管理、保存に必要な整備を行う。

イ 遠藤周作文学館の利用の促進及び整備の充実を図る。

ウ 歴史や文化を生かした事業の展開と各種イベントの開催により文化活動の啓発を図る。

エ 特色ある地域の文化財の調査研究、活用及び保存整備を図り、未指定文化財の指定等を促進する。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

オ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の芸術文化団体等と連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

カ 平成30年に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、構成資産である「外海の出津集落」、「外海の大野集落」を万全に保護するために必要な整備を行う。また、文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを進めていくために、関連する遺産等の活用のために必要な整備を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(1) 地域文化振興 施設等			
	地域文化振興施 設	世界遺産保存整備事業	市	
		遠藤周作文学館施設整備事業	市	
		外海歴史民俗資料館施設整備 事業	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料 の展示や講演等を通じ、地域 住民に郷土の歴史について理 解や関心を深めてもらう。さ らに、住民の地域活動の活性 化を目指す。 また、多言語化した文化財 説明板・案内標識を整備し、外 国人を含めた観光客の受け入 れ態勢を整え、地域の活性化 を目指す。	市	文化財の普及啓 発により、地域 活動の活性化を 図る。
		文化財普及啓発事業基金積立		
		「芸術文化活動助成事業」 市内文化団体の自主的な活 動に対する助成金であり、活 動資金を支援することで、よ り高度な事業が可能となり、 過疎地域での芸術文化の活性 化及び向上につなげる。	活動 団体	芸術文化の活性 化及び向上を図 る。
芸術文化活動助成事業基金積 立				

		<p>「音楽の魅力発信事業」</p> <p>市の中心部から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。</p>	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		音楽の魅力発信事業基金積立		
		<p>「市民参加型舞台公演等開催事業」</p> <p>市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。</p>	市	芸術文化の活性化及び向上を図るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。
		市民参加型舞台公演等開催事業基金積立		
		<p>「『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』推進事業」</p> <p>平成30年に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、構成資産を世界文化遺産として万全に保護する。世界文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを推進するため、関連する遺産等の活用を行う。また、国、県、所有者、関係機関等と連携し、市民及び来訪者への、世界遺産価値の理解促進に取り組む。</p>	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。

		「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」推進事業基金積立		
		「世界遺産観光客受入整備事業」 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を訪れる観光客の円滑な受入態勢の整備を行う。	市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		世界遺産観光客受入整備事業基金積立		
		「外海歴史民俗資料館運営事業」 外海地区の歴史資料及び民俗資料の保存・展示を行い、市民や観光客に広く紹介する。	市	地域の文化財を活用し、地域活性化を図る。
		外海歴史民俗資料館運営事業基金積立		
		「ド・ロ神父記念館運営事業」 外海地区にゆかりのあるフランス人宣教師ド・ロ神父の関連資料を保存し、その功績を市民や観光客に広く紹介する。	市	地域の文化財を活用し、地域活性化を図る。
		ド・ロ神父記念館運営事業基金積立		
		「遠藤周作文学館運営事業」 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録で外海地区への注目が集まるなか、更なる入館者増のため展示空間等の改善、充実などを行い、また、遠藤文学の魅力伝えるための情報発信の強化を図ることにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。	市	地域の文化を活用し、地域活性化を図る。
		遠藤周作文学館運営事業基金積立		

		<p>「世界遺産保存整備事業『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』」</p> <p>「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の関連資産である重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」の重要な構成要素を適切に保存管理するため、所有者が実施する整備事業に対する補助を行う。</p> <p>また来訪者受入体制の充実を目的として、便益施設の整備を行う。</p>	所有者・市	世界文化遺産を保護・活用し、地域活性化を図る。
		世界遺産保存整備事業『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』基金積立		
		<p>「都市提携及び親善交流事業」</p> <p>長崎市とフランス・ヴォスロール村の姉妹都市提携は、昭和53年の旧外海町とヴォスロール村の提携を引き継いでいるものであり、外海で長年、市民間交流を行う長崎外海・ヴォスロール姉妹都市委員会の事業への協力等を行うことで、ヴォスロール村との交流を支援し、地域の活性化を図る。</p>	地域活動団体	姉妹都市との交流を支援し、地域活性化を図る。
		都市提携及び親善交流事業基金積立		

【三和地区】

(1) 現況と問題点

地域の芸術文化活動の活性化を図るため、地域住民による自主的な文化活動に対し助成するとともに、音楽、美術など本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、芸術文化に触れる機会を創出していくことが必要である。

地域の貴重な歴史文化遺産の保存と活用に努めているが、今後も継続が必要である。既に整備されている文化財の説明板についても、経年劣化しているものは順次整備する必要がある。

(2) その対策

ア 特色ある地域の文化財の活用及び保存整備を図る。また、文化財の説明板等について必要な整備を行う。

イ 多くの地域住民が芸術文化に触れることができるよう、地域の文化協会などと連携し、本市の文化事業を身近な場所で実施することにより、地域住民の自主的な文化活動の活性化につながるよう取り組む。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振興 等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業			
	地域文化振興	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。 また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。	市	文化財の普及啓発により、地域活動の活性化を図る。
		文化財普及啓発事業基金積立		
		「芸術文化活動助成事業」 市内文化団体の自主的な活動に対する助成金であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地	活動 団体	芸術文化の活性化及び向上を図る。

		域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。		
		芸術文化活動助成事業基金積立		
		「音楽の魅力発信事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	市	芸術文化の活性化及び向上を図る。
		音楽の魅力発信事業基金積立		
		「市民参加型舞台公演等開催事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校などで実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。	市	芸術文化の活性化及び向上を図るとともに、地域コミュニティを醸成し、地域活性化を図る。
		市民参加型舞台公演等開催事業基金積立		

## 1 2 再生可能エネルギーの利用の推進

### 【基本的方針】

過疎地域においては、その自然的特性を生かしたエネルギーを利用することが重要であることから、自然環境の保全と活用を図ることを基本に、持続可能な社会を目指して、再生可能エネルギーの導入・活用の取組みを支援するとともに、カーボンニュートラルの実現を目指すために、住宅や建築物への太陽光発電設備をはじめとする再生可能エネルギー発電設備などの導入を推進する。

### 【6 地区共通】

#### (1) 現況と問題点

##### 再生可能エネルギー利用

自家消費用として設置されている再生可能エネルギー発電設備が他にも数件あるものと考えられるが、それらを差し引いても非常に少ない設置件数となっている。

また、交通網が限られていることから、災害時において停電が発生した際には、復旧が遅れる可能性がある。そのため、温室効果ガス排出量削減に加えて、災害時における電力確保のためにも、再生可能エネルギーの普及啓発を推進していく必要がある。

#### FIT・FIP制度設備認定がなされている再生可能エネルギーの件数

	香焼	伊王島	高島	野母崎	外海	三和
メガソーラー	1	—	1	—	2	1
太陽光発電	2	—	40	45	35	14
風力発電	1 (18.0kW)	—	—	5 (97.2kW)	1 (18kW)	—

※ FIT制度（固定価格買取制度）とは太陽光発電や風力発電など再生可能エネルギーで発電した電気を、国が定める価格で一定期間、電気事業者が買い取ることを義務付ける制度。

※ FIP（Feed-in Premium）制度は、発電者が自ら市場で電気を販売し、その価格にプレミアム（補助金）を上乗せして受け取る仕組みであり、発電者は市場の動向に応じた収入を得られるとともに、安定した利益を確保することができる制度。

#### (2) その対策

##### 再生可能エネルギー利用

ア 再生可能エネルギーに加え、電力を貯蔵するシステム（蓄電池、電気自動車等）の普及促進を図り、自立分散型電源として活用できる仕組みづくりを推進する。

イ 過疎地域の指定避難所等に太陽光発電設備等の再生可能エネルギー発電設備及び蓄電池を設置し、災害時における電力を確保する体制を整備する。

ウ 地域住民の再生可能エネルギーに関する理解や関心を深めるため、情報発信を行う。

(3) 計画

事業計画（令和8年度～令和12年度）

持続的発展施策 区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(1) 再生可能エネルギー利用施設			
	再生可能エネルギー利用施設	再生可能エネルギー等導入促進事業	市	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業			
	再生可能エネルギー利用	「再生可能エネルギー等普及促進事業」 長崎市ホームページやチラシ等を活用し、脱炭素社会実現に向けた取組み（再生可能エネルギーや電気自動車、蓄電池等）についての情報を発信し、再生可能エネルギー等の普及促進につなげる。	市	再生可能エネルギー等を普及促進する。

(4) 他の市町村との連携

長崎広域連携中枢都市圏（長崎市・長与町・時津町）において、ゼロカーボンシティの共同宣言を行い、カーボンニュートラルの実現を目指した快適なライフスタイルの普及を目指す。

### 1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

#### 【三和地区】

##### (1) 現況と問題点

###### 為石浄水場の跡地活用

三和地区の中心に位置している為石浄水場(旧高島町貯水池)は、昭和30年代後半からの旧高島町における水不足に対処するために、旧三和町の協力のもと、10万トンの貯水能力を有する貯水池として昭和43年に建設されたものであり、貯水池部分の面積が約1万7千平方メートル、貯水池以外ので為石浄水場敷地も合わせると約3万6千平方メートルという広大な敷地を有している。

この為石浄水場は長崎地域市町村建設計画に基づき、水道施設統合整備事業を実施し、長崎地区の手熊浄水場から送水管の延伸を行い、令和2年度末をもってその役割を終えていることから、主要地方道長崎南環状線の新戸町から江川町工区におけるトンネル工事残土を受け入れて貯水池部分を埋立てることにより、長崎南環状線の早期整備を促進するとともに為石浄水場跡地の活用可能性の拡大などを図ることとしている。

当該跡地は、交通アクセス、電力供給等の面でのポテンシャルの高さから、令和5年に企業立地用地としての活用方針を定めている。

しかしながら、当該跡地は建築基準法上の道路に接道していないことから、現状では新たな施設の建築ができないといった問題点もある。

##### (2) その対策

###### 為石浄水場の跡地活用

ア 跡地活用に必要不可欠で周辺住民の生活環境改善に繋がる接続道路の整備を行う。

イ 跡地活用の内容に応じ必要となるインフラ整備を行う。

##### (3) 計画

事業計画(令和8年度~令和12年度)

持続的発展施策 区分	事業名(施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の持 続的発展に関し必 要な事項		旧為石浄水場周辺道路整備事 業	市	再掲

事業計画（令和8年度～令和12年度）過疎地域持続的発展特別事業分

持続的発展 施策区分	事業名（施設名）	事業内容	事業 主体	備考 （地区）
1 移住・定住・地域間 交流の促進、人材育 成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業	<p>「ながさきウェルカム推進事業」</p> <p>長崎市への移住者の増加を目的として、移住に関するワンストップ窓口「ながさき移住ウェルカムプラザ」の運営、移住者に対する補助金制度の実施、地域の様々な魅力や移住に関する情報の一元的な発信を行う。</p>	市	<p>香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区</p>
		ながさきウェルカム推進事業基金積立		
		<p>「過疎地域活性化事業費負担金」</p> <p>・香焼チューリップまつり</p> <p>香焼地区でチューリップまつりを開催することにより、過疎地域となった香焼地区の交流人口の拡大及び地域の活性化につなげる。</p>	実行委員会	香焼地区
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		
		<p>「過疎地域活性化事業費負担金」</p> <p>地域の住民や団体等が主体となってイベントを開催することで、過疎地域の魅力発信及び交流人口の拡大に寄与し、活性化を図るとともに関係人口を拡大し、定住につなげる。</p>	実行委員会	伊王島地区
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		
		<p>「過疎地域活性化事業費負担金」</p> <p>地域活性化団体などで実行委員会などを組織し、地域の活性化及び地域間交流人口拡大のため、イベントを開催することで</p>	実行委員会 ・ 地域活動団体	高島地区

		関係人口を拡大し、定住につなげる。		
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		
		<p>「過疎地域活性化事業費負担金」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ のもぎき水仙まつり</li> <li>・ 野母崎地区活性化イベント</li> </ul> <p>地域活性化団体など（商工会・漁協・農協など）で実行委員会などを組織し、地域の活性化、少子化対策、地域間交流の拡大のため、イベントを開催する。</p> <p>また、地域の資源を生かした魅力発信を行い、交流人口の拡大や地域活性化を図るとともに関係人口を拡大し、定住につなげる。</p>	実行委員会	野母崎地区
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		
		<p>「過疎地域活性化事業費負担金」</p> <p>地域活性化団体など（商工会・漁協・農協など）で実行委員会などを組織し、地域の活性化、少子化対策、地域間交流の拡大のため、イベントを開催することで関係人口を拡大し、定住につなげる。</p>	実行委員会 ・ 地域活動団体	外海地区
		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		
		<p>「過疎地域活性化事業費負担金」</p> <p>地域活性化団体など（商工会・漁協・農協など）で実行委員会などを組織し、地域の活性化、少子化対策、地域間交流の拡大のため、イベントを開催することで関係人口を拡大し、定住につなげる。</p>	実行委員会	三和地区

		過疎地域活性化事業費負担金基金積立		
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	「離島漁業再生支援交付金」 高島地区の漁業集落において、種苗放流、産卵場・育成場の整備、漁場監視、新たな漁具・漁法の導入など、漁場の生産力向上及び漁業の再生に関する実践的な取組みを実施することにより、地域漁業の振興を図る。	漁業集落	高島地区
		離島漁業再生支援交付金基金積立		
		「新規漁業就業促進事業」 就業を希望する方への研修費等の支援及び研修を終了し、独立した際の漁業経費の支援を行うことにより、地域での漁業就業者の確保を図る。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		新規漁業就業促進事業基金積立		
		「水産種苗放流事業」 漁協が実施する沿岸主要魚種の放流に係る経費の一部を助成することで、つくり育てる漁業の振興を図る。	漁業協同組合等	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		水産種苗放流事業基金積立		
		「新たにチャレンジ水産経営応援事業」 漁協及び漁業者が実施する機材、機器類の整備に対する費用の支援を行うことで、漁業所得の向上及び経営力強化を図る。	漁業協同組合等	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		新たにチャレンジ水産経営応援事業基金積立		
「旬の魚イベント拡大支援事業」 旬の魚をメインとした直売イベント及び旬の魚の料理メニューを料理店で一定期間提供するフェア開催経費の支援を行うこ	市	伊王島地区		

		とにより、ながさきの魚の認知度向上、消費拡大、魚価の安定及び地域の活性化・地場産業の振興につなげる。		
		旬の魚イベント拡大支援事業基金積立		
		「のもぎき伊勢エビまつり開催費負担金」 野母崎地区で伊勢エビまつりを開催することで、伊勢エビの地産地消を推進し、地域の活性化・地場産業の振興を図る。	実行委員会	野母崎地区
		のもぎき伊勢エビまつり開催費負担金基金積立		
		「水産資源再生事業」 磯焼け等が原因となって減少している水産資源の再生に取り組み、漁業者の所得向上を図る。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		水産資源再生事業基金積立		
		「チャレンジ水産業補助事業」 他事業で補助対象とならない新たな取組を実施する漁協及び漁業者を支援することで、水産業の振興及び水産業関連所得の向上を図る。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		チャレンジ水産補助事業基金積立		
		「道の駅夕陽が丘そとめ運営事業」 道の駅夕陽が丘そとめにおいて、老朽化した施設や備品の整備又は更新を行い、提供品の充実、安全の向上等を図ることにより、来訪者を増やし、交流人口の増加と地域の活性化を図る。	市	外海地区
		道の駅夕陽が丘そとめ運営事業基金積立		

		<p>「グリーンツーリズム推進事業」</p> <p>地域におけるツーリズム団体の活動支援、育成を行い、子ども農山漁村交流事業の取組みなどを行い、都市と農山漁村の交流人口の増加と地域の活性化を図る。</p>	市	<p>伊王島地区</p> <p>高島地区</p> <p>野母崎地区</p> <p>外海地区</p>
		グリーンツーリズム推進事業基金積立		
		<p>「観光施設等ライトアップ事業」</p> <p>夜景の更なる魅力向上を図るため、地域のランドマーク施設のライトアップに係る照明施設の維持管理を行う。</p>	市	伊王島地区
		<p>「高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場運営事業」</p> <p>高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場の老朽化した設備等の更新や撤去等を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。</p>	市	高島地区
		<p>「飛島磯釣り公園運営事業」</p> <p>飛島磯釣り公園の適正な維持管理を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。</p>	市	高島地区
		<p>「野母崎高浜海岸交流施設運営事業」</p> <p>野母崎高浜海岸交流施設（高浜アイランド）の適正な維持管理を行い、野母崎地区における観光スポット、グルメ、イベントなどの季節の情報の発信基地としての交流人口拡大による地域の振興を図る。</p>	市	野母崎地区

		<p>「池島炭鉱体験施設運営事業」 九州最後の炭鉱の島「池島」の炭鉱施設において、日本の近代化を支えてきた石炭産業の現場を体験する機会を確保する。</p>	市	外海地区
		池島炭鉱体験施設運営事業基金積立		
		<p>「外海ふるさと交流センター運営事業」 外海ふるさと交流センターの老朽化した設備等の調査を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。</p>	市	外海地区
		<p>「池島中央会館運営事業」 池島中央会館の老朽化した設備等の調査を行い、利用者の利便性の向上及び施設の利用促進を図り、交流人口の増加と地域の活性化を図る。</p>	市	外海地区
		<p>「農業振興団体支援事業」 農地流動化及び農業の担い手育成等の事業を実施する農業振興団体等の支援をすることにより、農業及び地域の振興を図る。</p>	農業振興団体等	三和地区
		農業振興団体支援事業基金積立		
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>「地域コミュニティバス運行事業（香焼地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。</p>	市	香焼地区
		地域コミュニティバス運行事業（香焼地区）基金積立		
		<p>「地域コミュニティバス運行事業（伊王島地区）」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完す</p>	市	伊王島地区

		るコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。		
		地域コミュニティバス運行事業 (伊王島地区) 基金積立		
		「地域コミュニティバス運行事業 (高島地区)」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、島内循環コミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	高島地区
		地域コミュニティバス運行事業 (高島地区) 基金積立		
		「地域コミュニティバス運行事業 (野母崎地区)」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	野母崎地区
		地域コミュニティバス運行事業 (野母崎地区) 基金積立		
		「地域コミュニティバス運行事業 (外海地区)」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	外海地区
		地域コミュニティバス運行事業 (外海地区) 基金積立		
		「地域コミュニティバス運行事業 (三和地区)」 地域住民の生活利便性の向上を図るため、既存路線を補完するコミュニティバスの運行に係る欠損額に対して補助を行う。	市	三和地区
		地域コミュニティバス運行事業 (三和地区) 基金積立		
		「離島航路維持対策事業」 住民生活の安定・向上を目的として運航している離島航路の維持のため、運航事業者に対し欠損額の補助を行う。	市	伊王島地区 高島地区 外海地区

		離島航路維持対策事業基金積立		
		「バス待合所解体事業」 不要となったバス待合所は、老朽化して危険が生じる可能性があるため、解体することにより、地域住民の安全を確保する。	市	野母崎地区
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	「池島港浴場整備事業」 利用者の利便性の向上を図り、適正な施設の維持管理を行う。	市	外海地区
		「花のあるまちづくり事業」 過疎地域の道路沿線等に花壇やプランターを設置し、地域住民の協力により四季折々の花を植栽し、緑化の推進を図る。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		花のあるまちづくり事業基金積立		
		「リサイクルコミュニティ推進事業」 過疎地域の各自治会のリサイクル推進員を中心に、ごみの排出者に対して、ごみの減量と分別の指導、資源化を推進する等の活動に対し、推進員の属する自治会に謝礼金を支給する。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		リサイクルコミュニティ推進事業基金積立		
		「市有財産解体事業」 行政財産としての利用を終えた施設について解体し、地域住民の安全を確保する。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		市有財産解体事業基金積立		
		「老朽住宅除却事業」 老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に公営住宅を解体し、地域住民の	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区

		安全・安心な暮らしを確保する。		
		「旧廃棄物処理施設等解体事業」 閉鎖した廃棄物処理施設等については、老朽化による危険性が生じる可能性があることから、早期に解体を行い、地域住民の安全・安心な暮らしを確保する。	市	伊王島地区 高島地区 野母崎地区 三和地区
		「災害時用備蓄物資購入費」 発災直後に必要とされる現物備蓄として、孤立する可能性がある地域の近傍に備蓄することで、地域住民の避難環境を整備する。	市	伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	「障害者交通費助成事業」 心身障害者の社会的活動の参加の機会のための外出を支援するため、市内交通機関（バス、電車、タクシー、船舶）等の交通費を助成する。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		障害者交通費助成事業基金積立		
		「高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助事業」 高島地区において、将来的にも介護サービス事業者の参入を見込むことができない中、令和2年7月に開設した小規模多機能型居宅介護事業所の運営法人に対し、運営費の一部を補助し、安定した事業所運営を図る。	市	高島地区
		高島地区小規模多機能型居宅介護事業所運営費補助事業基金積立		
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	「伊王島診療所歯科診療事業」 伊王島地区の適切な医療や医療に対する安心感を提供するため、専門外来医（歯科）の確保を図る。	市	伊王島地区

		伊王島診療所歯科診療事業基金積立		
		「高島診療所週休日等医師確保事業」 医師が不在となる週休日等の急患に対応するため、長崎大学病院へ依頼し医師の派遣を受ける。	市	高島地区
		高島診療所週休日等医師確保事業基金積立		
		「高島診療所歯科診療事業」 島内に歯科医師がいないため、島外の医師に週1回の歯科診療を委託する。	市	高島地区
		高島診療所歯科診療事業基金積立		
		「救急艇運航事業」 島内の救急患者等を必要に応じて島外の医療機関等に搬送するため、救急艇の運航を委託する。	市	高島地区
		救急艇運航事業基金積立		
		「野母崎診療所専門外来医師確保事業」 眼科、耳鼻咽喉科、皮膚科の医師の派遣要請及び全身X線コンピュータ断層装置の賃貸借を行うことで、医療の確保を図る。	市	野母崎地区
		野母崎診療所専門外来医師確保事業基金積立		
		「野母崎診療所医療提供事業」 野母崎診療所で使用している医療機器について、耐用年数の経過や故障等により診療に支障をきたしている医療機器を購入することで医療体制の拡充を図る。	市	野母崎地区
		野母崎診療所医療提供事業基金積立		

		<p>「神浦診療所医療提供事業」 外海地区の適切な医療や医療に対する安全安心のため、医療機器の整備により地域医療体制の確保を図る。</p>	市	外海地区
		神浦診療所医療提供事業基金積立		
		<p>「池島診療所医療提供事業」 外海地区の適切な医療や医療に対する安全安心のため、医療機器の整備により地域医療体制の確保を図る。</p>	市	外海地区
		池島診療所医療提供事業基金積立		
		<p>「民間病院施設整備事業」 医療資源が限られた地域の住民が、その地域の病院でより質の高い医療の提供を受けられることができるよう当該地域の病院が行う医療機器の更新・新設を行う場合に補助を行い、医療環境の充実を図る。</p>	市	外海地区
		民間病院施設整備事業基金積立		
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	<p>「通学対策事業」 自宅から学校までの通学距離が概ね小学校2 km以上、中学校3 km以上の距離があり、公共交通機関を利用する場合などにその通学費の一部を補助し、保護者の経済的な負担軽減を図る。</p>	市	香焼地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		通学対策事業基金積立		
		<p>「共同調理場運営事業」 安全・安心な学校給食を提供するため、学校給食施設の良い維持管理を行う。</p>	市	香焼地区 伊王島地区 外海地区 三和地区
		<p>「離島高校生修学支援事業」 高等学校等のない離島から、高等学校等へ通学する者の通学費、及び県内の高等学校等に通学するため、自宅がある離島を</p>	市	高島地区 外海地区

		離れ民間のアパートや寄宿舍等の自宅外に居住している者の居住費等を補助し、離島の高等学校教育の円滑な実施に資する。		
		離島高校生修学支援事業基金積立		
		<p>「社会体育行事開催等事業」</p> <p>野母崎地区では、昭和36年に3名が東京オリンピックの強化候補選手として選考され、その翌年にカヌー協会が設立されたことを契機に地元中学校や高等学校にカヌー部ができ、同地区の特技スポーツとして活発な活動が展開されてきた。</p> <p>その後も平成26年の長崎国体をはじめ、同地区出身の選手が全国大会等において多くの上位入賞の実績を残している。</p> <p>これらの取組みや実績は同地区のスポーツ活動に対する熱意と関心の高まりを促進し、健康で活力のある地域振興に大きな役割を果たしてきたことから、今後も引き続き特色ある地域スポーツの振興を図るため、カヌーに係る事業への負担を行う。</p>	市	野母崎地区
		社会体育行事開催等事業基金積立		
		<p>「大型公民館施設整備事業」</p> <p>大型公民館を、安全で快適な生涯学習施設として利用できるよう維持管理を行う。</p>	市	外海地区
		<p>「地区公民館運営事業」</p> <p>地区公民館を、安全で快適な生涯学習施設として利用できるよう維持管理を行う。</p>	市	外海地区
		<p>「水泳授業民間委託事業」</p> <p>学校水泳授業を民間プール等で実施し、インストラクターより指導を受けることで、児童生</p>	市	高島地区

		徒の泳力向上及びより専門的な水泳授業を行うことが出来る指導者の育成を図る。		
		水泳授業民間委託基金積立		
10 地域文化の振興等	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	「文化財普及啓発事業」 本市が所蔵する文化財資料の展示や講演等を通じ、地域住民に郷土の歴史について理解や関心を深めてもらう。さらに、住民の地域活動の活性化を目指す。また、多言語化した文化財説明板・案内標識を整備し、外国人を含めた観光客の受け入れ態勢を整え、地域の活性化を目指す。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		文化財普及啓発事業基金積立		
		「芸術文化活動助成金事業」 市内文化団体の自主的な活動に対する助成金であり、活動資金を支援することで、より高度な事業が可能となり、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	活動団体	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		芸術文化活動助成金事業基金積立		
		「音楽の魅力発信事業」 市の中心地から遠い過疎地域においては、気軽に質の高い音楽を聴く機会が少ないことから、演奏家が地域に出かけて行くアウトリーチコンサートを開催することにより、過疎地域での芸術文化の活性化及び向上につなげる。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区
		音楽の魅力発信事業基金積立		
		「市民参加型舞台公演等開催事業」 市の中心部から遠い過疎地域においては、演劇に触れる機会が少ないことから、演劇ワークショップを過疎地域の学校など	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区

		で実施し、身近に演劇に触れる機会を創出するとともに、地域コミュニティの醸成に寄与することで過疎地域での芸術文化の活性化及び向上並びに地域の活性化を図る。		
		市民参加型舞台公演等開催事業 基金積立		
		「伊王島灯台記念館運営事業」 県指定有形文化財伊王島灯台旧吏員退息所を活用し、伊王島灯台の歴史及び関係資料の展示を行い、市民や観光客に広く紹介する。	市	伊王島地区
		伊王島灯台記念館運営事業基金積立		
		「『明治日本の産業革命遺産』推進事業」 平成27年に世界文化遺産に登録された、「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」について、構成資産を世界文化遺産として万全に保護する。世界文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを推進するため、関連する遺産等の活用を行う。また、国、県、関係機関等と連携し、市民及び来訪者に対し、世界遺産価値の理解促進に取り組む。	市	高島地区
		「明治日本の産業革命遺産」推進事業基金積立		
		「世界遺産観光客受入整備事業」 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」及び「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」を訪れる観光客の円滑な受入態勢・整備を行う。	市	高島地区 外海地区

		世界遺産観光客受入整備事業基金積立		
		「高島石炭資料館運営事業」 旧高島炭鉱の歴史及び石炭に関する資料を展示し、市民や観光客に広く紹介する。	市	高島地区
		高島石炭資料館運営事業基金積立		
		「端島周辺漁場保全事業」 端島の整備工事の実施に伴って周辺漁場への影響が懸念されるため、漁協が実施する端島周辺海域の漁場保全に係る経費を助成する。	漁業協同組合	高島地区 野母崎地区
		端島周辺漁場保全事業基金積立		
		「世界遺産保存整備事業『端島炭坑護岸整備』」 端島の護岸の整備を行うに当たって、整備の方針を定めた「史跡高島炭鉱跡整備基本計画及び高島炭坑 端島炭坑修復・公開活用計画」に基づき、護岸の機能の向上を図り、遺跡の保護を図る。	市	高島地区
		世界遺産保存整備事業「端島炭坑護岸整備」基金積立		
		「世界遺産保存整備事業『史跡高島炭鉱跡』」 「史跡高島炭鉱跡整備基本計画及び高島炭坑 端島炭坑修復・公開活用計画」に基づき、国指定史跡高島炭鉱跡及び「明治日本の産業革命遺産」の構成資産を将来にわたり適切に保存管理していくため、遺構状況の記録等の各種調査や整備を行う。	市	高島地区
		世界遺産保存整備事業「史跡高島炭鉱跡」基金積立		

		<p>「『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』推進事業」</p> <p>平成30年に世界文化遺産に登録された「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」について、構成資産を世界文化遺産として万全に保護する。</p> <p>世界文化遺産やまちに愛着を深め、よりよいまちづくりを推進するため、関連する遺産等の活用を行う。また、国、県、所有者、関係機関等と連携し、市民及び来訪者への、世界遺産価値の理解促進に取り組む。</p>	市	外海地区
		「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」推進事業基金積立		
		<p>「外海歴史民俗資料館運営事業」</p> <p>外海地区の歴史資料及び民俗資料の保存・展示を行い、市民や観光客に広く紹介する。</p>	市	外海地区
		外海歴史民俗資料館運営事業基金積立		
		<p>「ド・ロ神父記念館運営事業」</p> <p>外海地区にゆかりのあるフランス人宣教師ド・ロ神父の関連資料を保存し、その功績を市民や観光客に広く紹介する。</p>	市	外海地区
		ド・ロ神父記念館運営事業基金積立		
		<p>「遠藤周作文学館運営事業」</p> <p>「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の世界遺産登録で外海地区への注目が集まるなか、更なる入館者増のため展示空間等の改善、充実などを行い、また、遠藤文学の魅力を伝えるための情報発信の強化を図ることにより、交流人口の拡大と地域の活性化を図る。</p>	市	外海地区

		遠藤周作文学館運営事業基金積立		
		「世界遺産保存整備事業『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』」 「長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産」の関連資産である重要文化的景観「長崎市外海の石積集落景観」の重要な構成要素を適切に保存管理するため、所有者が実施する整備事業に対する補助を行う。	所有者・市	外海地区
		世界遺産保存整備事業『長崎と天草地方の潜伏キリシタン関連遺産』基金積立		
		「都市提携及び親善交流事業」 長崎市とフランス・ヴォスロール村の姉妹都市提携は、昭和53年の旧外海町とヴォスロール村の提携を引き継いでいるものであり、外海で長年、市民間交流を行う長崎外海・ヴォスロール姉妹都市委員会の事業への協力や会費を負担することで、ヴォスロール村との交流を支援し、地域の活性化を図る。	地域活動団体	外海地区
		都市提携及び親善交流事業基金積立		
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	「再生可能エネルギー等普及促進事業」 長崎市ホームページやチラシ等を活用し、脱炭素社会実現に向けた取組み（再生可能エネルギーや電気自動車、蓄電池等）についての情報を発信し、再生可能エネルギー等の普及促進につなげる。	市	香焼地区 伊王島地区 高島地区 野母崎地区 外海地区 三和地区

## 「参 照」

### 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

第3条第1項（抜粋） 特定期間合併市町村（平成11年4月1日から令和3年3月31日までの間に、市町村の合併（2以上の市町村の区域の全部若しくは一部をもって市町村を置き、又は市町村の区域の全部若しくは一部を他の市町村に編入することで市町村の数の減少を伴うものをいう。以下同じ。）により設置され、又は他の市町村の区域の全部若しくは一部を編入した市町村のうち、前条第1項、第41条第1項又は第42条の規定の適用を受ける区域をその区域とする市町村以外のものをいう。以下この条及び第6章において同じ。）であって、財政力指数で平成29年度から令和元年度までの各年度に係るものを合算したものの3分の1の数値が0.64以下であるもの（地方税の収入以外の政令で定める収入の額が政令で定める金額を超える市町村を除く。）については、特定期間合併関係市町村（平成11年3月31日に存在していた市町村であって、同年4月1日から令和3年3月31日までの間に市町村の合併によりその区域の全部又は一部が特定期間合併市町村の区域の一部となった市町村をいう。以下この条及び第41条第2項において同じ。）の区域（平成11年4月1日から令和3年3月31日までの間の市町村の合併の日（2以上あるときは、当該日のうち最も早い日）の前日における市町村の区域をいう。次項及び第41条第2項において「特定期間合併関係市町村の区域」という。）のうち、次の各号のいずれかに該当する区域を過疎地域とみなして、この法律の規定を適用する。ただし、第1号、第2号又は第3号に該当する場合においては、国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る平成27年の人口から当該

特定期間合併関係市町村の人口に係る平成2年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村に係る同年の人口で除して得た数値が0.1未満である区域に限る。

- (1) 国勢調査の結果による特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和50年の人口から当該特定期間合併関係市町村の人口に係る平成27年の人口を控除して得た人口を当該特定期間合併関係市町村の人口に係る昭和50年の人口で除して得た数値（以下この項及び次項において「特定期間合併関係市町村40年間人口減少率」という。）が0.28以上であること。

第8条第1項 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

## 第 4 2 号議案

### 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 3 7 年法律第 8 8 号）第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定に基づき、本市の辺地に係る公共的施設の総合整備計画を別紙のとおり変更する。

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

診療施設整備事業及び公衆浴場施設整備事業を追加すること等に伴い、高島辺地に係る公共的施設の総合整備計画を変更したいが、この変更については、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項において準用する同条第 1 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「別 紙」

高島辺地の総合整備計画（令和5年3月15日議決）の一部を次のよう  
に変更する。

2 公共的施設の整備を必要とする事情に次のように加える。

(6) 診療施設整備事業

高島国民健康保険診療所は、島内唯一の医療機関であることから、  
適切な医療や医療に関する安全安心のため、施設の整備を行い、地域  
医療体制の確保を図る。

(7) 公衆浴場施設整備事業

高島浴場は、地域住民への入浴の場の提供及び公衆衛生の向上に資  
する施設であるが、老朽化した施設の整備を行い、利用環境の確保を  
図る。

3 公共的施設の整備計画の表中

「

飲用水供給施設	長崎市	1,882,716	939,620	943,096	471,400
下水処理施設	長崎市	7,000	3,850	3,150	1,400
消防施設	長崎市	3,800		3,800	3,700
観光・レクリエーション施設	長崎市	58,300		58,300	58,300
合 計		1,951,816	943,470	1,008,346	534,800

を

」

「

診療施設	長崎市	18,100		18,100	18,100
飲用水供給施設	長崎市	1,882,716	939,620	943,096	471,400

下水処理施設	長崎市	7,000	3,850	3,150	1,400
消防施設	長崎市	3,800		3,800	3,700
観光・レクリエーション施設	長崎市	202,758		202,758	202,700
合 計		2,114,374	943,470	1,170,904	697,300

に

」

改める。

「別 紙」

総 合 整 備 計 画 書

長崎県長崎市	高島辺地
辺地の人口	3 0 5 人
辺地の面積	1. 2 km <sup>2</sup>

1 辺地の概況

(1) 辺地を構成する町又は字の名称

長崎市高島町

(2) 地域の中心の位置

長崎市高島町 2 7 0 9 番地 1 5

(3) 辺地度点数

1 6 0 点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

(1) 消防車両等整備事業

狭あいな生活道路が存在することから、車両進入困難な場所において活用する小型動力ポンプ並びに同ポンプ及び消火活動用資機材を積載する小型動力ポンプ付積載車を老朽化に伴い整備し、当該辺地内の消防団の機動力向上と消防活動の迅速化を図る。

(2) 飛島磯釣り公園施設整備事業

飛島磯釣り公園は、年間を通して集客が可能なレクリエーション施設であり、春季から秋季にかけて多くの利用者が訪れることから、老

朽化した施設の整備を行い、施設の安全性の確保を図る。

(3) 高島海水浴場・高島ふれあいキャンプ場施設整備事業

高島海水浴場及び高島ふれあいキャンプ場は、高島の観光の中心的なスポットであり、夏季は多くの海水浴客等が訪れることから、老朽化した施設の整備を行い、施設の安全性の確保を図る。

(4) 水道事業

水道施設は、生活に必要不可欠なライフラインとして重要な役割を担っていることから、老朽化した管路や設備の整備を行い、施設機能の維持を図る。

(5) 公共下水道事業

下水処理施設は、生活に必要不可欠なライフラインとして重要な役割を担っていることから、老朽化した設備の整備を行い、施設機能の維持を図る。

3 公共的施設の整備計画

令和5年度から令和9年度まで 5年間

(単位：千円)

施設名	事業主体名	事業費	財源内訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
飲用水供給施設	長崎市	1,882,716	939,620	943,096	471,400
下水処理施設	長崎市	7,000	3,850	3,150	1,400
消防施設	長崎市	3,800		3,800	3,700
観光・レクリエーション施設	長崎市	58,300		58,300	58,300
合計		1,951,816	943,470	1,008,346	534,800

「参 照」

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律

第3条第1項 この法律によって公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画（以下「総合整備計画」という。）を定めることができる。

第3条第8項 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

## 第 4 3 号議案

### 市道路線の認定について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり市道路線を認定するものとする。

路 線 名	起 点	重 要 な 経 過 地
	終 点	
鳴見町 2 7 号線	長崎市鳴見町	
	長崎市鳴見町	
鳴見町 2 8 号線	長崎市鳴見町	
	長崎市鳴見町	
芒塚町 6 号線	長崎市芒塚町	
	長崎市芒塚町	
戸石町 6 0 号線	長崎市戸石町	
	長崎市戸石町	
戸石町 6 1 号線	長崎市戸石町	
	長崎市戸石町	
戸石町 6 2 号線	長崎市戸石町	
	長崎市戸石町	
戸石町 6 3 号線	長崎市戸石町	
	長崎市戸石町	
戸石町 6 4 号線	長崎市戸石町	
	長崎市戸石町	
戸石町 6 5 号線	長崎市戸石町	
	長崎市戸石町	
田上 9 号線	長崎市田上 1 丁目	
	長崎市田上 1 丁目	

為石町 2 6 号線	長崎市為石町	
	長崎市為石町	

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

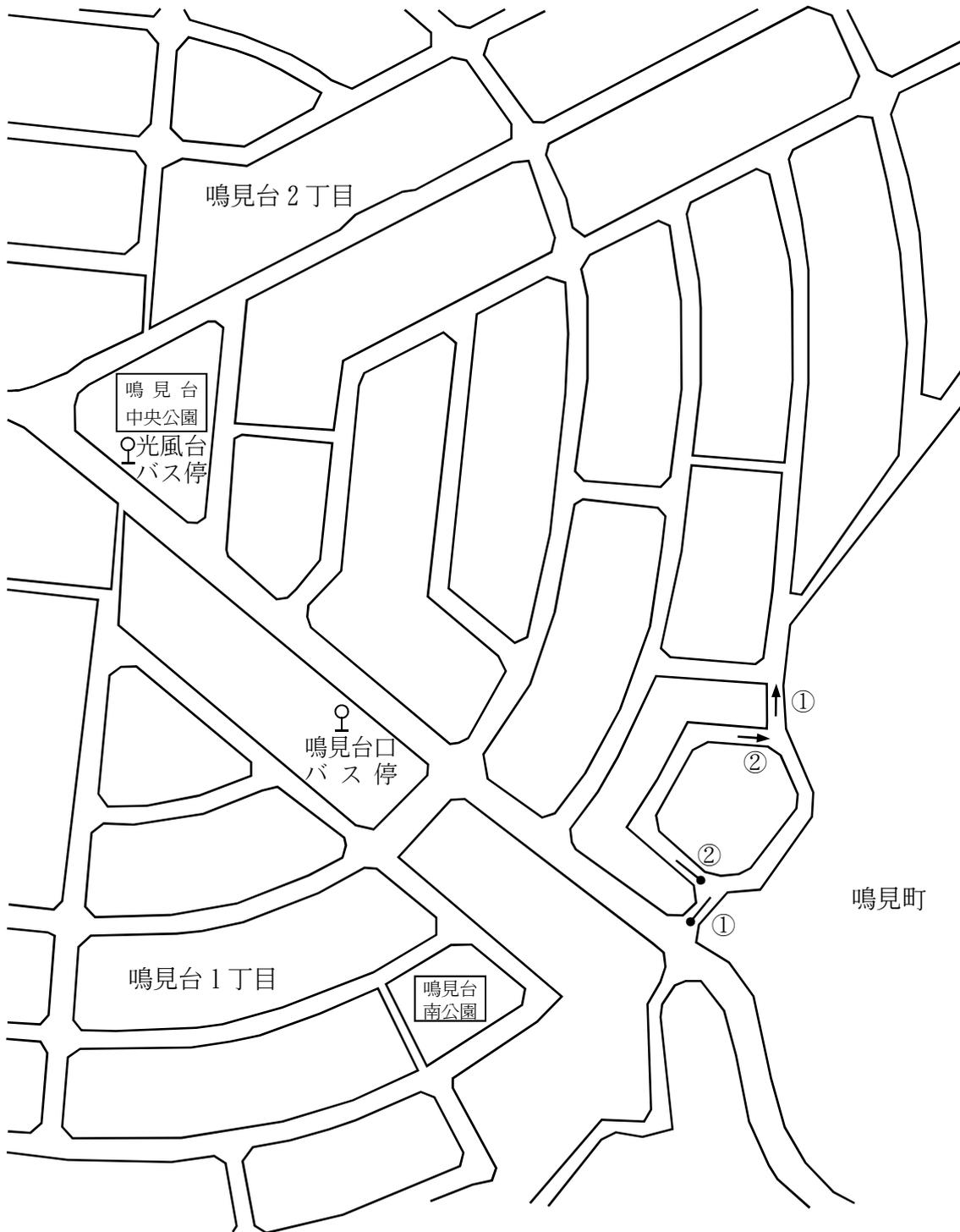
理 由

道路の帰属等に伴い、前記のとおり市道路線を認定したいが、この認定については、道路法第 8 条第 2 項の規定により議会の議決を経る必要があるので、この議案を提出する。

「参考」

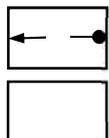
# 市道路線認定図

(1)  
N



路線名対照

## 凡例



認定路線

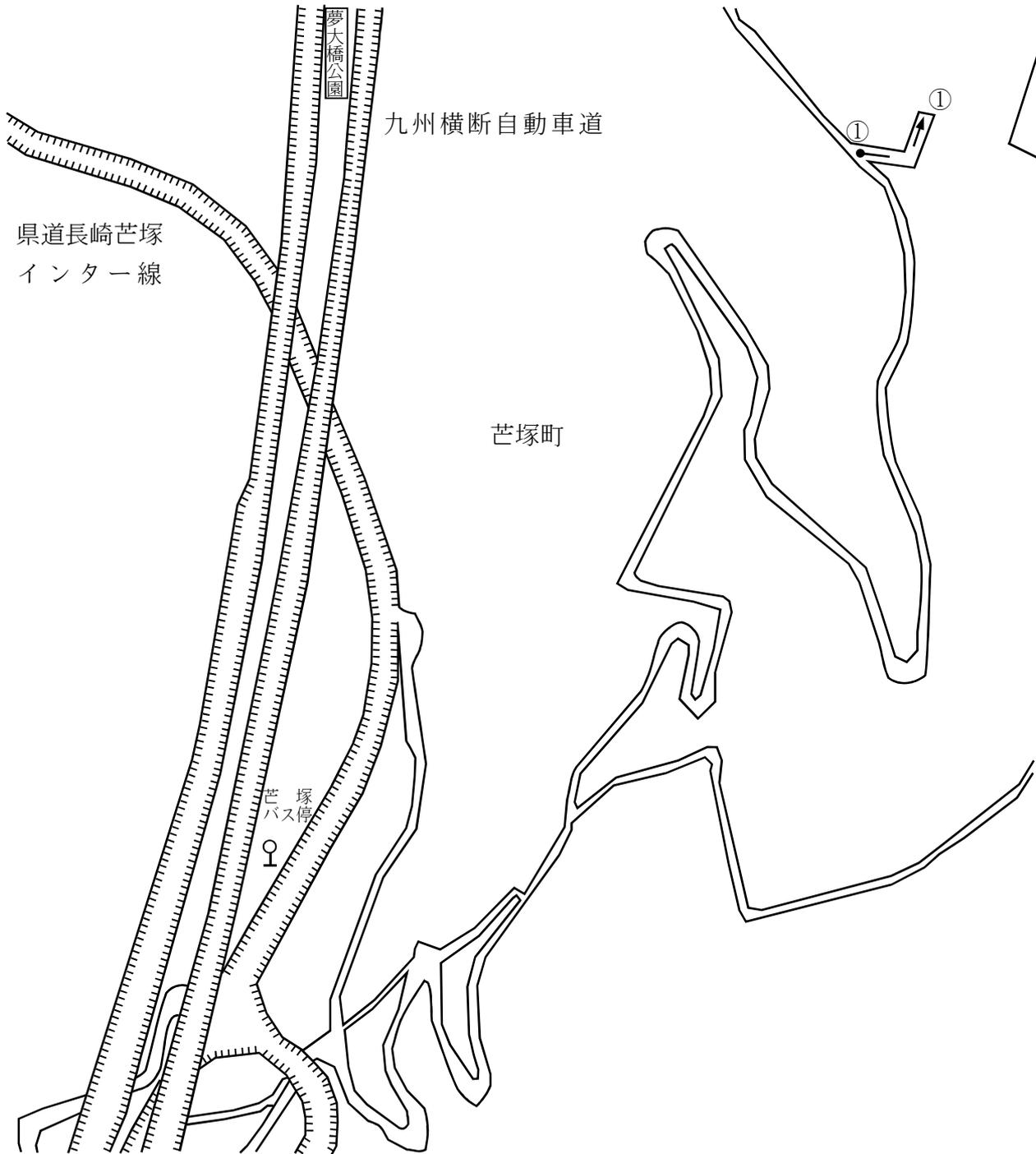
既認定路線

番号	路線名	備考
①	鳴見町27号線	認定
②	鳴見町28号線	認定

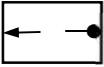
「参 考」

市 道 路 線 認 定 図

( 2 )  
N



凡 例

-  認 定 路 線
-  既 認 定 路 線
-  国 ・ 県 道

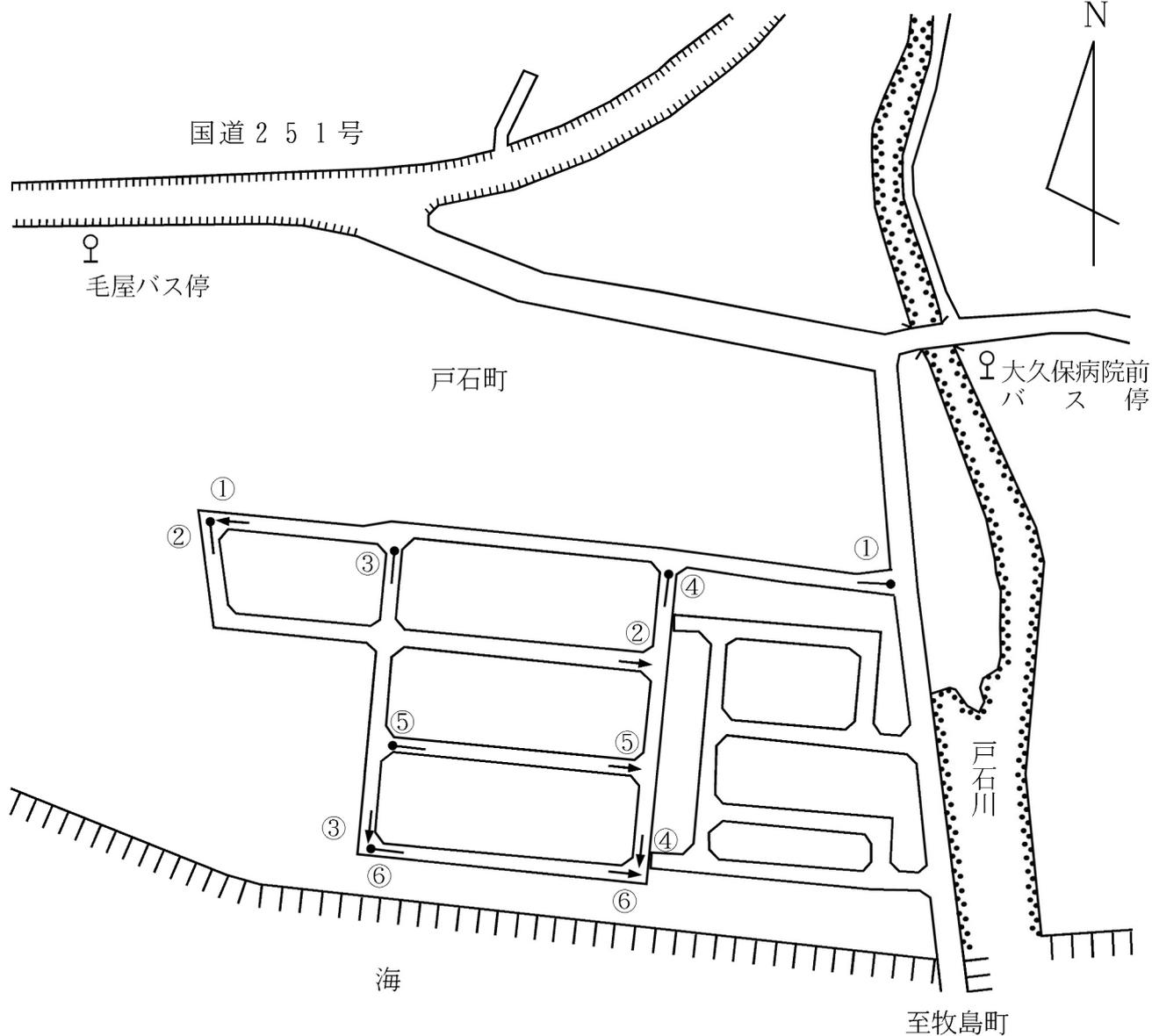
路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	芒 塚 町 6 号 線	認 定

「参 考」

市 道 路 線 認 定 図

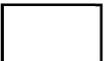
(3)  
N



路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	戸 石 町 6 0 号 線	認 定
②	戸 石 町 6 1 号 線	認 定
③	戸 石 町 6 2 号 線	認 定
④	戸 石 町 6 3 号 線	認 定
⑤	戸 石 町 6 4 号 線	認 定
⑥	戸 石 町 6 5 号 線	認 定

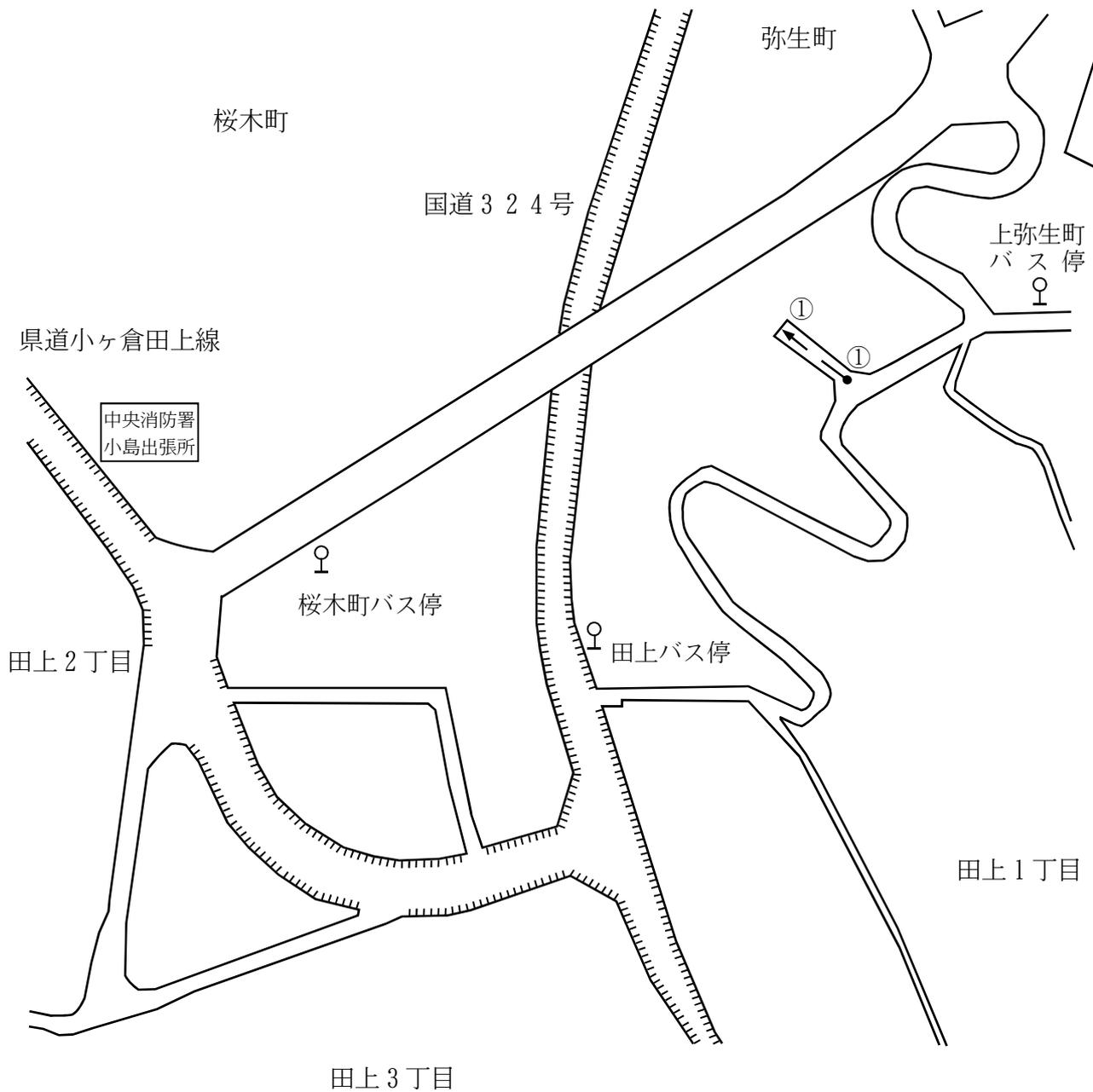
凡 例

-  認 定 路 線
-  既 認 定 路 線
-  国 道
-  河 川 等

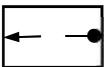
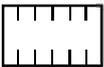
「参 考」

市 道 路 線 認 定 図

( 4 )  
N



凡 例

-  認 定 路 線
-  既 認 定 路 線
-  国 ・ 県 道

路 線 名 対 照

番 号	路 線 名	備 考
①	田 上 9 号 線	認 定

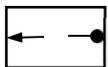
「参考」

市道路線認定図

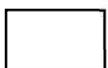
(5)  
N



凡例



認定路線



既認定路線

路線名対照

番号	路線名	備考
①	為石町26号線	認定

「参 照」

## 道路法

第 8 条第 1 項 第 3 条第 4 号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

第 8 条第 2 項 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。

## 第 4 4 号議案

### 工事の請負契約の一部変更について

令和 6 年 9 月 2 0 日に議会の議決を得て締結した日見大曲・宿町団地第 1 期整備事業の請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

3 契約の金額 1, 4 9 5, 0 3 9, 7 0 0 円

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

日見大曲・宿町団地第 1 期整備事業の請負契約については、労務単価等が上昇したため、契約の金額を変更する必要があるので、この議案を提出する。

「参 考」

(令和6年9月20日議決)

工事の請負契約の締結について

次のとおり工事の請負契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 日見大曲・宿町団地第1期整備事業の請負
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 1,464,100,000円
- 4 工 期 議会の議決を得た日から令和9年12月28日まで
- 5 相 手 方 西海建設・建友社設計共同企業体

代表者 長崎市興善町2番8号

株式会社西海建設

代表取締役 寺 澤 孝 憲

長崎市平野町3番5号

株式会社建友社設計

代表取締役 平 松 晃 一

## 第 4 6 号議案

### 公の施設の指定管理者の指定について

次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

- 1 公の施設の名称 長崎市古賀地区市民センター
- 2 指定管理者 長崎市古賀町 9 4 8 番地 1  
古賀地区市民センター運営委員会  
会長 瀨 田 文 秀
- 3 指定の期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 1 3 年 3 月 3 1 日まで

令和 8 年 2 月 1 8 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

長崎市古賀地区市民センターの管理を行わせるため、前記のとおり指定管理者を指定したいが、この指定については、地方自治法第 2 4 4 条の 2 第 6 項の規定により議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。

「参 照」

## 地方自治法

第 2 4 4 条の 2 第 3 項 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であって当該普通地方公共団体が指定するもの（以下本条及び第 2 4 4 条の 4 において「指定管理者」という。）に、当該公の施設の管理を行わせることができる。

第 2 4 4 条の 2 第 6 項 普通地方公共団体は、指定管理者の指定をしようとするときは、あらかじめ、当該普通地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

第47号議案

包括外部監査契約の締結について

次のとおり包括外部監査契約を締結するものとする。

- 1 契約の目的 当該契約に基づく監査及び監査の結果に関する報告
- 2 契約の金額 12,760,000円を上限とする額
- 3 契約の始期 令和8年4月1日
- 4 相手方 住所 [REDACTED]  
氏名 宮本 篤  
資格 弁護士

令和8年2月18日提出

長崎市長 鈴木史朗

理由

包括外部監査契約を締結する場合には、地方自治法第252条の36第1項の規定により、あらかじめ議会の議決を経る必要があるため、この議案を提出する。



長 監 第 6 2 号

令和7年12月26日

長崎市長 鈴木史朗様

長崎市監査委員 小 田 徹  
同 三 谷 利 博   
同 永 尾 春 文  
同 山 崎 猛

令和8年度包括外部監査契約締結に関する意見について

地方自治法第252条の36第1項に基づき、令和7年12月11日付け長監第59号で意見を求められた令和8年度包括外部監査契約締結に係る次の事項については、同意します。

- 1 契約の相手方 住所   
氏名 宮 本 篤  
資格 弁護士
- 2 契約の始期 令和8年4月1日

## 「参 照」

### 地方自治法

第 2 5 2 条の 2 8 第 1 項（抜粋） 普通地方公共団体が外部監査契約を締結できる者は、普通地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者であって、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1) 弁護士（弁護士となる資格を有する者を含む。）

第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項（抜粋） 次に掲げる普通地方公共団体の長は、政令で定めるところにより、毎会計年度、当該会計年度に係る包括外部監査契約を、速やかに、一の者と締結しなければならない。この場合においては、あらかじめ監査委員の意見を聴くとともに、議会の議決を経なければならない。

(2) 政令で定める市

第 2 5 2 条の 3 6 第 4 項 第 1 項又は第 2 項の規定により包括外部監査契約を締結する場合には、第 1 項各号に掲げる普通地方公共団体及び第 2 項の条例を定めた第 1 項第 2 号に掲げる市以外の市又は町村（以下「包括外部監査対象団体」という。）は、連続して 4 回、同一の者と包括外部監査契約を締結してはならない。

第 2 5 2 条の 3 6 第 7 項 包括外部監査契約の期間の終期は、包括外部監査契約に基づく監査を行うべき会計年度の末日とする。

### 地方自治法施行令

第 1 7 4 条の 4 9 の 2 6 地方自治法第 2 5 2 条の 3 6 第 1 項第 2 号に規定する政令で定める市は、指定都市及び中核市とする。

## 第 4 8 号議案

### 長崎市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

長崎市職員等の旅費に関する条例（昭和 2 9 年長崎市条例第 2 9 号）の一部を次のように改正する。

第 1 2 条を次のように改める。

（宿泊費）

第 1 2 条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、国家公務員等の旅費支給規程（昭和 2 5 年大蔵省令第 4 5 号）別表第 2 に定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。この場合において、同表中「指定職職員等」とあるのは「市長等」と、「職務の級が 1 0 級以下の者」とあるのは「市長等以外の職員（地方公務員法第 2 2 条の 2 第 1 項に規定する会計年度任用職員を除く。）」とする。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊に係る特別な事情がある場合として市長が別に定める場合の宿泊費の額は、当該宿泊に要する費用の額とする。

第 1 4 条第 1 項中「別表第 2 に定める 1 夜当たりの定額」を「1 夜につき 2, 4 0 0 円」に改め、同条第 2 項中「第 1 2 条」を「第 1 2 条第 1 項若しくは第 2 項」に改める。

別表第 1 及び別表第 2 を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の長崎市職員等の旅費に関する条例（以下「新条例」という。）第 1 2 条の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）

以後に旅行命令権者（新条例第2条第1項第1号に規定する旅行命令権者をいう。以下同じ。）が旅行命令を発する旅行について適用し、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旅行命令権者が旅行命令を発し、かつ、施行日以後に旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令を変更する旅行における新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

- 3 前項の規定に基づき従前の例によることとされる旅行について、施行日以後に新条例第3条第4項及び第5項に規定する旅費の支給が生じた場合の金額の算定は、なお従前の例による。

（教育長の給与等に関する条例等の一部改正）

- 4 次に掲げる条例の規定中「別表第1旅費額に掲げる」を「の規定により」に、「職員相当額」を「職員が受けるべき額に相当する額」に改める。

- (1) 教育長の給与等に関する条例（昭和28年長崎市条例第28号）第2条第6項
- (2) 長崎市監査委員条例（昭和39年長崎市条例第8号）第9条第6項
- (3) 長崎市上下水道事業管理者の給与等に関する条例（昭和41年長崎市条例第39号）第2条第6項

令和8年3月6日提出

長崎市長 鈴木史朗

## 理 由

国家公務員に準じて、本市の職員の宿泊費の額を改定したいのと、その他所要の整備をしたいので、この条例案を提出する。

## 第 4 9 号議案

長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

長崎市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例（令和 5 年長崎市条例第 4 2 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「、命令第 4 条第 2 項中「35 人」とあるのは「30 人」と」を削り、「第 3 6 条の規定並びに」を「、「第 3 6 条の規定並びに」に改める。

附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

理 由

幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。

## 第 5 0 号議案

長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例

長崎市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（令和 5 年長崎市条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「、告示第 2 の 2 中「35 人」とあるのは「30 人」と」を削り、「「の」を「、「の」に改める。

### 附 則

この条例は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 8 年 3 月 6 日提出

長崎市長 鈴木 史 朗

### 理 由

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣及び文部科学大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、関係条文の整理をする必要があるので、この条例案を提出する。